

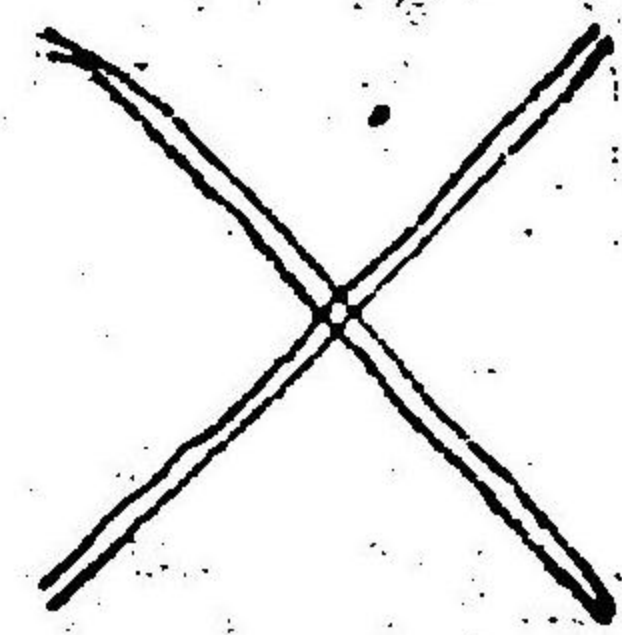
B. Morris
© 1911.

4893

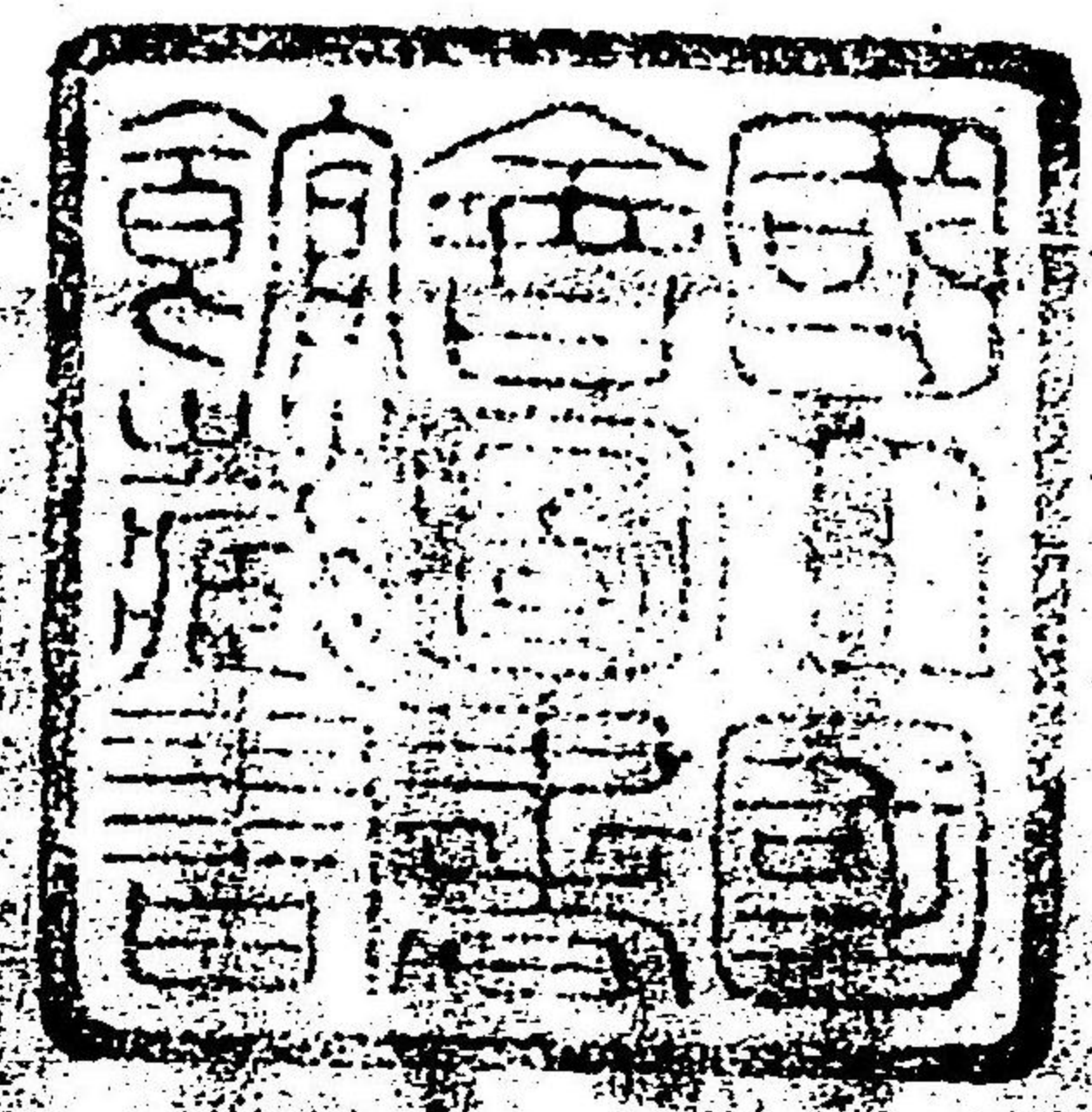
明治二十六年五月再版

日奔
斯著
貨
幣
說

經濟雜誌社



336
147



1229

貨幣說翻譯例言

此書は英國曼徹特オヴエンス學校の論理兼經濟學士スタンリー、マホンス氏 (W. Stanley Jevons) の所著にして題して Money and the Mechanism of Exchange といひ貨幣と云ふとして併せて紙幣并に諸手形類の事を論ず故に題號の義に従ひ宜しく譯して貨幣并に交換の機關と曰ふべきなれども今零に従ひ單に貨幣說と云へり氏は方今の一家にして別に經濟書論理書等其他數部の著述ありウォークル氏の貨幣說中亦多く此書を引用す其敘事簡にして疎ならず議論的にして要を得たり最も貨幣の大意を知るの善書とす唯、余の謫劣細かに其微を釣り幽を發する能はず行文往々不明多きが如きは謹て大方の指教を乞ふ

明治十五年五月

譯者 識

例言

1

原叙

此書編纂の主意は宇内古今貨幣の制度、及其用に充つる所の物材、其鑄造并に發行の諸規則、諸書券を以て貨幣に代ふるの諸法并に輓近漸やく盛なるチェツク決算の法によりて大に貨幣を省約するの状等を擧げて其大概を説くに在り

英國方今通貨の論盛なれども此書固と此論の爲めにする者に非れば銀行免許條例の如きは多く論及せず該條例并に其他貨幣市場の事に關する紛紜を知らんと欲せば讀者バセカット氏のロムバルド、ストリート名書に就て見るべし此書は特に其緒言を爲して可なり

貨幣の事を學ぶに其高尙精微の議論に入るの前先づ修むべき事多し今夫れ一國の語を學ぶには先づ文典を明らかにして後文を綴り書を読むを試み數理を學ぶには先づ算術に通じて後代數又は微分積分の精を究む然るにヘルベルト、スペンセル氏の言の如く修身及經濟の學を講ずる者豫め此文典及算術を修せずして直ちに高尙に馳するは此學の不幸にして世間往々彼の狂論妄策の現出し來るを致せり下條の諸策を斥す

經濟學中此等の諸論あるは猶幾何學中圓を方にするの論あり器械學中不歇運動の論あるが

ことし接共に爲すべか貨幣論者中若し少しく故學士モルガン氏の學問滑稽ある者を生ぜしめば其通貨の論を解するの容易なる迥かにモルガン氏の方圓論に勝るべし接圓圖を方にすに在て得べからざるの事たり然るに世人徒らに心を此事に費やす者あるを見てもルガン氏曾て書を著して之を愚弄す今通貨の事に於て世間空論の實施すべからざるを示すは迥かに此方圓論の愚を示す世間無數の貧困疾苦唯多く紙片を發行して得て醫治すべきを證せんと欲して徒らに光陰を費し貲財を抛つ者世に其人多し甲は出納局の證券以て人間の百害を排除し盡すべしと云ふ者あり又一種の仁人は悉く我が國債を以て貨幣と爲し或は全國の土地を以て貨幣と爲し其他百物皆以て通貨と爲して吾曹をして皆富ましめんと謀る者あり或は今日自由貿易の世に在て造幣局黃金購入の價格一定せるを愠る者あり又近ごろ國會中の一員は造幣局の銀貨鑄造に横恣の制限あるを駁撃して盛名を博す此衆論の中に在て時令錢及六邊尼錢の足らざるが故に貧民多しと云ひ或は一歳租税の總額全國流通の貨幣に超越するが故に貧民多しと云ふが如きを聞くは復た異しむに足らざるなり

貨幣の事たる固と甚だ廣博にして其關係書類の多き優に一庫に實つべし近來宇内通貨の制度漸やく改革の運に際し諸國政府皆局を開て良好通貨を得るの法を講す而して列國貨幣會

議の報告及民間の諸考索諸著述此局中に備へて考證の資に供する者實に汗牛充棟管ならず余今此群書中に就て其事實の最も人を益すべき者を摺撫纂輯し以て磅、弗、フランク、マ
ルク、の何れか最も元位と爲すに適する、價值の尺度は金を以てし銀を以てし或は二金を
併せ用ふるの何れを是とする、紙幣正金何れを以て通貨と爲すべき、我英國に於て金貨重
量の磨耗は宜しく幾何を以て極とすべき、及其改鑄の費は之を官府の損失に歸せんか抑、
末後之を所持せし者の不幸と爲さんか、等の論題に就て讀者をして自から樹立する所あら
しめんと欲す

米國に於ては貨幣改革の事更に緊急にして正金通用の回復、後來紙幣の處置、及正金紙幣
共用の多少并に他日列國通用の貨幣と爲すべき弗錢の大小品種如何等の問題目下に迫るわ
り日耳曼は正金紙幣の制度共に一大改革中にして蓋し極めて美績を收めんとす佛國に於て
は兩本位單本位の論未だ全く了らず而して方今頻りに紙幣兌換の途を開くに從事す其他以
多利、埃地利、和蘭、白耳義、瑞士、斯干的那維、魯西亞等亦皆或は目下頻りに改革を舉
行し或は方さに僅かに其事を了し或は今日之を計劃せざる者なし然れども凡そ此等の改革

に就て讀者須らく心に記すべきは總て今日施爲する所の事は皆是れ他日の張本にして今日列國共用貨幣の事極めて行ふべからざるが如しと雖ども凡そ一益を身後に貽てすの志ある者は徹底此一着を以て目的と爲さるべからざるなり

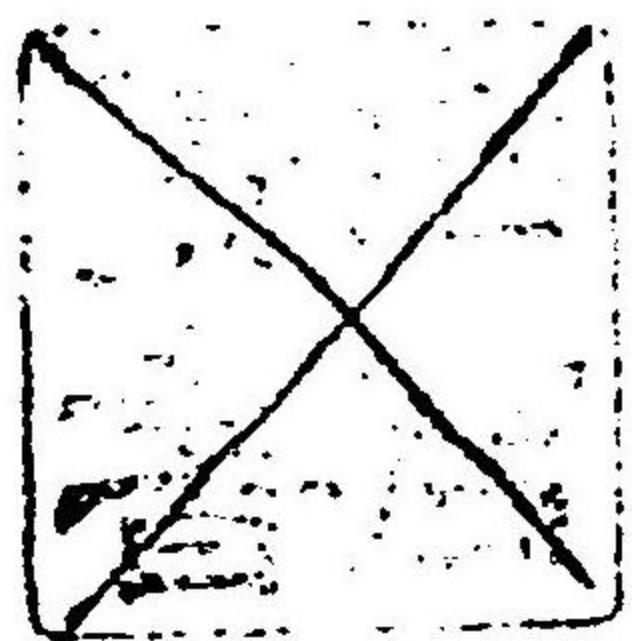
此書力をセイド氏の地金并に外國爲換論、學士サムチル氏の米國貨幣史シエバリール氏の貨幣説、ウ・ロウスキ氏の貨幣の事に關する諸著述及シュールナール、デコノミストの社説に假る者多し又諸銀行及紳士の教示幫助を得る實に少なからず最もジョン、ミル氏チー、アール、ウィルキンソン氏イー、ヘルム氏及造幣局の化學士ロベルト氏等の厚意を深謝す又諸紳士時々貨幣の事に關する諸書類并に著述の寄送を辱する者皆大に參考の用に資す中に就て米國の造幣局長及ウ・ークル、イー、デボイスの兩氏より前後投寄せられたる米國造幣局及其通貨の事に關する諸報告書類は極めて余を裨益せり又ダブリュー、エチ、フリーエール氏余が爲めに細かに諸例證を校讀しチー、エチ、クリフ、レスリー、アール、エチ、イングリッス、バルグラープ、フレデリック、ヘンドリックの三氏各、卷中の一部を閱す

千八百七十五年五月三十一日

編 者 誌

日奔斯氏貨幣説目次

第一篇	物々交易	一
二好の合同を缺く		三
物價の尺度を缺く		四
分割の自由を缺く		五
第二篇	交換	七
有用及價値は物の生有に非ず		八
價値は交換の比例を表す		一〇
第三篇	貨幣の職務	一一
價値の本位		一二
價値の蓄藏		一四
四職の分離		一五



第四篇 古代貨幣の沿革	一七
射獵時代の通貨	一七
牧畜時代の通貨	一九
服飾の通貨	二二
農耕時代の通貨	二三
製造品其他雜物の通貨	二五
第五篇 貨幣材料の性格	二七
其一 有用及價值	二九
其二 携帯の便	三二
其三 毀滅せず	三四
其四 品質精粗なし	三五
其五 分割すべし	三五
其六 價值變動なし	三六

其七 認識しやすし	三七
第六篇 貨幣に用ふべき金族	三八
鐵	四〇
鉛	四一
錫	四一
銅	四二
銀	四三
金	四四
白金	四六
洋銀	四七
他の金族	四八
配合	四九
第七篇 錢	五〇

鑄錢の發明	五二
何をか鑄錢と曰ふ	五四
鑄錢の形狀	五五
至良の形狀	五六
鑄錢を以て工藝の遺物とす	五九
大事の紀念碑とす	六〇
造幣の事は國君に屬すべし	六一
第八篇 循環の理	六四
價値の元位	六四
貨幣、會計錢、價値の元位	六七
本位錢、定位錢	七一
金族價値、名目價値	七二
官定錢	七三

慣習の貨幣に於ける力	七五
グレンシャム氏の大則	七七
グレンシャム氏大則の擴充	八〇
第九篇 貨幣の諸制度	八二
秤量貨幣の制	八四
無制限の計數貨幣	八八
單官定錢	九二
複官定錢	九四
合官定錢	九七
第十篇 英國正貨幣の制度	一〇〇
金貨幣	一〇〇
銀貨幣	一〇三
青銅貨幣	一〇五

金貨衡量の不足	一〇六
輕耗金貨の喚收	一〇九
金貨の供給	一一一
銀貨の供給	一一三
造幣局	一一六
第十一篇 小貨幣	一一七
首要ある金族の同價重	一一八
<u>ビロン</u> 錢	一二一
點眼錢	一二三
青銅錢	一二四
英國青銅錢	一二五
通貨の重量	一二六
洋銀滿俺アルミニウム其他金族及配合物	一二八

第十三篇 本位の争	一三一
兩本位	一三三
矯正の効	一三五
銀貨幣の消滅	一三六
兩本位の害	一四〇
字内の貨幣制度を通論す	一四三
第十三篇 貨幣に関する諸細小の事件	一四六
配合品	一四六
貨幣の大小	一五一
貨幣の磨耗	一五二
貨幣計算の法	一五六
正貨幣使用の費	一五八
第十四篇 列國共用貨幣	一六一

共用貨幣の利	一六三
共用貨幣の害	一六五
貨幣制度の乖戾	一六六
共用貨幣の諸商議	一六八
英國貨幣を十分法に改むるの議	一七一
米國他日の弗錢	一七四
日耳曼の貨幣改革	一七六
小貨幣の制	一七八
共用貨幣元位の選定	一八〇
第十五篇 交換の具	一八四
交換法の進歩	一八五
代貨幣	一八六
チェック決算の法	一八七

第十六篇 代貨幣	一八八
代貨幣古代の沿革	一九〇
代貨幣の用起る所以	一九三
正貨幣の不便	一九四
正貨幣の重量	一九六
利子の省約	一九七
第十七篇 約定手形并に其種類	一九九
現物預り手形	二〇〇
流用預り手形	二〇一
現物手形と流用手形との別	二〇二
貨幣約定手形	二〇五
代貨幣流通の理	二〇七
第十八篇 紙幣發行の諸法	二〇九

其一 全寄託法	二二二
其二 半寄託法	二二五
其三 最少準備法	二二六
其四 比例準備法	二二六
其五 最大發行法	二二七
其六 可越制限法	二二八
其七 證券準備法	二二九
其八 實產準備法	二二〇
其九 外國爲替法	二二三
其十 自由發行法	二二三
其十一 等金貨法	二二四
其十二 公租上納法	二二四
其十三 後年兌換法	二二六

其十四 紙幣法	二二六
紙幣の濫發	二二八
紙幣張縮の不便	二二九
第十九篇 信用證書	二三〇
信用の厚薄	二三一
銀行紙幣	二三二
チミク	二三三
爲替手形	二三七
有利息證書	二三八
貨幣の字義	二四一
第二十篇 簿記貸借及銀行取引	二四四
一 銀行取引の法	二四六
兩銀行取引の法	二四七

數銀行取引の法	二四八
銀行支店取引の法	二五〇
代理店取引の法	二五二
倫敦代理銀行	二五三
地方決算法	二五三
第三十一篇 決算局法制	二五五
倫敦決算局事務執行の法	二五八
曼識特決算局	二六一
紐約決算局	二七一
決算法の廣布	二七二
決算法の益	二七六
正貨幣使用の比例	二七七
決算法の使用すべからざる者	二八一

第三十二篇 チラク銀行	二八二
チラク銀行と普通銀行との交通	二八四
其理財上の効用	二八六
券銀の仕拂	二八八
貯蓄銀行を兼ね	二八九
チラク銀行の成敗	二九〇
第二十三篇 外國爲替手形	二九一
爲替手形の起源并に其本性	二九三
同上賣買の營業	二九四
字内總決算局	二九六
理財の事務皆倫敦に適合す	二九七
外國銀行倫敦の出店	二九九
第二十四篇 英倫銀行并に貨幣市場	三〇一

貿易の増進	三〇一
銀行の競争	三〇三
千八百四十四年の銀行免許條例	三〇四
自由銀行論	三〇五
濫發の虞	三〇六
銀行紙幣鑄造の權利	三〇九
蘇格蘭及英倫の銀行	三一〇
諸銀行の正金準備	三一一
貨幣相場過敏の救治	三一二
第二十五篇 價値の表揭本位	三一六
穀物地代	三一七
一種の複本位法	三一八
ロウ氏の表揭本位	三一九

ポウレットスクロップ氏同上	三二〇
其實施の難	三二一
第二十六篇 一國の用を足すべき貨幣の數	三二三
其濟す所の事の多少	三二四
通貨流通ノ快滯	三二五
チエック決算の効	三二六
結文	三二九

日奔斯氏貨幣說目錄畢

日奔斯氏貨幣説

大島 貞益 譯

○第一篇 物物交易

往年巴勒マイリック劇場の歌妓にマデモイセル、セリーと呼ぶ者藝を賣りて世界に漫遊せしとき一日ソサイアイ島に於て場を開きノルマ按、曲名及數曲の歌を歌ふの報として場の収益三分の一を得んことを約せしに既にして其得る所を算すれば豚三頭、火雞二十三匹、通常雞四十四匹、椰實五千顆の外芭蕉實、檸檬、橙子等の類數を知らずウ・カウスキ氏が刊行せる妓の書牘中に若し巴勒の市場に在らしめば其價蓋し四千フランクに降らざりしと云へり今夫れ五曲の歌を奏して之を得る其報薄しとせず然れども島内貨幣絶小にして之を換ふるを得ず而してマデモイセル固より一朝に之を食盡すること能はざれば後遂に已むを得ずして其菓實を以て其雞豚を飼養するに至れり

又ワルノイス氏嘗てマンノ群島に遊歴せしときは島内食物彼の如く豊富にして尙其置しきに苦めりと云ふ其紀行に據るに諸島中往々絶て通貨なき者あり一飯を謀ること一々物を

以て物に換へざれば辨ぜず且つ毎交換頗ぶる應接を費了す例へば偶、魚肉其他の食物を來販する者あるも我れ若し販者の求に應ずべき物あらざれば販者之を賣らずして去る一行の人屢、飢を忍て食を廢せしことあり故に平居多く厨刀、布帛、火酒、西國米餅の類を貯へて行商の需に應ずるを便とせしと云ふ

近時開明國の民は幾んど物々交換を以て今世有るべからざる事と爲し其初生の日より貨幣の使用に慣るゝが故に其莫大の便利を覺えず異代奇僻の俗を詳らかにして始めて彷彿として貨幣を缺くの不便を知る是のみならず不開の蠻部は今尙物々相換ふるを以て獨り交易の一法と爲すを聞て唯、驚怪するのみ現今倫敦府に亞非利加現物交易會社と名くる合資會社ありて專ら亞非利加の西岸に至り歐洲諸製造品を以て其椰子油、沙金、棉花、珊瑚、護謨等の物と相交換するが如き亦以て奇事と爲せり

然れども凡そ交易は必らず我が要せざる所の者を以て其要する所の者と相易ふるに始まり此簡古なる交易をバートル又トリック *Barter or Truck* といふ即ち佛國の語に所謂トロック *Truck* として彼の相交換する所の物其一は唯一一時之を得て後次の交換に即ち又棄て去る者

と相別てる名なり此一時交換の間に介する物は即ち貨幣なり故に淺く之を考ふれば貨幣は一次にして足るべき交換を再びせしめて徒らに煩累を増すに似たり然れども少しく物々相換の不便を察すれば所謂煩累は此に在らずして却て彼に在り貨幣の職務特に一端に止まらず數職併せ兼ぬるは獨り其不便を知りて後始めて會得すべきことにして若し此百種貨物を分割し又其價を度り其契約を表する所の具あらざれば社會今日の熱鬧を爲す能はざるなり

○二好の合同を缺く

物々相換ふるの不便は第一兩人の所好恰かも相投ずるの難きに在り蓋し世間何物を買はんと欲する者多し又之を賣らんと欲する者多し然れども物々相換の俗に在ては二重の合同なかるべからず 按、我れ何物を買はんか欲し人亦恰かも之を賣らんか欲す是れ一の合同なり然れども人更に何物を買はんか欲して我亦其物を賣らんか欲するに非れば物々の交換行はれず之を二重の合同と云ふ 是れ極めて希有の事なり例へば獵夫出獵して大に兎鹿を得て歸り之を小銃彈藥に代へて更に出獵の用に供せんとするも武器を賣る者亦偶、獸肉に富めば二人の間交換行はれず又開進せる國に於て甲あり其居宅に倦み乙の家屋の其意に適するを見て之を買はんとするに幸にして乙亦之を賣るの意あるも甲の家亦恰かも乙の所好に適して二家互に相換ふるを得るは

極めて稀れなり故に二好転すく相投ずるには萬人普ねく好愛して今日之を得るも明日即ち人に轉與すべき一種の貨物「即ち佛人の所謂マルシェンダイズ、バナール Merchandise Bangle (公通貨物の義)」なかるべからず此公通の貨物を名けて交換の媒と云ふ是れ百種の互市に於て此物之が媒介を爲せばなり

近年廣く告知を布きて物々相換の舊俗を回復せんとする者あり其主唱者はエキステンツ、エシド、マルトと名くる新聞にして日に他人の托を受けて其新器に換へんと欲する所の不用物を廣告す假令ば甲人古貨幣及ヒサイクル未ありて之を良好のコンセルチナ樂器に代へんとし又は甲家の婦人新たにミッドルマーチ歌曲を得んと欲して之を其倦む所の舊歌卷に代へんとするの類是なり該新聞の紙幅漸やく廣く發賣漸やく盛にして且つ他の毎週新聞往々其響に倣ふ者あるを見れば蓋し間、其廣告に應ずる者ありて往々彼の二重の合同を接濟するの効あるに似たり

○物價の尺度を缺く

次に物々交換の不便は其價を度るの具なきに在り尺度の字の解は第三篇の註に詳らかなり例へば牛肉を以て穀に換

へ或は穀を以て乾酪に換へ乾酪を以て鶏卵に代へ鶏卵を以て麻に代ふるの類幾斤の牛肉以て幾束の麻に對する、其他何物の幾何は何物の幾何に對すと云ふ皆率を取る所なし假りに通價表を製して之に備へんとすれば每一物の下盡く各種物品の價を係記するか或は一々煩碎の比例表を設くるあり然るときは凡そ一百種の物品にして亡慮四千九百五十個按、百中一の者と相乘して其得る所の者を二分するの數の比例式を要し且つ其比例皆精數を極むるに非れば狡猾の商賈甲に買ひ乙に賣る間竊かに奇利を博すべし

然るに今若し一の物品を擇び其一切他物と相交換するの價を擧ぐるときは得て此煩を免かるべし假令ば幾何の穀以て一塊の銀に代ふべきを知り又幾何の麻以て同一銀塊に代ふべきを知れば直ちに幾何の穀以て幾何の麻に代ふべきを知るが如し此に於て其物一切物價の尺度と爲り他の諸物品の價皆之に據りて算すれば彼此多少の比較を得る復た難からず

○分割の自由を缺く

又物々交換の法に於て更に第三の不便あり之を前の二不便に比すれば較、輕しと雖も亦一患たるを免かれず今夫れ一斛の穀一囊の沙金一匹の獸肉は分割自在にして以て我が所好の

品に代ふるに多少意の如きを得べし然れども裁縫家一枚の外套あり之を麵包師に與へて麵包に代へんとするも其價過當なり又之を屠者に與へて獸肉に代へんとするも亦過當なり而して之を兩分すれば大に我が勞力の價を損す是に於てか交換を媒する者の缺を覺ゆること甚だ切にして若し一種の媒介あれば一時外套を此媒介に換へ而して後其一分を割て麵包を買ひ一分を割て獸肉薪材其他日用品を買ひ更に或は其幾分を留めて他日の用に供すべし右の外日常百般の求需に應じて物價を割き且つ分配する具の缺くべからざるは更に例解を待たざるなり

方今開進極めて盛なる國尙往々物々交換の俗を存する者あり然れども是れ唯、其不便を覺えざる所に於てするのみ婢僕主家に寢食して其俸給の幾分に充て備農穀酒を得或は幾頃の田圃を借用して俸給に代ふるが如き皆是なり又傭人は勞銀に代へて其傭する所の穀を得ること常なり英倫に於ても今尙物を以て職工の勞銀に充つる地方あり又接近の地主互に其地を相交換すること少なからず然れども此等の事は其例極めて僅々にして大抵今日の諸交易は貨幣之を媒介せざる者鮮なし且つ其現に貨幣を受授せざる者と雖ども尙假りて以て其交

換すべき物の多寡を較定す互市は物々交換するに始まりて後年稍、又物々交換の姿に復する者なり然れども後文論ずる所の如く其後年の物々交換は大に初年と同じからず方今英倫の互市貨幣の媒を假らざるが如き者迥かに半より多し然り而して些の阻滯を見ざる者は貨幣之が價値の尺度と爲り甲の乙に賣る所の者と乙の甲に賣る所の者と容易に相乘除するを得せしむればなり

○第二篇 交換

貨幣は價値の尺度にして又交換の媒灼なり然れども價値の本性及交換の利害を論ずるは此書の親しく關かる所に非ず因て今唯、其大畧を擧ぐ蓋し人生の欲望際涯なしと雖ども其一欲を塞ぐに足る所の物は數量極めて限りあり而してセニヨル氏の言の如く其一欲既に饜くことを得れば所願轉じて他の一欲に向ふ故に人若し日に三斤の麵包を得れば復た麵包を得るを願はず別に牛肉を願ひ或は茶を願ひ火酒を願ふべし然るに若し他に多く牛肉を貯へ

て一塊の麵包なき人あれば二人乃ち互に其太だ我に切ならざる者を舉げて我に切なる者に代へんとす故に交換は無用を以て有用に易ふるなりと釋せり今若し此語を衍して寧ろ無用なる者を以て殊に有用なる者に易ふるなりと云はゞ更に精當なりとす

凡そ人幾何の麵包あり牛肉あり茶あり又幾何の外套帽子ありて其欲乃ち足ると云ふは其限界綿密に定め難し人生の欲望は固より分明の限界なくして唯一人優に何物を貯藏すれば更に之を附加するの念稍薄しと云ふのみ沙漠若くは戰場に在ては一杯の水も以て生命を救ふべくして極めて人生に切なり然れども一日二三ポイント 按、量名一ポイント
は凡そ我が三合強 の水あれば以て飲料及割烹の用に供するに足るべく又洒掃洗濯等の爲めに一日二ガロン 一ガロンは
我が二升強 の水を缺くこと能はざれども其量少しく過ぐれば我に在て幾んど不用の物と爲る近時の測算に據るに府邑の民一人一日の用水凡そ二十五ガロンにして以て凡百の用に供するに足り之を過ぐれば無用に屬すと云ふ若夫れ洪水の時若くは陰濕の家屋、卑汚の礦穴内に於ては水の無用たるのみならず却て其過多の害に罹ることあり

○有用及價值 Utility and Value は物の生有に非ず

是故に物の人に有用なるは唯恰好の時に當て適宜の量を得て然るのみ有用なる者は天生物に附着する眞性に非ず然らざれば人何物を貯ふること既に多しと雖ども愈々多きを欲すべし物の有用と其用の由て生ずる所の本性とは二にして一ならず是れ學者明らかに辨別すべし 按、渴を解するは水の本性なり然れども我れ渴すれば水を欲し渴せざれば水を欲せず水の本性は初より相異なるが如し其我に用あると用なきとは我れ渴する否に由る故に物の本性と其用とは二にして一ならずと云ふ 有用及價值なる者は我れ其物を要求するより偶然附加し來る者にして其有用の緩緊と其緩緊に由て生ずる所の價值の多少とは我が欲前きに既に足るの如何に由る

此の如く有用なる者は常に時に由りて緩緊あり爾のみならず一物の増減に隨て緩緊あるを見れば人其太だ我に切ならざる者を抛て更に他人に切ならずして我に切なる者と交換する所以自から覺るべし又交換幾次を累ねて竟に我が與ふる所の者と其得る所の者と有用の度厚薄なきに至て止む若し之を超えて交換すれば交換我に損あり此理に據るときは交換及價值の説を得ること難からず是れ余が The Theory of Political Economy と題する前著の書中に詳論する所にして同書中供給求需の諸大則は皆此有用の見解より生じ此説以て其諸則の信を證すべしと云ふは即ち是なり其後ラウサンの經濟學士レオン、ワルレノス氏余と期

せずして同一交換の説を發す是れ亦此説の眞理に合へる一奇證なり

○價值は交換の比例を表す

凡そ交換とは幾何の物を擧げて他の幾何の物に換ふるなり固より交換する所の者其類極めて一ならず隨て其多少を度るの法も亦極めて種々なり例へば一磅の銀は以て幾尺の綱に代ふべく幾方尺の帳幃に代ふべく幾斗の酒に代ふべく幾馬の力に代ふべく又幾里の運輸に代ふべし而して其數量を度るは面積を以てすべく時間を以てすべく塊を以てすべく氣力を以てすべく熱を以てすべく其他物數の基たる者皆用ふべからざるはなし然れども其交換皆甲物の幾何と乙の幾何とを擧げ各其法を以て之を度りて相受授するに出でず

故に交換は總て皆二數の比に成る者にして通常之を稱するに價值の字を以てす假令は一噸の銅と十噸の熟鐵と相對するときは銅の價鐵に十倍すと云ふが如し然れども學問上より言ふときは此の如く價值の字を用ふること二數の比を言ふの直接なる語法に非ず金は銀に比して價值貴しと云ふは即ち普通之を交換するに銀の量は金より多しと云ふなり而して金の價、銀に對して騰貴するときは金の銀を得ること更に愈多し然れども價值も亦有用と同

じく天生物に附着せる本性に非ず偶然其物に附加し來る一種の關係なり故に別に一物を擧げて相對比するに非れば物の價を語る能はず且つ一物にして其價一時に昇降することあり一塊の金之を銀に代ふれば其得る所前日より多く之を銅に代ふれば其得る所前日より少なし是れ金の價、銀に對して騰貴し銅に對して降落ちたるなり然るに天生物に附着せる眞性は一時に於て昇降を兼ねる能はざること明かなり故に價值は一物の他物に對し又其他物を要する人に對して外より附加し來る一種の關係なるや必せり

○第三篇 貨幣の職務

前文に言へるが如く物々相換の俗に於ては三不便あり一は物を求むる者と之を有する者との間二好相投するの難きなり一は一物に係けて其價を言はざるが故に交換の煩勝て言ふべからざるなり一は價を分割配賦するの具缺くるなり貨幣 Money は此不便を消除する者にして其重要な職二あり

(其一) 交換の媒 Medium of Exchange たるなり

(其二) 價值の公共尺度 Common Measure of Value たるなり

此第一職を以て言ふときは貨幣は何を以て之に充つるも可なり凡そ食物衣服裝飾の具其他何物に論なく苟くも衆人普ねく好愛し平日多を蓄藏して時に臨て生活必須の具に代ふるを願ふ者ならざる皆以て貨幣を爲すべし故に世間の百物多少此交換の媒たるに適する者寔に少なからず然れども慣習に因り又は其時其地の形勢に制せられて其中特に一物を擇で貨幣と爲し用ふること古來各國の常なり而して其物定まりて貨幣と爲るときは又漸やく物價を較定するの尺度と爲る 按、直ちに銅の價は鐵に十倍すと曰はすして先づ貨幣を以て銅の價を度り次に又鐵の價を度り兩價相比較して其高下を定むること尺の長短を度るが如きを云ふ下文價值の本位と大に同じからず蓋し人民日用に物を以て貨幣に易ふるが故に他物の價も亦竟に貨幣を以て稱言することとなり其末百物皆其貨幣に對するの價を以て相比較して交換極めて容易に通ずるを得

○價值の本位 Standard of Value

其後久しからずして貨幣の第三職務又起るあり蓋し互市稍盛なれば民間早く貸借の習を生ず然るに其貸借する所の者往々現品を以て償還を約することあり而して大抵の物皆得て現物を以て償還すべく例へば穀物を借る者は穀物を還して其利子も亦穀物を以て償ふべし然れども其還入の時期固く必ずべからず我が甚だ之を要せざる時節又は其價非常に降下せる時節に於て償還せらるゝは甚だ貸者に不利なり且つ借者も其借らんと欲する所の者一物に非ずして一人に就て之を辨ずる能はざること多し是に於て衆人普ねく好みて且つ其價の變動最も少なき一物を擇で貸借の料に充つること便利となる凡そ他日再び何物を得んことを約すれば皆其價の今日と異ならざるを願ふこと人情の常なり然るに最も此格に合する者は通常其土に行はれたる貨幣にして是より貨幣又價值の本位たる一職を加ふ 按、價值の本位とは他の百物價值の高下を徴すべき大本たるを云ふ凡う他物の價を徴せんと欲すれば其物の價自から高下あるべからず然るに古今貨幣たる者は其供給の多きを以て一朝の高下甚だ少な故に貨幣を擇で價值の本位と爲すこと萬國の通習なり又云ふ此に貸借の契約を以て説を立つる者は凡う物價變動の害久遠に渉りたる契約に於て遂に甚しきを以てなり其實は一時の實買と雖も皆然らざるなし 固より價值の本位たる者と雖ども其價絶て變動なきこと能はず價值なる者は固と唯、相交換する所の二物多寡の名なれば何物と雖ども常に他物に對して一定の價を保つを望むべからず然れども其中他の衆物に對して最も變化少なき者を擇で價值の本位と爲すこと極めて願はしきなり

○價値の蓄藏 Store of Value

貨幣の第四職も亦講究せざるべからず何をか第四職と云ふ價値を縮小して遠地に輸すべからしむる是なり按、家屋千圓の價ある者は必らず方幾丈の積あり然るに之を金貨に換ふれば掌大なる貨幣唯、交換の媒を爲すときは特に一地方に循環して幾回か同一人の手に復歸し唯、人の財産を分割配賦し以て交換を容易にするのみ然るに人或は其財産を縮小して一時之を密藏し又は之を長途に携へ又は遠地の友人に贈らんと欲することあり此時に當ては其量軽く其積小にして而も其價貴とく且つ宇内に到處普ねく尊重する物に非れば其用に適せず然るに金剛石其他寶玉若くは珍奇美麗の品往々此職を爲すことありと雖ども其國に行はれたる貨幣の最も此數格を兼ねるに若かざるなり

貴重物品時として其通貨たるの前先づ價値を蓄藏し若くは之を携帯するの用を爲せし例ありグランドストーンの説に太古黄金未だ價値の尺度たらしりしより既に之を秘藏して時々功勞に賞酬するに用ひ而して價値の尺度は別に牛を用ひたること和墨耳の詩中に見ゆと云ふ蓋し貨幣の用發するの順序は黄金等の如き普ねく貴重せらるゝ者先づ裝飾の具となり

次に價値を蓄藏するの具と爲り次に交換の媒と爲り最後價値の尺度と爲るに似たり

○四職の分離

右近時の社會に於て貨幣の帶ぶる所の四職は讀者常に心を存して明別せざるべからず吾人常々一物にして此四職を攝するを見て動もすれば之を混淆すれども四職一に合するの益は之を極言するも唯、便利なりと云ふのみ時としては之を分離するの却て願はしきことあり然るに或は之を過信して萬已む可らざる事とす然れども已むことなくんば此四職を四物に分賦し甲をして交換の媒たらしめ乙をして價値の尺度たらしめ丙をして價値の本位たらしめ丁をして價値を蓄藏せしむべからざるに非ず例へば賣買を通ずるには金を用ひ物價を算するには銀を用ひ多年に亘るべき土地の貸借等には小麥を以て地錢に充て携帯に便するに實玉を以てするも可なり此の如く貨幣の職を以て別物に分課せしこと往時少しく其例あり英國以利沙伯王イリザベスの時、銀を以て價値の尺度とし巨額の交換は金を用ひて其價格を銀に取り又其即位十八年國會第六號(千五百七十六年)の決議を以て二三學校附屬地の地錢を徴するに小麥を以て其價値の本位と爲さしむ

若し一物を以て貨幣の四職を兼ねしむるを得ば之を兼ねしむるの便利なるに如かず假令は物價を算する所の貨幣を以て直ちに其物を買ふを得ば其煩を省くこと大なり然れども世間細かに價値の沿革を講求するの閑ある者少なく或は其閑あるも其勞を憚らざる者少なし是を以て貨幣は日常瑣屑の賣買を通ずるに用ひ又多年の貸借若くは契約を記存するに用ひて共に良好なる物價の本位なりとす是のみならず路錢地租其他の賦課物法律を以て固く貨幣に定むる者あり又慣習によりて貨幣に定まる者極めて多し是を以て交換の媒たる者其價大に浮沈ありと雖ども人唯其數目に憑依して疑はず其間甲奇利を博し乙巨害を負ふも恬として之を省せざ

此書は古來貨幣として曾て之を用ひ或は曾て之を用ひんとし又は他日之を用ふべき諸材料を擧げて其得失を歴論するを主旨とす故に一物にして最も貨幣の衆格を兼具する者を發見するを勉むべしと雖ども但讀者須らく記すべし此數職は決して之を幾個の物に分賦すべからざるに非ざることを後文先づ太古以來通貨の用に供したる諸物材の變遷を略叙し而して後其物の本質及其時の形勢により其物其用に適するの如何を講究せんとす此の如くにして庶幾くは如何なる物材が最も今日我が用に適するを精數に論定すべきなり

○第四篇 古代貨幣の沿革

吾人は開明の世に生れて金銀鑄錢鑄錢の義第七篇に詳るを用ふるに慣るゝが故に竟に貨幣と金銀とを混同し是が爲めに謬妄の窠窟を脱離し得ざること多し故にマルゴット氏が極論せる如く價値を度り又之を移すの二能は獨り金銀に限れる異能に非ず衆物皆具せざるなきを忘るべからず按價値を度るは即ち價値の尺度たるなり價値を移すは我が有する所の價値即ち物品を人に移すなり凡そ何の社會に在て何物か最も通貨たるに適すと云ふは唯其適當するの深淺如何を以て言ふのみ按絶て貨幣と爲すべからざるなし是れ古今貨幣として用ひられたる物其類極めて一ならざるを見て知るべし近來貨幣の事を論ずる者多しと雖ども未だ其沿革推遷の理を講究する者おらず今や余も亦之を論ぜんと欲すれども但紙數限りあるを以て悉く其奇事異例を擧ぐる能はざるなり

○射獵時代の通貨

野獸を獵して食に充つるは人生工業の第一歩にして此際普ねく貴重せらるゝは其獵獲せる野獸なれども野獸の肉は腐敗し易くして久しく之を蓄ふべからず又幾次轉賣すべからず然るに獸皮は其質久しく蓄藏すべく又以て衣服の料と爲して甚だ價あるが故に草昧の民皮革を以て貨幣と爲したる遺證多し方今地上尙或は此俗に止まる者あり

按、教書中の篇名の書中に皮を以て皮に換へよ凡そ人の有する所の者は皆其生命に代へて抛つべしとの文あり是れ明かに東方の諸國上古獸皮を以て價値を表せしを知るべし又北方諸國に於て太古此事の行はれたる遺證其文字に存する者ありエフソニアの土言にラハ、Rahaと云ふは通常貨幣の事なれども之と其發源を一にせる拉巴蘭の語に於ては今尙普通の獸皮又は種皮たるの古義を存す魯西亞に於ては伯德大帝の時に至るまで革製の貨幣尙行はれりと云ひ又古典學士 Classical Writer の書中にも羅馬、拉塞德摩尼亞、加爾達額等の古貨幣皆皮革を以て製せし事を記せり

且つ此事太古に溯らざるも近く其例ありハドソンス、ベイ、コムベニ按、會社の名の北米洲土蠻と通商するに久しく種皮（其精粗大小あるに管せず）を以て交換の媒とせり又鑄錢盛に印度

に行はれて後尙久しく獸皮を以て會計錢に充てしことありツィムブル氏の言に曰く銃價凡そ四十時令ある者は二十皮に代ふ一皮（海狸皮）の價凡そ二時令にして又貂皮二枚に値す又イウコン岩（シムラング）の事を記する諸書に多く獸皮の字を見るは諸君の能く知る所にして此岩に於ては役夫に衣服の費を課し而して之を徴するに皮を以てしたればなりと是れ大に右諸説の妄傳ならざるを證すべきなり

○牧畜時代の通貨

人事一步を進めて牧畜を業とするに至れば牛羊の類最も貴重せられて且賣買に便なる者とす其得て人に移すべき又自から其身を運輸する及幾年の間蓄存すべき等能く貨幣たるの數格を具す

故に古代牛羊を以て貨幣とせる例或は口碑に傳はり或は書籍に載せ或は文字に存する者少なからず和墨耳の詩中物價を度るに牛を用ひたること處々に散見しチヲメットの武器は九牛に價すと云ひ又之を以て一百牛に價せるグラウコス（三脚の椅子）の武器と比論す又イリアード（按、詩篇の名）の第二十三回には力士第一等の賞品トリポッド（三脚の椅子）を十二牛の價ありと云ひ工事に慣熟

したる女俘を四牛の價ありと云ふ然るに殊に奇とすべきは此頃金銀未だ鑄錢たらずと雖も既に價値を蓄藏するに用ひ又隨て交換の媒とせしこと別文に見えたり然れば其貨幣の職を數物に分課せしこと分明に知るべし

又諸國の語中往々貨幣と家畜と字を同じくする者あり羅馬の語に貨幣をペキニア *Peunia* と稱するは其源ベキニス *Peunis* に出で、即ち家畜の義なりと云ふと通説なりエスキラスの *アガメンノン* 中の詩篇 の詩篇 上古初めて貨幣を鑄造せしときは牛形を以て之に印せしと云ひ羅馬の *アス* 貨幣の名 も亦初めは牛形を圖せしと云へる古説あり但爾來の貨幣家竟に其一遺證を得る能はざるを見れば是れ恐らくは貨幣と家畜と其名往々相連なるを解説するが爲めに造れる附會の話なるべし又近世の語にも多く此合同あり我邦貨幣出納の事に多く *フアイー* *Foeh* の字を用ふ是れ *アングロサクソン* の語に *フエオ* *Foeh* と云へるより出で、*フエオ* は貨幣と家畜とに通用し之と同一起源なる日耳曼の *フアイー* *Vieh* は今尙專はら家畜の義に用ふ余又友人學士セオドリルス氏に聞きたることあり希臘に於て財産の事を稱する *クテマ* *κτεμα* の字は別に所有物、羊群、家畜等の數義ありと而して *グリンメン* 氏は又此字固と *クテ* *τ* *クテ* *α* *ο*

keres *keres* 即ち家畜を飼ふと云へる動辭より出でたりと云へり是のみならず *グリンメン* 氏の言に據れば *チニートン* 語又 *斯干的那維語* に同一起源の字あり *ゴス* の *スカツツ* *Skatts* 近世北日耳曼の *シヤン* *Schatz* *アングロサクソンの* *スカット* 又 *シート* *Seat* or *Seeat* 上古ノルスクの *スカット* *Skatt* は皆富、財産、財寶、貢稅等の義に通用し殊に其家畜を以てする者を稱すと云ふ余按ずるに *フリシア* の語に *スケット* *Skot* と云へる字今尙家畜の原義に用ふるは亦其一證なりノルスク *アングロサクソン* 及英倫の語に於ては *スカット* 又 *スコット* *Skat* or *Scot* の字を專はら貢稅の義に用ふ

古代日耳曼の法律に於ては現に家畜を以て罰金に充つ又た余之をセオドリルス氏に聞けり *セメド* *アヘスタ* 按、蓋し書名 中細かに醫家の報謝を擧げたるに總て皆家畜を以てせりと云ふ又近日發行せる *メイ* *ン* 氏の *ゼ*、*イ* *ア* *リ*、*ヒ* *ス* *ト* *リ*、*オ* *フ*、*イ* *ン* *ス* *チ* *キ* *ニ* *シ* *ヨ* *ン* *ス* の第五講及六講中草昧の世に當て家畜極めて貴重せられたる奇話多し又牛は頭數を以て算するが故に竟に之を *カピタル* *Capitale* 頭 のと名く方今經濟書に *カピタル* *Capital* 資本 と云ひ又法律の語に *チャッタル* *Chattel* 動産 の義と云ひ吾人日常の語に *カッタル* *Cattle* 家畜 の義と云へるは皆是より

起れり

又奴隸盛に行はれて一種貴重の財産たる國に於ては家畜と同じく交換の媒たり是れ亦極めで自然の勢にしてハツサニアス氏の書中にも此事を記す又中央亞非利加其他今尙奴隸盛に行はるゝ地に於ては其交換を通ずるの具たること家畜及象牙と異ならず又イール氏ニエーヤニアの事を記するには島内奴隸の貿易盛に行はれ之を以て價値の元位とすと云へり英國に於てすら一時奴隸を交換すること貨幣に異ならずりし例ありと云ふ

○服飾の通貨

身軀を粧飾するは人生の最も禁抑すべからざる一慾なり而して其粧飾の物たる概ね皆能く欠しきに耐へ且つ普ねく人に貴重せられ又容易に移轉すべきを以て亦自然にして貨幣と爲る北米洲土蠻のワムビョーム按、貝の名土蠻は其一例にして其元と粧飾の具なりしこと疑を容れず此貝黑白の二種ありて其縁邊を取りて小珠に製し之を琢磨するの後縁に貫きて或は帶と爲し或は頸環とす其長短及色澤に隨て價の高下あり其黒なる者の一フートは白色なる者の二フートに値す此物民間に行はるゝこと極めて周知かりしが故に千六百四十九年

馬沙諸島の法術四十時令の額に至るまでは之を諸負債の償還に用ひて可なるを布告せしことあり土蠻の富む者往々餘財あるも之を施用すべき事業なきを以て密かに之を匿藏するると恰かも歐洲守銭奴輩の金銀貨幣を秘匿するが若くなりしと云ふ

右ワムビョームの類に又東印度に於て小貨幣として行はれたるコウリ貝子あり此物チヤンゴス、サンピス、ポウラス、ボルセレーノス等の數名ありマルチエフ及ラカチエフ諸島の海岸より輸出し英屬印度、暹羅、亞非利加の西岸、及熱帶沿海の地に於ては今尙小貨幣として之を用ふ其收穫の多寡によりて時々價の高下あり然れども印度に於ては大抵其五千枚を以て一ルピーに換ふるを常とす故に一枚は凡そ一邊尼の五十分の一なり又我がアフリカ島に於ては土民鯨齒を用ふることコウリ貝の如し此物亦紅白の二種ありて白齒の紅齒に於けるは恰かも時令の磅に於けるが如しと云ふ

其他粧飾の具の通貨に用ひられたるは黄色琥珀及埃及のスカラハイの如き彫刻石又は象牙等あり

○農耕時代の通貨

穀蔬の類貨幣の用を爲して右諸品に譲らざる者亦少なからず是を以て専はら農耕を勉むる民は亦其産物の久しきに耐ふる者を選で通貨とす歐洲中隔遠の地に於ては希臘の古代より今日に至るまで穀物を以て交換の媒と爲す者あり諸威の如きは穀物を銀行に寄託して互に之を貸借す又中央亞米利加に於ては往時玉蜀黍を通用すること歐洲の小麥大麥燕麥の如くにして此風殊に墨西哥に盛なり又地中海沿岸の諸國は多く橄欖油を産し此物品質甚だ精粗なく又能く久しきに耐へ且分割自在なるを以て久しく以阿尼諸島、マイナレン、小亞細亞の諸都府、其他東岸の地に通貨たり

又中央亞米利加及ユカタンには上古普ねくカ、オ樹の實を以て貨幣とせしこと東印度のヨウリりの如し諸遊歴家其價を記する者甚だ一ならず是れ蓋し菓實の價大昇降あるか否らざれば其比較せる貨幣に變動ありてなり千五百二十一年カラカスに於て其三十顆以て英貨の一邊に値せしと云へるに近時セクイル氏の説に據れば其十豆子を以て一邊に換ふと云ふ按、豆子は菓實中の小實なり一菓中蓋し幾十豆子を包蔵するなりん又歐洲諸國中多く巴旦杏を産する地に於ては亦之を通用することカ、オの如し然れども其價又大に其收穫の豊歉に隨ふ

又近世穀蔬の類を以て通用に充つるは獨り小貨幣のみならず米洲植民地及西印度諸島に於ては往時貨幣屢々乏絶し立法官物産の價を定めて諸仕拂に用ひしとあり千六百十八年勿爾吉尼の牧其管内に布告して曰く烟草重さ一磅の價三時令の比例を以て之を通用すべし勿爾吉ニ昔く者は三年の懲役に處すと又勿爾吉尼會社婦女を本國より携へ來りて移民に賣りしとき初め一女子の價烟草百磅なりしが其後騰貴して百五十磅に至りしと云ふ近々千七百卅二年に在ても馬理蘭に於て烟草及玉蜀黍を以て官定錢と爲したる例あり又千六百四十一年馬沙諸島に於て玉蜀黍を以て官定錢とす又此風漸やく西印度諸島に傳りて訴訟に勝つ者砂糖、火酒、糖蜜、生姜、藍錠、烟草等の生品を受くべき布告出でたることあり後篇に論ずるが如く凡そ此種の物を用ひて一種複通貨 Multiple Currency の法を立てんとするは大に議論あることなり益云ふ第二十五篇 複本位錢の條參考

動物の肉は腐敗し易きを以て大抵は通貨の用を爲さず然れども瑞士の亞力伯山間には鶏卵を通用するの俗ありニュートファウンランドの植民地には鱈魚の乾脯を用ふ

○製造品其他雜物の通貨

古代貨幣の種類を説くは右擧ぐる所にして本書の用足れり故に古今各土製造品を以て此用を濟せし者亦多しと雖ども今唯、其概略を擧ぐ

此類の中にはギニアピアスと名けてモリガルの沿海に行はれたる棉布ありアヒシニヤ、
ズイル、群島、蘇門答刺、墨西哥、白露、西伯里亞、及プエタリス等の地にも亦稍、之に似
たる者行はる又千六百九十四年に至るまでアンゴラの葡國屬地に行はれたる黃錢は一奇物
にして其起源稍、知り易からず此物リボンゴスと名け稻莖を以て織りたる小席にして其價
一枚凡そ英錢一邊尼半なり然れども是れ亦蓋し初めは其通貨たるの外別に其用ありし者に
して彼の普ねくサモア人の中に行はれたる美麗の小席と同類の物たること疑なし
食鹽は盛にアロニヤに行はるゝのみならず又蘇門答刺、墨西哥、及其他の地に行はる其他
蘇門答刺の蜜蠟并にベンツイン樹の護膜、太平洋諸島の赤羽、鞆の茶、マラガレトの鐵錐
鐵紀等も亦此例に屬する者なり蘇格蘭の田舎に於て手製の釘を通用することは亞當斯密帖
の書に見え人々の能く知る所なり、アダムスミスのパトリック氏は亦佛國の一炭礦に於て同一の例ありと
云へり

ボウカ、ル、パルセス氏の説に時々精巧の石器を地中に發見するは是れ亦蓋し上代交換
の具なりと者ならんと云ふ此説甚だ理あるに似たれども今餘白なきを以て之を詳説する能
はれ此等の石器分明にシャード、チアライト、按、并等の堅石を以て作り皆其近地に見ざる
者なり是を以て察するときは太古の間曾て此石器の貿易盛に行はれたること知るべし
古典學士の書に時々微にピサンタインに於て木錢の行はれたること及アンチオク并に亞歷
山大に於て木製タレント按、錢の行はれたることを記せり然れども其形質等を詳記せざ
れば今唯、其名を擧ぐるに過ぐる能はず

○第五篇 貨幣材料の性格

貨幣の材を爲すべき物品の宜しく具有すべき性格は近世ヒュスキートン、マカロック、ゼ
ムスミル、ガルニールシニペリール、ワルレス等の諸名家之を論じて盡せり然れども前代
の學者にも亦夙に之を洞見する者ありハリス氏其千七百五十七年に發行せる貨幣論中極め

て詳らかに之を論じ其書ウエルス、オフ、チーシヨンスの前に在りと雖ども能く貨幣の理を説き盡して後人も多く加ふる能はず又た是より前八十年ライス、フウガン氏のツリーチー、ス、オフ、モニトと題する好書中にも貨幣の須らく具すべき性格を論じ其論短簡なりと雖ども極めて要領を得たり是のみならずウィリアム、スマッホールドと云へるは以利沙伯王の時の人なれども千五百八十一年其英政畧論と名くる問答書中亦能く之を説けり然れども古今貨幣の性格を論じて最も精蘊を極むるは余竊かにシェパード氏を首推す故に書中の説多くは之に従へり

世間貨幣を談ずる者の通病は其職掌の異なるに随ひ其性格も亦随て異なるべきを知らざるに在り蓋し貨幣と爲すべき物材の良否を講究するには其兼ねる所の數職の輕重及何時代の貨幣は何職を以て首と爲し従と爲す又其何職を帯ぶるには何の性格を備ふるを要する等幾條の事を併論せざるべからず假令は專ら工業と事とする時代に在ては貨幣の職首として賣買を通ずるに在り此際最も貨幣に望む所は其携帯の便なるより其分割自在にして細大の會計管理阻礙なきなり其形狀圖識認識しやすきなり然れども後世貿易漸やく精巧の物々交換

と爲り貨幣專ら價值の尺度及本位たるに至れば右等の性格は寧ろ貨幣に切なる者に非ずして價位一定不變にして兼ねるに携帯運輸の便を以てするを第一貨幣に望む所の性格とす故に貨幣の論は極めて煩雜多岐なる者なり然れども今此煩雜多岐の論に及ぼすの前預め少しく其性格の事を説くべし而して其輕重の等差によりて之を次第すれば蓋し左の如し

- 第一 有用及價值
- 第二 携帯の便
- 第三 毀滅せず
- 第四 品質精粗の差なし
- 第五 分割すべし
- 第六 價值變動なし
- 第七 認識し易し

○其一 有用及價值

貨幣は他の價值ある物品と交換すべき者なるが故に自から亦價值わらざるべからず然るに

有用は又價値の基なるが故に亦有用の物ならざるべからず蓋し其一たび貨幣と爲りて流通する以上は人唯一時之を得て又直ちに他人に轉致する者なるが故に苟くも世をして擧て一定の價を以て相受授するに慣れしむるを得ば貨幣は無用無價の物を以てすと雖ども妨なきに似たり世間亦實に此に類するとあり敗餘の介殼若くは皮革紙片等往々貴重なる貨物と相交換す然れども是れ皆其故ありて然る者にして深く各種貨幣の沿革に通ずれば是等の奇事得て解説すべからざるはなし凡そ貨幣の最も難しとするは初め其民を誘して之を受用し一定の價を以て普ねく他物と相交換するに慣れしむるに在り然れども之を誘して受用せしむるには必らず其喜で之を受用する所以の理故なかるべからず貨幣既に普ねく世に布くの後ハ慣習契約法律等の力大に其流通を助くる者あれども初め其民を強ひて其好欲するの故なき物を受用し流通せしむるは大有力の政府と雖ども恐らくは能くする所に非ざるなり」
現んや貨幣の始めて社會に行はるゝは決して政府の法令の然らしむるに非らず然れば其貨幣と爲りて行はるゝの前必らず別に其用なかるべからず歐人の始めて北米洲に至りたる頃其土蠻の中に行はれたるワムビュームは前文既に云へるが如く其始め粧飾の具として貴重

せられし者なると必せり又普ねく東印度に行はれたるコウリイ貝は亞非利加の西岸に於て今尙盛に粧飾の具に用ふ印度に於ても亦其貨幣たるの前先づ粧飾の具たりしことを疑なし其他右第卅篇に列擧せる牛、穀、獸皮、煙草、食鹽カ、才等の類亦皆別に其用あり其價ありて而して後貨幣たるなり若夫れ此通則に外るゝが如き者あるも精しく其實際を探れば皆其理故あらざるなし故に余はストルク氏の説を是とす曰く自から價あらざる物は他事に於て極めて貨幣たるの乗格を具すと雖ども竟に行はるべからずと此言甚だ信あり

何物に限らず一たび貨幣と爲りて廣く行はるゝときは其價大に其世を益するの多少によりて増減す故に黄金は其器皿たり冠飾たり時儀たり箔たるよりも貨幣と爲して大に貴重せらる又元と幾種の事に用ひたる者其後竟に獨り貨幣の用のみを爲し而して其貨幣たるの用大なるも慣習の力によりて依然として其價を損せざる者あり印度沿海の地に行はれたるコウリイ貝は蓋し其一例なり故に貨幣の事を學ぶに慣習風俗の忽略すべからざること決してヘルベルト、スペンセルが修身學及び厚生學 Sociology に就て言へると相譲らざ

然れども方今金銀の貴重せらるゝは獨り其貨幣と爲して普ねく用ひらるゝに因るとせば非

なり二金は極めて有用の諸性質を具備せる者にして若し其供給の豊足なるを得ば凡そ一切の家具諸裝飾の品及無數の小器財今日銅、黃銅、青銅、白鐵、日耳曼銀、其他下等の金族若くは合金を用ひて製造する所の者皆二金を以て代ふるに至るべし

貨幣大に其職を奏するを得るには普ねく宇内に貴重せられ且つ其貴重の厚薄なき者を選んで其材に充つるを良とす此事其交換を媒介し又價值を蓄藏する上に於ては殊に切要なりとす然るに金銀は凡そ地上の人類苟くも之を得るの幸福に遭際せし者皆尊重せざるはなし蓋し其色澤の美夙に太古の民の心を奪ひしこと今人に異ならざりしなり

○其二 携帶の便

貨幣と爲すべき物料は亦獨り其價值あるを以て足れりとせず其重と積とも亦頗ぶる參酌すべきことにして其甚だ重大なるを忌み又其甚だ渺小なるを忌む希臘の時リカルガス銀錢を造りて拉塞德摩尼亞に行ひたるは其意其重大にして奸商過大の貿易を行ふ能はざるを謀りてなりと云ふ然れども其當時の効害は姑らく論ぜず今日に在ては鐵錢決して行ふべからず其一邊尼の重凡そ一磅内外なれば今日一片の薄紙以て一磅の用を濟すに代へて蓋し一噸の

鐵を要すべし又千七百年代の間瑞典に於て銅錢を行ひたりしに商沽他家より得べき金あれば必らず獨輪車を引き至りたりと云ふ又古代の通貨は其携帶運輸の上に於て不便を極めたること知るべし蓋し牛羊は自から其身を轉輸すれども穀、皮、油、菓の類に至ては他事に於て或は良好の貨幣たるも其積の重大なる實に受授の煩勞なりしを想像すべきなり

又貨幣の輕便を貴とむは獨り其懷袖に携帶すべきが爲めのみならず又巨大の額數を甲地より乙地に送り或は甲大陸より乙大陸に送るに當て費用を省き隨て其價全輿地上に通じて略、均一なるを得るが爲めなり穀物石炭等の如きは往々極めて一地に置しくして極めて一地に溢多なるも運輸の費大なるが爲めに其需用供給相濟すを得ず若し夫れ二金は之を倫敦より巴勒に送るの費其保險料を合して僅かに一千分の四許のみ極遠の地に送ると雖ども亦百分の二三に過ぎず

貨幣の材料其價の賤しきを忌むと雖ども又其貴とくに過ぎ日常の取引顯微鏡を假り又は化學用の秤子を用ひて始めて通ずるを得るが如きも亦一病なり假令は金剛石の如き其價貴きに過ぐるが故に小會計に用ふべからず凡て此類の寶石は其重量の自乘に隨ひ價を加ふと云

ふ故に普通其重量に比例して價を加ふる者と精密の比較を爲す能はず且つ一カラット（四
氏）の金剛石假りに十五磅に値すとすも其價黄金に比するに四百六十倍なり其他イリヂ
ニウム、オスミニウム等の類は皆其貴とときに過ぐるが爲めに貨幣と爲すべからざる者なり金
銀と雖ども亦小貨幣と爲すには其價貴とときに過ぎ方今邊尼銀錢の重七氏四分の一に超えず
又若し邊尼金錢あらば僅かに半氏なるべし加里福尼に行はれたる八稜形の四半弗錢は余が
曾て目撃したる最小金錢にして其一枚の重さ四氏に満たず極めて薄小にして幾んど吹て飛
すべし

○其三 毀滅せず

貨幣は貿易に使用し或は貯蓄保存すべき者なるが故に壞滅損敗しやすき物は其用に中らず
其物焼酒の如く飛散すべからず獸肉の如く腐敗すべからず木材の如く朽蠹すべからず鐵の
如く鏽蝕すべからず鶏卵、鱈魚の乾脯及牛、羊、油の類曾て通貨たりし例なきに非ざれど
も此等の物は今日貨幣と爲して之を用ふるも明日は輒ち食ひ盡すを要し多く之を蓄積する
を得ず故に其價隨て大に變動あり但し稍し此憂に免かるゝは獨り幾種の穀物のみにして初

め能く之を乾燥すれば幾年の間甚だ損敗するに至らざる者多し

○其四 品質精粗なし

貨幣たる者は品質優劣なくして其量同じければ其價亦同じかるべし凡そ計算の精を期する
には其元位 ロピア 注は第八篇に詳なり 常に一にして二を倍すれば必らず四と爲るを要す寶石の類は其四
顆の價恰かも二顆に二倍すること極めて稀なり二金と雖ども其天然のまゝにては種々の混
淆あり然れども之を分析家に託すれば其中含む所の純分を査定すること易々なるが故に多
く不便なし且つ其精鍊鑄造を経るの後は幾んど純駁の差なくして其量一なれば亦其價の一
なるに安ずべきなり

○其五 分割すべし

右精粗なきの性格と相密着して更に分割すべきの性格あり凡そ物は皆分割して際限なかる
べし故に玉石の類皆撃て之を碎くべく鋼の堅きも更に堅き者を加へて之を截るべし然れど
も貨幣たる者は唯し其分割すべきを以て足れりとせず之を分割するの後其價曾て分割せざ
りし前と相降らざるに非れば不可なり今若し何の用ありて獸皮を裁斷すれば之を其事に用

ふるの外は大に其價を損す其他木石の類一たび分割して復た結合すべからざる者は皆然らざるなし然るに金族は一たび之を分割するも復た之を鎔して其舊を復すべく且つ二金の如きは之を鎔解するの費其失ふ所の量を合して每一等四分の一邊尼より二分の一邊尼に過ぎず故に金銀塊の價は專はら其含有せる純分の重に比例すと曰ふを得るなり

○其六 價值變動なし

又通貨は其價の變動あるを忌む者にして其他物と相交換するの率極めて恒一なるを欲す若し其用をして唯一時物價を度り或は交換を媒するに止まらしめば此事多く憂ふるに足らず又貨幣の價變動するの後久しからずして諸物價皆之に隨はゞ人唯一其時偶々囊中若くは函中に貯藏し或は銀行に寄托せる現金に於て利害を蒙るのみ其他之に因て損益する所なかるべし按、契約等の久遠に涉りたる者には影響を及ぼす然れども前文既に言へるが如く世人多年に渉るべき契約を結ぶに皆貨幣を以て物價の本位と爲し而して其間貨幣の價頗ぶる變動あるも尙慣習により又は法律に制せられて前日の價を以て償辨す是を以て貨幣の價變動あることに其害多少社會に被れり

或は曰く借者の損失は貸者の益なり貸者の損失は借者の益なり故に全社會に通じて之を視れば初めより損得あることなしと此言甚だ理あるに似たり然れども凡そ人生の常情甲幾何の貨幣を失ひて乙之を得れば乙之を失ふ者の害は必らず之を得る者の益より大なり例へば一年一百磅の所入ある家故ありて十磅を減すれば其逼迫を覺ゆること十磅を増加して優裕を覺ゆるより甚だし是れ九十磅の生計に於ては一百十磅の生計に於けるより貨幣の用甚だ貴ければなり之と同じく賭博若くは投機に由り其他不時の事によりて一朝遽かに幾何の財産を失へば其缺乏を覺ゆること甚だし凡そ人の孜々として工業若くは互市に精勵し或は資本を累積するを勉むるは皆是れ他日の快樂を買はんと欲してなり然るに一朝通貨に變動あれば多少此期待を破り隨て其勉強の心を挫敗す

○其七 認識し易し

認識し易きときは容易に之を認めて他の一切の諸物と識別すべきを云ふ貨幣交換を媒介する間廣く衆人の手に觸るゝを以て若し一々其重を秤り其質を試むるを要せば其煩幾んど勝ふべからず且つ若し其善惡を別つに多少の鑒識を要せば愚昧の民は常に欺罔に免かれざる

べし是を以て其面上必らず衆人に識別しやすき記號を打印するを要す寶石の類は他事に於て或は貨幣と爲すに足るも此一事に於て其用を爲さず其眞贋を辨識するは獨り老練の玉人に望むべきのみ

此性格の中又打印すべしと云へる一小目あり打印すべきとは印章圖識等總て其若干價值の貨幣たるを示すべき記號を打押するを云ふ更に簡略に之を云へば即ち鑄造すべきの謂にして其一片一たび其國の定則に隨ひ其記號を帯びて發行するときは衆人一視して其輕重大小價值皆他の同一記號を帯びたる者と同一良好貨幣なるを認得すべからしむるを云ふなり尙良好貨幣鑄造の法は後文更に詳らかに之を論ず

○第六篇 貨幣に用ふべき金族

第四篇に擧ぐる所の諸物多少皆其貨幣たるの性格を具ふと雖ども絶て金族と相比すべき者なし蓋し幾種の金族は最も貨幣たるに適し殊に其交換の媒介價值の尺度たる上に於ては一

點の缺なくして造化特に之を設けて人に與へたるが如し故に金、銀、銅、錫、鉛、鐵等の金族は多少皆通用貨幣として古今に行はれざるなく銀銅の類貨幣と相結で人の腦裏に染着するの深き世人往々銀銅等を以て即ち貨幣を呼ぶに至る故に希臘のアルグロスは通じて銀又銀貨又唯貨幣の義に用ひ羅馬のヘース Aes は銅、黃銅、青銅の義に用ひて亦貨幣及勞銀の義と爲る又佛國のアルジャント Argent は時に銀の義と爲り時に貨幣の義と爲る其他此類の通用諸國の語に多くして我が英國にも亦其例あり方今邊尼錢は青銅を以て製すれども人尙之を銅錢と呼べり

鐵を除くの外は首要の金族大抵皆腐蝕せず且つ之を貯藏し携帶する間極めて損傷少なし又品質幾んど優劣の差なくして獨り金錢の二種其純雜を檢査し雜物あれば之を除て其價を論ずるのみ他は皆其重量を以て論ず又之を截り之を溶して自在に分割すべく且つ再び之を溶解すれば幾んど毫釐の失費損耗なくして其舊に復すべし又認識すべく打印すべきの性格は殊に金族の富む所にして各種の金族其色澤粗密剛柔皆相異なりて之を識別するに多く經驗を要せず其硬すべく截るべく鋸打すべきを似て何の形狀を附し何の圖識を印するも皆意の

如くならざるなし故に暹羅に於て行はれたる磁錢の外は余未だ金族ならざる他物を以て錢
錢の字の解第七篇に詳なり Coin を造るを見ず然れども價值變動なきに至ては金族却て穀物等の他品に及
 ばざる者あり蓋し太古以來金族の盛に貴重せられたるは今日野蠻の民の普ねく之を貴とむ
 を見て知るべし然れども後世工業進歩し器械學及化學に新發明出で、採鍊易きを加ふるに
 随ひ其價漸やく降下す是のみならず其價の順次亦往々轉動する者ありグラッドストーンの
 説に和墨耳ホーランドの時代には鐵の貴きこと銅の上に位し當時は銅を以て日用必須の金屬と爲せし
 と云ふ又鉛は未だ多く世に知られず其價も隨て卑し但、金銀錫は上古より衆金族の首に位
 して貴重せらる

○鐵

蓋しアリストートルポルリックス其他諸家の書を按ずるに上代は鐵錢盛に行はれたるに似
 たれども絶て一片の今日に存する者なし是れ蓋し鐵の性鏽化し易きによりてなり又既に遺
 錢なければ其形狀大小皆知るべからずと雖ども蓋し鐵條 Iron bar 又は錠子 Iron coin にして今日亞
 非利加の中部に行はれたる小竿鐵の類なりしが如し日本に於ては近時に至るまで鐵製の小

錢あり然れども近ごろ其新鑄を禁ず

鐵錢は其價賤しく且つ其鏽化して圖識鮮明を失ひ贗造し易きを以て絶て今日開明の國に用
 ふべからず但、邊尼錢を鑄るには鐵或は鋼に他金を和するの法あるべし

○鉛

鉛は古昔多く通貨に用ひたる例ありて往々希臘及羅馬の詩中に見ゆ又千六百三十五年馬沙
マッサ 諸に於て鉛丸一顆一ファルシ按邊尼の價を以て交換の用に充てたることあり緬甸
ニヒット に於ては今尙之を秤量して細小の交換に用ふ鉛の質たる至柔にして純はら一色を以て鑄造
 すべからずと雖ども此れ白鐵 Pewter の一混和物にして白鐵錢は諸國に行はれたる例多し

○錫

錫も亦古來多く貨幣に用ふ其明文の傳はりたるはシラクエヌスのヂオニシユスが發行せる錫
 錢を以て鼻祖とすれども此金夙にコルソルに産出せしを以て英國の通貨は其初め錫を以
 てせしこと蓋し疑なし又羅馬歴代諸帝の發行せる錫錢今日古錢家の手に存する者擧て數ふ
 べからず我が英國に於ても歴代の間屢々錫錢を發行し千六百八十年查理二世錫を以てフ

ルシンの錢を造り銅を中心にして鑄造を防ぎたることあり維廉馬利共治の間（千六百九十年より九十一年に至る）亦錫を以て半邊尼錢及フアルシンの錢を製すシャブアンナ墨西哥其他諸國にも亦往時錫錢ありマラッカ峽に於ては今尙錫を秤りて之を通用す

錫は色澤皎白にして絶て鏽化の憂なく其價亦廻かに銅の上^ニに在り是を以て頗る邊尼錢と爲すに適すれども唯、憾むらくは其質柔軟にして屈曲毀壞し易きが爲めに貨幣の用に當らず

○銅

銅は乾燥の空氣に曝露して腐蝕せず一種鮮麗の紅赤色を帯びて且つ能く打印すべく而して其圖識を存すること概して他の諸金より久し是を以て古今或は專はら之を用ひ或は之を金銀に隸して貨幣とせる例極めて多しヘブリユ^ニ國上代の貨幣は銅を以て主と爲し羅馬も亦紀元前二百六十九年に至るまで專はらエイヌと名けて銅に他物を混じたる貨幣を用ひしが是歲始めて銀錢を造れり是より後世に至りても銅錢獨り細小の通貨たるのみならず魯西亞及瑞典の如きは百年前に至るまで獨り銅錢のみを行ふ方今銅價の賤しきは其通貨たるの一患にして邊尼錢若し眞に一邊尼の價を帯びしむれば其重八百七十斤なるべし即ちトロイ量

一磅七五なり且つ價値の張弛亦頗ぶる甚だし加ふるに近來青銅の廻かに鑄錢に適するを知るが故に純銅の用は蓋し日を逐ふて衰へんとす

○銀

銀は他の金族の共に比するを得ざる一種皎白の色澤あり蓋しスペクラム、メータール按、銅、錫、アンチモニ、
反射鏡に用ふ、フリタニア、メタール一、ビスモス等の混和等の類其光澤取て銀に譲らざる者あれども或は暗に過ぐるの憂あり或は柔軟にして銀の好音を發するが如くならず銀は久しく空氣に觸れば其外面硫化銀の黒皮を生じて光彩を掩ふと雖ども其外皮たる極めて微薄にして通貨たるに害なし是のみならず其一種の黒色は却て其眞贋を徴すべきの効あり且つ其配合宜しきを得るときは堅剛にして磨耗の憂なく又其質黃金に亞て最も打展し易く且つ打印し易き者とす

銀錢其他銀製の器具は總て左の徵證に據りて之を知るべし（其一）新たに之を磨き若くは爪爬するに當て純白潔美の光澤を呈するなり（其二）久しく空氣に晒すときは黒色の薄皮を生ずるなり（其三）中等の異重あるなり（其四）之を投じて鏗然の音を爲すなり（其五）頗ぶる堅

剛なるなり(其六)劇烈の硝酸中に投じて溶解し且つ其溶解せる者日光に觸れば變じて黒色と爲るなり

銀は鑄錢の技始めて起りしより古今普ねく錢と爲して用ひられ其價金に比して卑しく銅に比して貴どきが故に恰かも兩貨幣の中間に立つに宜し又五十年乃至百年の間能く其價を保持す是れ其貨幣たるの外皿碟、時儀、服飾、其他華奢の具と爲りて多く世に行はれ偶々兩三年間の供給過不足ありと雖ども遽かに其影響を全額に及ぼす能はざるによりてなり方今宇内各地に盛大の銀礦多く又凡そ鉛を産する地に於ては其量多きこと能はずと雖どもパチンソンの法を用ひて常に幾何の銀を鍊出するを得

○金

銀は固より美なりと雖ども金の更に美なるに若かず且つ金は實用と美麗を兼ねること世間百物の得て比する所に非ず其煌耀たる黄色の美に兼ねるに極めて打展すべき美質あり且つ其異重の大なること白金其他希少にして幾んど世に知られざる一二金族を除くの外獨り百物に冠たり金貨の眞價を知るに通常三徵候あり(第一)其黄色の煌耀たるなり(其二)異量の

の極めて大なるなり(第三)之を投じて鏗然の音を爲すなり(是れ其内部に鉛及白金を包藏せざるを證すべし)

然れども尙其眞價に疑ひあるときは試みに之を消解すべし金は鏽化せず消解せず久しく之を乾濕若くは不潔、氣中に曝露するも色彩變ぜず又總て單純なる酸類の中に投じて絶て消解することなし之を劇烈の硝酸中に投ずるに若し價錢にして傅色する者なるときは忽ち消解すれども之をして本位金ならしめば毫も酸氣に感ぜず唯其中混合せる銀銅の徐々に消解するを見るのみ

故に黄金は幾んど鑄錢たるの衆格を完具する者なりと謂ふべし但、其純粹なる者は柔軟幾んど錫に異ならずと雖ども之に十分若くは二十分一の銅を和すれば磨滅壞裂の憂を免かれ又能く堅剛にして而かも毫も其打展すべきの性に害わらず尙能く鮮明の圖識を受く其溶解の熱度は頗ぶる高し然れども凡そ熔爐の得て醸すべき至高の熱に觸れしむるも幾んど見るべきの酸化を爲さず又見るべきの蒸發を爲さず故に舊金貨又は其他の塊片を鎔して地金と爲すに其一トロイ磅の費用僅かに半邊尼のみ即ち微に二千分の一に超ゆ

○白金

白金は近時初めて發見する所にして未だ世に多からず其溶解熱度の高きと酸素に抱合し難きとを以て極めて壞敗の憂なき一金族たり而して其皎白の色澤及異重の極大なるは極めて之を鑒別するの確徴たり此等の故を以て此金甚だ通貨となすに適するに似たり而して烏拉山中多く此金を産するを以て千八百二十八年魯國之を以て試に十二ルーブル六ルーブル三ルーブルの三錢を鑄造したれども久しからずして種々弊害の多きを曉れり蓋し白金は其色彩の美金銀に如かざるを以て多く粧飾の用を爲さず唯、少しく化學の諸器具に用ゆるのみ是を以て人之を貪ぼり貯へず加ふるに其産出の地少なく供給薄乏なるが故に未嘗微に其常を失すれば輒ち其價遽かに變動す是のみならず此金極めて溶解し難くして鑄造の費加はり既にして其磨耗するに及て之を改鑄するの費亦大なり是を以て千八百四十五年竟に白金錢を鑄ることを廢し其流通せる者も亦之を喚收す

近來白金を鍊冶するの技大に進みたるを以て千八百六十七年巴勒に開きたる列國貨幣會議の時魯國の代員シャコビー氏更に五フランク錢を鑄造せんことを發議せり然れども此議恐らくは遂に行はるべからざるなり

○洋銀 Nickel

洋銀は固と極めて鑛學家の爲めに拒斥せられしが今は廣く諸製造に用ふるのみならず貨幣の鑄造に於ても亦頗ぶる珍重の金族たり但、此金は決して獨り之を用ひず唯、他の金族と配合するに供し貨幣に於ては其一分を銅の三分に和するを常とす白耳義の通貨中には洋銀を混ざる者あり合衆國のセント錢にも亦之を用ひたるに共に甚だ佳なりと云ふ又英國にては千八百六十九年及七十年より七十一年に至るの兩次洋銀配合の邊尼錢半邊尼錢三千磅を鑄て之を牙買加の屬地に布行せり此錢古來英國造幣局より發行したる第一美錢の一にして且つ通用甚だ便なり唯、憾らくは稍、重大に過ぎしによりて少しく使用の不便を覺えしのみならず千八百七十三年造幣局再び同一錢の鑄造を命ぜらるゝに及で偶、洋銀の價大に騰貴し其原材料の價鑄成錢の價に過ぐ此の如く其價騰貴せるは一は方今掘採せる坑數の尙少なきに由り一は日耳曼政府亦大に洋銀を募りて其新貨幣の十ペンニング及五ペンニング錢を鑄造せるに由れり此日耳曼の新錢方今盛に鑄造中にして大小宜しきを得二錢各、微に我が時

令錢及半邊尼錢より小なり其通用亦極めて便なりと云ふ是によりて日耳曼の小貨幣は固と
字内第一陋錢の名ありしに久しからずして第一の美錢たらんとせり今日洋銀に病む所は其
價の變動し易すぎなれども他年世間の蓄積累加し年々掘採の數多きに至らば此病亦隨て止
むべし

○他の金族

右掲ぐる所は特に方今化學家中に知られたる金族の二三を摘むのみ若夫れ貨幣は永く右等
の品に由るべしと爲さば陋なり後世更に黄金に勝る者出で之に代らざるを保せず蓋し古
來交換の媒たりし金族の順次を按ずるに第一銅第二銀第三金にして金族の價漸やく廉なる
に隨ひ其貴とき者次第に其賤しき者に代り今や黄金の携帶に便なる日々に銀錢に代らんと
す然れば今日希少にして且つ鍊治し難きイリヂアムオスミアム又は一種奇異なるパルリヂ
アムの類他年更に黄金に代らんと亦知るべからず然れども是れ今日に在ては尙學問上の空
想のみ

之に反して金族の中アルミニウム及マンガチスの如き其價銀より賤しきを得る者多し此等
の中或は後文學ぐるが如き小貨幣の衆患を除くに足る者なきや否是れ今日に在て須らく實
地に講究すべき事とす

○配合

古來貨幣の配合極めて一ならず凡そ古今の貨幣大抵幾種金族の混合に成らざるはなく金銀
を離れ或は三金互に相合し或は別に銅を和す而して銅錢は又他の混合物あり羅馬のアス
錢の如き決して純銅に非ず之をエオスと名けて銅錫の配合に成り其質青銅に似て稍同じ
からず青銅は極めて近時に至りて始めて英佛其他諸國の小錢に用ひたりと云ふ又羅馬諸帝
の間多く黄銅錢を發行せることあり又天生の金族幾種自然に混淆せるを古代の人其術に疎
にして細かに分離する能はず因て奇怪の配合を爲せる者亦多きに似たりノルサムフリア國
初のステカスと名くる小錢は銅分六七十亞鉛二十乃至二十五銀分五乃至十一の外更に微量
の金鉛錫を含むが如き即ち是故に坐するなり

又諸國の君主若くは政府艱難の際に當り唯其材の得易き者を集めて貨幣と爲せし者あり愛
倫惹迷斯第二世の時發行せる貨幣は應鏡、古鐘、銅器の殘缺、黄銅、白鐵、及不用の厨器、其他

官吏の百方羅集し得たる雜物を用ひて鑄造せしと云ふ此王又白鐵磅錢を鑄て銀磅錢に代へんとせしことあり

○第七篇 錢

Coins

Coinsは金銀等の物を以て造り正しく印鑄を帯びたる貨幣を云ふ今錢
又ハ錢錢を購す即ちMoney(貨幣)を別てる字にして貨幣は牛、羊、
貝、穀、何物に論なく交換を通ずるの具を總稱し鑄錢は羅馬の Coins等以下近世は
如き正當の貨幣を稱す然れども鑄錢の字固より穩妥ならざるが故に後文專ら Coinsを説
くに至ては亦通じて貨幣を購し鑄に其別を要する時のみ錢の字を用ふ又今世の貨幣は
之を鑄造するに非ず寧ろ之を鍛造すと曰ふべし然れども原書通じて Coinsの字を用ふるが
故に今別て之を購すべからず故に獨り錢の字を用ふ

通貨の用を爲すは金族最も他の衆物に勝り金族の中又數種の金族最も他の諸金に勝るは既に論明せるが如し中に就て金銀二金はマルゴット氏の言の如く契約に由るに非ず又法律の然らしむるに非ずして自然に貨幣となりて普ねく萬國に行はる故に假りに鑄造の術起らざらしむるも二金は尙字内の通貨たるを誤らざるべし然れども今や之を鑄造して均一の錢と爲し其貴重の性質を以て愈々貴重を極めしむる所以の術を説くべし

初めて金族を以て通貨と爲すに當ては唯、大概に其輕重大小を測り他の貨物と相賣買するに過ぎず上古エトラスカに行はれたるエイヌ、ルードは今日傳存せる古代貨幣の至古なる者の一にして唯、形式一樣ならざる天然粗陋の銅片のみボログナのアルチマンナオ博物館にはエトラスカ人の遺骨あり半身土中に埋もれて其掌上粗銅貨一枚を捧ぐ是れチャロンの求めに應ずる錢なり チャロンは我那俗に所 謂三途河の婆の如し 又是れのみならずアリニの言に據ればセルビアスチルリアスの時以前既に銅を其天生のままに通用せし例ありと云ふ其後は銅鐵又は黃銅を條に作りて行ひたるに似たり希臘の貨幣元位の名にドラクマの義と云へるは蓋し此の如き銅條六本を合して恰かも一握に滿ちしより起れる名にして其一本をオボルスと名く是れ蓋し全く數を以て通用せる貨幣の初なり
黄金は濫溢河泥の中より得るを最も易しとす而して泥沙中より得たる黄金は皆沙金なるが故に金貨幣の初めは必らず沙金なり古代の白露人は其散亡を慮りて之を鷲管に盛り其口を封せしが故に通用稍、便利なり又加里福尼、蒙太利、及新ゼーランドの鑛山に於ては今尙沙金を秤量して直ちに他の貨物に換ふ金銀を溶解し且つ之を鎚打して種々の形をなすは古代

よりの發明にして今日に在ても印度人二三ロービーを貯へ得れば銀王を情ふて之を溶し古
林の腕環を作りて一は以て裝飾と爲し一は以て保存の計とす

上古のゴス人及セルツ人も亦金を抽して線と爲し之を螺旋形の環に作り商事に於て所用
るまで之を指上に帶ぶ此物今尙多く歐洲及亞細亞に存し蓋し鑄錢の雛形なり又此の如き環
錢故らに其重を一定せる者あり故に該撒の言にブリットン人は鐵環の重を定めて之を作り
以て貨幣とすと云へり又指環或は避邪符の類を秤量して賣買せしことあり埃及の古書に往
を人の指環を秤量せる圖あるが如き是なり又環の若干を囊に盛りて其口を封括し一々之を
秤量するの煩を省きしことあるに似たりキンク按、蓋の第二篇にナーマンがセハワに數囊
の銀を興へたりと云ふは蓋し此類の者なるべし方今ヌビアに於ては尙環錢ありと云ふ

○鑄錢の發明

鑄錢の技發明の年代は略々之を推すべし和墨耳の時には未だ鑄錢あるを聞かザリカルガス
の時には既に鑄錢あり然れば其發明此兩時代の間即ち凡そ紀元前九百年頃に在りしこと分
明にして且つ他に其例證多し且つ紀元前八百九十五年の頃アルゴスの王ハイドンなる者エ

ミナ島に於て始めて銀錢を鑄たりとの舊説ありて後世同島に於て發見したる打印銀錠現に
今日に傳はるを見れば此説信ずべきに似たり但し其後の考證に據ればハイドンは紀元前七
百年代の人にして且つクロード氏のハイドンが銀錢を鑄たるはアルゴスに在りてエツナに
非ずとの説是に近し

又鑄錢始めで行はれたる所以を知るに難からず蓋し印章の極めて古代より用ひられたる
は埃及の古書に印款あり又ニマへの磚瓦に打印あるを見て知るべし古人之を以て所藏を記
し契約を定むる等の證憑とす故に其後某國の君主始めて金塊の重を一定せんとせしとき其
印璽を用ひて之を證せしこと方今金工の其造る所の器皿の質を保證する爲めに小印を打す
るが如くなりしこと必せり然れども當初の鑄錢は構思甚だ粗にして其印信又は圖識を損せ
ずして得て剝竊を施すべしライヂヤ又はペロポンチヌスの初代の錢は唯其一面に打印
するのみ又波斯のラランと名くる古錢は銀の圓縁にして長さ凡そ六センチメートル按、凡そ
我二寸あり之を折りて二と爲し其一處を打平して平處に印を押す是れ亦蓋し一種環錢の遺物なり
方今支那の通用貨幣は所謂細絲銀なる者多に居り小靴形を爲したる銀錠にして政府之を試

驗し打印して通用すと云ふ

○何をか鑄錢と曰ふ

環錢沙金若くは打印せる銀錠の如き皆所謂鑄錢に近き者なりと雖ども其便好の貨幣と稱するを得るには製造一層精巧にして印識は獨り其金質の美惡と鑄時の重とを記するに止まらず亦後來の奸詐を防禁するの慮なかるべからず今日所謂貨幣を鑄造すとは之を方圓、橢圓若くは六稜、八稜等其他形狀整然たる扁平板に作り而して後型中に打壓して兩面に圖識を現し又或は周邊に至るまで普ねく紋理を附するを云ふ此の如くにして鑄造せる貨幣は其事勞し其費多くして贗造し難く加ふるに其圖識の完否を見て容易に奸詐を施すの跡を辨ずべし是れのみならず亦其圖識の鮮滅及周邊の銳鈍を見れば其磨滅消耗の多少亦略々察すべきなりシネパールの氏の曰く貨幣とは輕重純駁を其面に印記せる錠子を云ふと然れども此釋義を以てするときは鑄錢を細絲銀と相分つ能はざるのみならず又通常の打印せる地金と相分つ能はず故に余は之を釋して曰く鑄錢とは其面上打印せる圖識の完否によりて其輕重純駁を證すべき者を云ふと

○鑄錢の形狀

貨幣は最も圓形なるを多しとすれども古往今來種々の形狀なる者亦少なからず日耳曼列邦の諸貨幣には八稜なるあり六稜なるあり又サルズブルグに於て千五百十三年ロトベルトの發行せる錢は方形にして中央に圓印あり英國其他諸國に於て發行せる勝軍錢國の戦勝を記して鑄造せる者には方形又は菱子形なる者あり中に就て殊に奇なるは千七百年代の間瑞典に行はれたる純銅板にして厚さ凡そ八分の三インチあり其大小は一ならず半ダール按、錢は方三インチ半あり二ダールの如きは方七インチ半重さ三磅半とす其全面盡く圖識を以て覆ふ能はざるが故に四隅及中心に圓印を打して奸詐を禁せり

東方諸邦の貨幣に至りては其形更に奇なる者あり日本の通貨は一分銀錢を以て首と爲し長方扁平にして兩面に圖識文字あり其文字或は凸起し或は陥入す更に細小の銀錢ありて其形狀圖識略々相似たり又其小貨幣には純銅或は混和銅の橢圓なる大鑄錢あり中央に方孔を鑿開す又支那のカシンの名と名くるは黃銅質にして其形を圓にし亦中央に方孔あり以て貫穿に便すること人の善く知る所なり台灣の錢も亦之れに似て稍々肥大なり凡て支那日本台灣

の銅錢及黃銅錢は廣平なる輪郭あり其面を低くして文字を凸起すること稍、薄兒敦及瓦得薄兒敦は英國北明翰の人にして器械の學に精し瓦得は即ち汽力の發明者にして二人交誼極めて深く終身相結て事を爲し發明する所多し薄兒敦の人を爲り極めて義氣ありて瓦得氏汽力の用を發明せしより種々之を助けて其業を成さしめ其初めて利益を得るに至るまで爲めに凡そ四萬七千の邊尼銅錢に似たり其製造の法初め型中に鑄て後其四凸を磨平す此種の錢は磨滅の憂少くして圖讖を存するの久しきこと歐洲の錢に勝れども亦鑿造し易きの病あり又往時波斯に行はれたる劔形錢は古今奇中の最も奇なる者とす

○至良の形狀

貨幣の形狀及鑄造法を講究して其至良至巧を極むるは頗ぶる緊要の事なり凡そ貨幣は極めで民を誘して重辟に陥らしむるの具にして二千年來の經驗何の刑罰を以てすと雖ども其鑿造の慾心を懲らすに足らず古來幾千萬人陸續死に就て峻刑酷罰唯々徒らに其慘を極むるのみ故にルイサシクの言に吾人罪を禁ずるに勉むべからず鑄造を精にして罪の犯すべからざるを期すべしと云へるは實に至言にして鑄錢の巧を極め鑿造奸詐絶て施すべからざらしむるを第一の仁政とす

貨幣の形狀を造び及其鑄造の法を定むるに宜しく心に存すべきこと四あり

其一 鑿造を禁ず

其二 剽竊を禁ず

其三 自然の磨耗を防ぐ

其四 其貨幣を發行せる邦國若くは之を通用せる民の工藝を垂示し又は其大事を傳存するの遺物とす

鑿造を防ぐは首として其製造の精妙を盡すと機巧の器械を假りて始めて模造するを得べき方術を用ふるに在り貨幣唯々型中に鑄て之を造れば贗錢の巧幾んど眞貨幣に譲らず是を以て羅馬の貨幣は眞贗極めて判別し難かりしと云ふ蓋し鍛錢起りて鑄錢に代りて造幣の技一步を進め邊線を施すこと起りて造幣の技又一步を進め既に薄兒敦及瓦得の蒸氣機關出でたるを又造幣の一大發明とす其後ホルホルン氏及ソネリトル氏のニト、ボイント、ボレン、ス、按、器の名は造幣機械の最後の大發明にして方今はトールヒル、按、英國造幣局の所在地を除くの外大抵諸造幣局皆之を用ふ

近世貨幣の周邊に施こせる線條文字其他の圖讖は極めて精巧を盡すべし是れ其緣邊を剽竊

する等の奸詐を防ぎ併せて贗造を絶つての術なればなり古代諸國の貨幣は周邊粗本にして曾て印識等なし千五百七十三年發行の佛國查理第九世の銀錢を以て周邊に文字を打印せる濫觴とす英國の貨幣には千八百五十八年又は六十四年に始めて印識を加へ此時以來施線器械及螺旋を造幣局に設置することゝなれり方今英國其他諸造幣局より發する大錢は大抵皆邊線あり其法貨幣を兩型の間打つに當て之を護持する所の筒の内面に細線ありて相咬て之を生ず然るに此筒は之を造ること甚だ難くして且つ造幣の外絶て用所なし而して鑄子は以て此細巧の線を似すべからず其他手術の得て摸する所に非ざるが故に贗造家其技を施す能はざるなり

佛國の五フランク錢には其周邊に Dieu Protège La France の凸字あり此凸字は贗造家の絶て彷彿する所に非ず英國の磅錢には Deus et Tutamen の字及在位王の年紀を記すれども但し其凹字なるを以て贗造家小印を打入して容易に之を似すべし日耳曼の新金貨幣は周邊平滑にして十マルク錢に至て少しく款識あり二十マルク錢には徹に Gott Mit Uns の字を影出す是れ他の尋常の邊線に比して廻かに劣れり又若し線を施せる周邊に兼て凸起せる文字又は圖識を打するの術を得ば摸造をして愈益難からしむ是れ須らく講求すべき事なり一二百年前に在てすら銀錢の周邊に連珠の形を圖せる者あり况んや今日精巧の機械を用ひて手術の絶て摸擬するを得ざる様子を造出すること豈に爲すべからずとせんや

○鑄錢を以て工藝の遺物とす

前段中貨幣の贗造を防ぐべき至良の形狀を論じたり尙贗造の事及摩擦より生ずる減耗并に此諸病を醫するの方術は第八篇に於て再び之を詳論す貨幣を以て工藝の遺物となすに至ては此書の與かる所に非ず然れども此に一言せんと欲することあり我造幣局より發する貨幣は多くは以て其技の拙を後世に示めすのみ時令錢及六邊尼錢の如き陋惡なる圖識は其匹偶を得るに難し是れ英國諸科の工藝多く其衰頹を極めし時より因襲して改めざるが故なり然れども今日建築其他巧美を争ふ諸工藝皆民間傑士の競ひ起りて之を挽回するあるに官設の局司獨り其爲に倣ふべからざるの理なし近時フロンク錢は其圖形稍古代に復する者にして之を時令錢に比するに美惡同日の論に非ず又千八百四十七年美麗なるクロウソンの様子出で、其形式は亦稍右のフロンク錢に似たりしが其後終に發行するに至らず又ロウ氏が

造幣局長たりし時セオルロ及ドラゴンの古ソブレイン錢を再鑄す按セオルロは王名ドラゴンは龍なりセオルロ王及龍の圖を龍なりセオルロ王及龍の圖を
 鑑むる是れ亦廻かに楮板花環の圖讖に勝れり之を要するに余は我邦貨幣改鑄の時既に至れ
 りと信ず

○大事の紀念牌とす

古來或は貨幣を以て戰勝慶事又は君主の即位等を傳存すべき紀念牌と爲す者あり日耳曼諸
 邦には千八百六十一年の即位今帝の即位を記して之を造る及同七十一年の勝軍佛國に勝てタイレル佛國に勝て
 に至るまで一連の美錢を鑄造す此事殊に普魯士に盛にして此等の貨幣は其鑄造の時直ちに
 其幾何を留めて内閣に秘藏し以て紀念牌の一種とせり後世若し或は文字絶滅し今日の盛邑
 大都并に其中建つる所の塔碑一切皆圯壞に屬することあらば此等の貨幣最も悠久に傳ふべ
 き遺物にして後世貨幣家之に據りて普魯士歴代君主の履歴を按ずること近年パクトリア歴
 朝の古史再び世に明らかかりしが如くなる可し

千八百四十二年アンテノル、ソリ、リ氏紀念錢鑄造の法案を佛國立法院に呈じ其後同五十二
 年再び之を建議せしことありエルチスト、デヌマス氏も亦曾て二十サンチームの青銅錢を鑄
 て傍ら紀念牌の用を兼ねしめんことを請ふ然れども此等の議皆行はれず英國に於ては曾て
 此種の錢を鑄たるをなし

○造幣の事は國君に屬すべし

凡そ開明の國には必ず良好の貨幣なかるべからず是に於て貨幣を鑄造するは何人に屬して
 可なるやの論起れり今夫れ貨幣は大小各種の何れに論なく皆純美なる金族の同一分量を以
 て之を製し而して其面上必らず其然るを證する所の印讖なかるべからず然るに之を尋常民
 間の製造家若くは商賈の競争に任せて一に其供給を仰ぐこと扣紐織絨の如くにして可なら
 んか或は政府之が局司を置いて嚴に立法院の監視に屬せざれば良好貨幣を得る能はざるか是
 れ論究せざるべからず

凡そ何の暴論横議と雖ども絶て一人の賛成を得ざる者なし是を以て世間亦或は造幣の事も
 之を競争の自然に放任すべしと曰ふ者あり中に就てヘルベルト、スペンセル氏其ソシアル、
 スタチックス名書に於て論じて曰く吾人茶商に托して茶を供せしめ麪包商に托して麪包を供
 せしむると同じくソブレイン錢時令錢も亦ピートン、エンフ、ソンス會社其他北明翰の大工

場に托して其損益自から任じて之を供給せしめて可なりと而して世人好茶を賣るの茶舗を擇み好麪包を賣るの麪包商を擇んで赴き買ふと同じく正直の造幣家竟に市場を專有して其鑄錢遂に他の劣悪の貨幣を排斥せんこと必せりと謂へり

余固より深く氏が遠見卓識に服すと雖ども獨り此論に於ては竊かに謂らく事の通則を其宜しく推用すべからざるの域外に推用したりと氏は蓋し好貨幣は必らず劣貨幣を驅斥すること能はずとのクレモンソー氏の大則(次篇に之を論ず)を忘れたり通貨の事に於ては私利の効用他事に於けると相反すること後文に論ずるが如くにして若し造幣の事を擧げて人民の手に任せば輕惡の貨幣を造りて廉價に之を賣る者竟に至良の貨幣を驅斥し盡すこと必せり

此論は既に幾多の實驗に徴する所にして古今諸國多く商沽に許して貨幣を私鑄せしめられたるも其弊常に必らず通貨の位を損すること諸國一例なり往時英國の銅貨久しく商沽の私錢のみ行はれたることありしに世間常に其輕惡にして且つ溢多なるに苦めり又スマイル氏所著の薄兒敦及瓦得の傳中薄兒敦氏旅行の間各地の路錢を徴する處に於て平均眞邊尼錢一枚

に價錢二枚を得るの比例なりしを歎ざる書牘を載す又氏の言に下等の製造家は銀錢二十時令を以て銅錢三十六時令を買ひ之を以て職工の勞銀に支給せしと云ふストックホルムに於て此等の惡錢多きに苦しみ邑官及市民相會して半邊尼錢はアンクレンシー會社の發行錢の外一切使用せざるを決せしことあり是れ同會社の錢のみ獨り定量に合ひたればなり此を以て觀るときは知るべし一人々の私利相分れて行はるゝ時は以て惡錢を驅除するの効なきを且つ公會結約の後と雖も其議果して行はれしや否を知らず支那のカシ又はレと名くる小錢は通常民間の私鑄にして其重量品質價值皆大に降下せり

余が見を以てすれば凡そ競争に任ずること不可なること貨幣の如き者なし我が憲法に於て貨幣の鑄造は君主の特權たり羅馬國法に於ても亦之を以て國君世傳の權利とす之を要するに通貨并に其鑄造の事は行法政府と貨幣流通并に鑄造の理に精しき顧問とに附托し勉めて黨派の紛論民間の囂議に免かれて二三精練家の意に決せしむべし古代に在ては君主往々貨幣を鑄造し又は其品位を降すの魁首たりしも今は絶て此の如き虞なきのみならず民政政府は極めて著明必須の改革と雖ども庶民の協同を得るに非れば之を決行する能はず而して庶民

は概ね舊習に慣れて甚だ貨幣の理に疎く至良の方法と雖ども之を賛成するの見識なきが故に其虞は却て此等の政府に在り

○第八篇 循環の理

現に古今の諸國に行はれたる貨幣の制度を歴擧するの前置幣の字義并に其使用及循環の大法に就て少しく論ずべきことあり中に就て第一分明に區別すべきは第一現實通用する所の貨幣第二價值を表する所の數第三此數と價值の元位との異同にして此三者其布行上に於て往々實に相分る按、即ち後文貨幣會計錢、價值元位の別又貨幣の價其含む所の純金分によりて定まる者あり按、即ち本位貨幣其與に交換するを得る所の金族によりて定まる者あり法律に於て同價 Equivalent と爲せる他の貨幣按、以上二項は下の慣習を指す價值元位等によりて定まる者あり是れ亦明別せざるべからず

○價值の元位 Standard Unit of Value 按、元位とは總て物數の因て起る所の本を云ふ即ち算術の所謂一位にして尺は丈量の元位なり貫は衡量の元位なり圓は價值の元位なりが如し

然るに右等の事を論ずるには先づ何を以て價值の元位と爲を分明に論定せざるべからず價值の元位は必らず某有形物の衡量又は丈量の元位に因みて起る者とする人或は價值を認めて全く思想上の事と爲す者あり按、想ふべくして見るべからず此等の人はケツスルレー氏の主張せるが如く磅の字を釋するに唯、價[○]値[○]の義に係けて釋するなるべし然れども之を以て推すときはヤルド按、莖の義一莖の長さより出づの字も唯、長[○]短[○]の義に係けて釋すべくグレイン按、穀粒の義、穀物一粒の重さより出づの字も亦唯、輕[○]重[○]の義に係けて釋すべし然れども凡そ博物學に於て物量の名皆有形の元位に因みて起ると同じく吾人苟くも價值の事を語らんと欲すれば亦一二以上の明定不變なる物量を假りて之を定めざるべからざるなり

價值の元位と云へば極めて物價に一定不變なる者ありと云ふに嫌はじ然れども前文既に論ずる如く價值なる者は特に二物交換の比にして其比曾て一定なる能はざれば亦何物と雖ども幾んど今日の價值を明日に保つ者なむ故に價值の本位と云ふも特に一定不變の物を選で之に據りて諸交換の比を言ひ且つ算するのみ決して之を思想上の現象に係けて説くべからず而して前文擧ぐるが如き種々の故ありて通常金銀銅等の二三の金族を最も此本位と爲す

に適する者とす 按、本位元位とは固より別事なれども元位は物價を計ふるの基なるが故に亦基本の義あり故に原文には此處元位の字の上に更に本位の字を冠す是れ此一條の辨解を注する所以なり然れども譯書を讀む者に在ては輕々に看過して可なり

貨幣の元位は曾て輕重大小の定準なし唯、全國一に歸し其量詳らかに定まりて且つ紛更せざれば可なり英國未だヤルドを以て長短を度るの元位と爲さざりし前は其幾インチを長くし幾インチを短くするも問ふ所に非らず又之をインチに定めフートに定めフルオンクに定めマイルに定むるも可なり唯、堅く其一に決して他は皆各、分明の等差を以て之に係くべきのみ貨幣の元位も亦然り之を本位金 Standard Gold 本位貨幣の金質を云ふ即ち英國に在ては金十一に銅一を和するの類 の一トロイ磅に定め或は一ウに定め或は幾十々に定むるも總て不可なることなし唯、貨幣の數を擧げて結ぶ所の契約明らかに其幾何本位金を受授すべきを知るを得れば足れり

シエパリアル氏其他大陸上の諸經濟家往々盛に萬國價値の元位を一定し且つ之をメートル衡法 按、佛國衡法の名其法總て十進なるが故に計算に便なり に合せしめんことを唱ふ其說純金十グラムを以て最も適宜の元位と爲し且つ此の如く價値と衡量と相歸一せば便利莫大ならんと云へり然れども此事地金商に在ては鑄貨を溶解し若くは之を外國に輸出するに當て其金族價値を算定するの煩を省

き造幣局の吏胥に在ては其衡量を折算審査するの煩を省くが故に或は小便利たるべしと雖ども其他の人にては毫末の利害なし蓋し我國民万人中の一も恐くは磅錢の重さ本位金百二十三・二七四四七なるを知る者なく又之を知るの用ある者なかるべし且つ今一金族の重さを定めて價値の元位とするも他の貨幣の衡量は尙瑣屑の奇零數を帯び殊に其市價昂低あるごとに其數隨て變ず

是故に價値の元位とは特に本位金の若干量と云ふのみにして其輕重多寡は問ふ所に非ず唯、其國の慣習又は形勢によりて便利のまゝに制定すべき者なり

○貨幣、會計錢、價値の元位 Coin, Money of Account and Unit of Value

此三者互に相關係ありと雖ども亦常に相一ならず故に須らく之を明別すべし例へば價値の元位は必らずしも其錢あるを要せず一元位は以て錢と爲すに過大なるも可なり又過小なるも可なり唯通用の貨幣元位の幾倍若くは幾分を爲せば可なり即ち元位を以て之を數ふるを得れば足れり又價値を表する所の數 按、即ち會計錢の數 は必らずしも貨幣の數なるを要せず又其元位の數なるを要せず所謂會計錢なる者は現實通用貨幣及價値の元位と相異なるを得此事ア

グロサクソンの貨幣を見て知るべし當時其元位は本位銀の一サクソンの磅にして之を鑄て貨幣と爲すには甚だ大なり是を以て其頃首として發行せるは邊尼銀錢及少許の半邊尼錢のみにして民間普通の會計は又時令を以てす按、蓋し我邦維新の前兩を以て元位と爲すも其實際に行はれたるは一分銀にして又日常の會計には總て銀何れも稱せしが如し初め一時令は或は四邊尼と爲し或は五邊尼と爲して其數一定せざりしが後ち維廉第一世之を十二邊尼に定めてより今に至りて之に沿ふ顯理第七世の時に至るまでは時令の名ありて錢なし此時始めて之を行ふ爾來時令錢は今に傳存したれ共其他マンカフ(三十邊尼即ち毎五邊尼の六時令に當す)等の他の會計錢は皆廢絶せりマーク、オラ、スリムサ等は皆アンクロサクソンの時に行はれたる會計錢なり

方今英國の制は此三者相合一しソフレイン錢は首本の貨幣にして價値の元位を兼ね且つ日常細小の取引は時令を以て之を爲せども諸大取引には亦ソフレインを以て會計錢とす是れ多少便利の制なり佛國はフランク金錢を以て會計錢とし又價値の元位とすれども但一フランク金錢は其重僅かに零グラム三二二六即ち凡そ五氏に當するを以て獨り五フランク錢十フランク錢二十フランク錢を鑄て按、即ち通用貨幣元位の五倍十倍二十倍なり銀錢を以て之を補助す魯國伯德大帝

の前コペック銅錢一百を以て一ルーブルと爲し之を以て會計錢としたれども亦名ありて物なし

モンテスキューが亞非利加西岸黑蠻の中にはマキニートと稱する價値の空名ありと云へるは是れ會計錢の物たるを知らざるなりマキニートはコウリー貝の若干を合する名にして其數蓋し時々變化ありしのみ其多きは二千に至りたるに似たり葡國は八マキニート六マキニート四マキニートの銀錢を鑄て其屬地に行ふ其一マキニートは凡そ二邊尼七五に當れり一國貨幣の制變ずるに際して此三種相分ることあり其中或は會計の新法を以て舊來の貨幣に施す者あり諸威の今日の如きは其一例にして士德恒の政府近ごろ瑞典の十進貨幣を以て亦諸威に布かんと欲し其通用貨幣は今尙舊時のスキルリング錢及びダーレル紙幣を多しとすれども商估輩は往々既にクロチル及びピオール按、并に銀の名を以て會計を立つと云ふ又或は貨幣既に變じて其會計の法久しく舊に據る者あり此事外國通商の上に於て殊に多し故に合衆國と英國間の諸交換は近年に至るまで千七百八十九年の規約に従ひ一弗の相場四時令六邊尼を以て率とす是れ前古より傳存せる墨西哥弗の相場にして其後米國の弗銀は僅に英貨

四十九邊尼三一六に値せしを新弗成りて後も尙其舊に依りしなり

古來通貨と會計錢との間屢、別を生ぜし所以蓋し二あり蓋し貨幣其自然の磨耗又は奸徒の剽竊等に由り其重さ大に減耗するの後尙平均幾何の差を附して之を通用すること安堤特、

漢堡其他諸邑の如きあり按、然るときは會計錢と通貨と又政府新たに劣惡の貨幣を發行するるとき

は其會計の法或は新貨と共に變し或は其舊に依る按、其舊に依るときは通貨と會計錢と別れて二なる是れ亦其一因なり英國歴代の間

此の如き際に當て物價は新錢を以て稱せしや或は舊良貨を以て稱せしや極めて知り難し然

れども學士ローセル氏が所著の英國農事并に物價沿革史中に千三百年の間貨幣其枚數を以

て通用するを常としたれども往々之を秤量せしことを載す氏曾て古代學校の會計書を見し

に其中貨幣秤量の費用并に其減耗の差を記せる項ありしと云ふ

又今日に在ても諸國の通貨整然たる一連の貨幣に止まらず大小輕重種々の雜錢諸國より輸

入し來りて并び行はるゝ者あり此の如きに當ては會計錢必ず此雜駁の貨幣と別ならざるを

得ず而して此雜駁貨幣の價は通常會計錢に據りて之を稱す數年以前日耳曼に於ては縱まゝ

に英國貨幣の注入を許せしことあり加納多に於ても往年是に因りて貨幣の雜駁を極め種々

の外國貨幣(多くは皆弗銀)并び行はれたる外に其會計錢又二種あり其一ハリハックス氏の

通用磅と名くるは之を二十時令に別ちて又時令を二十邊尼に別ち而して其六十邊尼を以て

一弗に代ふ又其一はハリハックス氏のステルリンク通貨と名けて今に至て外國諸交換の價

皆準を此に取れり方今加納多貨幣の元位は弗にして專はら銀行紙幣を以て通貨とし別に五

十セント二十五セント二十セント十セント五セント錢あり英國ソブリン錢并に半ソブリン

錢も亦行はる

○本位錢、定位錢 Standard and Token Money

貨幣に又本位錢定位錢の別あり本位錢とは其交換の價專はら其含む所の金族の價に準し其

面上の印識は畢竟其金質を證明するに止まる者を云ふ此貨幣は之を地金と看做して溶解し

或は治外の國に輸出すべし其價官の所定に由らざるを以て行はれざる地なきなり

定位錢は之に異なり法律又は慣習により一定の價を以て本位錢と相交換す固より定位錢と

雖ども其含む所の金族必らず多少の價あり然れども其官定の價に及ばざること幾何なるも

幾んど制限なし我英國の銀錢は其差百分の九より十二に至り青銅錢の如きは七十五に居る

佛國の青銅錢も亦其金族價值に官定價值の四分の一に過ぐるのみ其他近時に至るまで日耳曼諸邦に行はれたる古リューセル錢の如きは其差廻かに之に過ぐ往年曾て愛倫に於て大に紛紜を生じたるウーツ氏の半邊尼錢及惹迷斯第二世の愛倫に發行したる小錢の如きは定位錢の至劣なる者とす

○金族價值、名目價值 Metallic and Nominal Values

貨幣中含む所の金族の價を其眞價 Intrinsic Value と名くること常なり然れども此字大に惑を生ずるの嫌あり價值は天真何物に附着する者に非ず唯偶然に外より來着する者あり(第九面參考)故に此嫌を避くるが爲めに余は金族價值の字を用ひ以て名目價值、慣習價值又は官定價值と名くべき者 Nominal, Customary, or Legal Value 即ち其現實他の貨幣と相交換し又は國法に於て交換するを命ずる所の價值と相對用す

貨幣の金族價值其名目價值の下に降るを致す所以二あり一は其重量を減ずるなり一は其品質を降すなり英國の銀錢の一トロイ磅中純銀十一兩四十八分を含むを法とす是れ上代知るべからざるの時より傳はりたる古正量にして今猶之に據れり然るに此等の銀錢千八百十六年に至るまでは少くも其本位錢たるの名を失はざりしに是歳の條例によりて其重さ百分の六を減じ是より降りて定位錢と爲れり佛蘭西其他貨幣聯盟の諸國に於ては其二フランク一フランク五十サンチムの小銀錢品質千分の九百なりしを更に八百三十五に降して亦定位錢と爲せり此二種の貶降孰れを優劣すべきに非れども英國の法若し貨幣をして度外に眇小ならしむるに至らざれば稍佛國に勝れりと謂ふべし是れ當人も自から貨幣の重量を査するを得れども其品質を試むるに至ては其業に熟する者に非れば能はざるが故なり法律によりて行はれたる定位錢と雖ども其金族の價を以て他國に受用すべからざるに非ざるは固より言を待たず

○官定錢 Legal Tender

貨幣に又官定錢と否との別あり官定錢とは預め一種の貨幣を定めて凡そ貸借上其國の貨幣を以て記せる額數は必らず之を以て立約する者と看做すを云ふ是れ其大主意法廷に於て諸契約文を解釋するの疑難を避くるが爲めにして貨幣條例の中明らかに何錢を以て官定の償還錢と爲すを載す而して借者官定錢を以て其債を償ひ貸者之を受くるを拒むときは其後貸

者償還を促がすの権あり又之を出訴するの権ありと雖ども訴訟の入費は之を貸者に負はしむ

然れども諸交換又は契約必らず其國の貨幣を以てせしむるの理なし故に凡そ物々相交換するの契約を結ぶも或は何種の貨幣を以て賣買の契約を結ぶも苟くも其文義分明なれば我が無文法の禁ぜざる所あり故に貨幣條例の第六章に(ビクトリア三十三年第十號)凡そ契約、賣買、償贖、其他金錢に關する一切の事は皆此條例に掲げたる官定錢を以てすべしとの文ありて其末但し其契約等特に我諸屬地若くは諸外國の通貨を以てする者は此限に非ずとの文を加ふ

故に余が説にして誤まらざれば人民何種の貨幣を以て物を買ひ物を賣り或は何種の貨物相交換するも唯其欲する所のまゝなり其幾何數に至るまでは何錢を以て官定錢と爲すと云ふが如きは唯政府細かに交換の媒を定めて且つ明らかに其何たるを指示するのみ右條例中に英國の貨幣とは此條例の所定に従ひ造幣局より發する貨幣なるべしと云へり然れば貸者官定錢に非ざる他錢を用ひて償還せられんことを欲せば他錢を以てするを得ること固よ

り其自由にして余は此の如き契約を結ぶの決して不法ならざるを信ず例へば邊尼錢は一回の取引十二邊尼に過ぐべからざる成規なれども人若し一百磅の物を賣りて盡く邊尼錢及半邊尼錢を以て其價を得んと欲すれば其意に隨ひ結約して決して無効の契約に非ざるなり官定錢の詳細の意義に至りては諸國固より一ならず右は唯英國の法律に従ふ諸國に就て言ふのみ

○慣習の貨幣に於ける力

凡そ諸邦國の事蹟深く其民の慣習及社會の暗約に通曉するに非れば得て解すべからざる者多し此事貨幣に於て殊に甚しとす古來大有力の君主或は新貨幣を發行せんとし或は舊貨幣を喚收せんと欲するに當て其民の私利若くは慣習暗々に之に抗して法律刑罰の威も竟に之に勝つこと能はざりし例幾何なるを知らず然れども貨幣循環上の事往々遂に曉るべからざる者多しと雖ども細かに之を通用する民の氣質并に其之を愛惜し又は之を擯斥する所以の主意を探れば亦大に發明することあり

此事に於て學者第一須らく記すべきは貨幣を用ふる所の人民大抵は皆貨幣の理に於て固よ

り一己の見識なく又嘗て其大意をも與かり聞かざるに在り此輩獨り俗説妄傳に依信して其貨幣を受くるに當て自から問ふ所は唯其能く民間に流通するや否と云ふのみ故に諾威に於ては窮陬僻地の民皆美麗なる新製の二十クロナル金錢を惡で獨り舊來のマルナル紙幣を喜び用ふ新貨始めて行はるゝに當ては其金族の價のみならず官定の價と雖も賤民尙之を知るに由なし民間固より其重を量るべき權衡に乏しく又其品質に至ては試験家又化學士に非ざるよりは之れを査定する能はず是故に旅客新奇の貨幣を携へて其民未だ見るに慣ざる地方に至るときは往々其價を降して之を用ふるの不幸に遇ふことあり余曾て青銅邊尼の始めて行はれたる頃之を帶びて北威爾斯ウエールズに遊びしに到處擯斥せらるゝに苦しみたり

大抵民の貨幣を信ずるは其見るに慣るゝに因れり故に愚昧の民間には往々幾回も其圖識を改めずして發行するを要し之れが爲めに幾百年前の年紀を記し幾世前の君主の像を畫て貨幣を發行せる例少なからず澳地利の造幣局に於ては今尙マリア、ゼンサの像を帶びたる弗錢を鑄造し其圖識年紀皆千七百八十年始めて發行せる時の如し是れ亞非利加北部及地中海東岸の地に於て此錢殊に愛用せらるゝが故にして往年英國政府アビシニアに事あらんとせ

しとき大に此錢を買收して同地の用に備へしことあり又墨西哥の弗銀は東方諸國に愛用せられて其價通例地金より貴とし

古來貨幣の品質劣惡に歸せしは此慣習の勢盛なると實價の知るべからざるとに乗じて施せる奸詐の故にして贗造貨幣家及歷代君主共に其外貌を美にして能く舊貨幣に似せしむれば下民は疑はずして劣惡の貨幣を通用するを知れり

我邦のみならず總て諸國貨幣の沿革は唯、是れ公私逐次に劣惡貨を發行せる一連の紀事にして其間往々舊位に復するを謀るの美舉ありと雖も概ね皆功を成さず羅馬コンシユル政事の時デナリ錢を發行するに當て上下交、國人を欺罔せる一奇話あり贗造家粗惡のデナリ錢を鑄て私かに日耳曼地方に行ひしより其民皆其周邊を銼磨して之を試み竟に鑪子の痕ある者は其質必らず美なりとして之を通用するに慣る是に於て政府盡く新貨を銼磨して之を發行せしに既にして贗造家亦巧みに銼痕を附し痕上純良の金を觀して製造せしと云ふ此銼痕錢今尙古錢家の中に傳はれり

○グレンジャム氏の大則

貨幣の外貌相同じければ人民大抵其善惡を鑒別する能はずと雖も其中地金商、銀行冶金工の類細かに此優劣を探るを事とし竊かに射利を謀る者多し蓋し民間の貨幣或は其地に溶解せられ或は他國に輸出して後早晚溶解せられて其跡を亡ふ者多し又海底に沈没する者あり或は移民旅客の輩之を境外に携へ去る者あり然れども貨幣の消亡するは奸民新鑄肥厚の錢を選て之を溶し以て其利を占むるに因るを極めて多しとす是より方今盛に英國に行はれたるピッキング、エンド、キュルリントン *Picking and Culling* 兩語共に 摺摺の義 又一名ガルブリンク *Garbo* 揀擇の義 の弊習起り良美の新錢は皆溶爐に送られて獨り敝惡の舊錢のみ行はる

此を以て察するときにはマクレンオッド氏がグレンツシャムの大則と名けたる貨幣循環の理の信なるを知るべしグレンツシャムとは即ちトマス、グレンツシャム氏にして三百年前夙に此理を看破せり其大要に云ふ惡貨幣は常に良貨幣を排去し良貨幣は却て惡貨幣を排去する能はずと重厚美麗の新錢出づるに當て民間尙劣惡の舊錢のみを通用すと云ふは其理甚だ奇異なるに似たり是を以て古來通貨改正の美學屢、誤り大に政府の損失を來して不學の政事家をして往々失錯狼狽せしむ

凡そ人の常情其私利に制せられて物の好美なるを取り其劣惡なるを棄つれども獨り貨幣は其劣惡なる者を存し好美なる者を斥くるに似たり然れども其故解し難からず人民は敢て好美の貨幣を棄つるに非らざるも唯、貨幣の用たる以て交換を通ずるに止まるが故に強ち其輕重美惡を問はずして通用し而して其新鮮豐厚なる者は好射利の徒細かに之を摺摺し去りて或は溶解し或は輸出し若くは秘匿し又は服飾箔葉の類と爲すなり

故に前文學ぐる所のヘルベルト、スペンセル氏が貨幣ハ民間の私鑄に任ずべしとの論は此一則を以て破るべし總て器皿書籍衣服は人皆其至良なる者を選て之を購す是れ此等の者は之を留めて自から其用に供すればなり貨幣は然らず民の之を得る唯、以て再び他人に遞與するが爲めにして其他人に遞與する者劣惡なれば自家の益愈、厚し是を以て貨幣は常に漸やく劣惡に歸するの勢ある者にして唯、政府不斷の注意以て之を防禁すべきのみ

故にグレンツシャムの大則を以て觀るときは通貨に二個の注意を要すべきことあり其一造幣局より發する本位貨幣は固く其官定の重量を守るべし然らざれば其差は徒らに地金商及輸出商を肥やすに過ぎず其消磨等の爲めに其重量至輕の極に降る者は絶えず意を用ひて之を

喚收すべし然らざれば勞錢永く民間に行はれて盡くる時なし凡そ互市は皆其價同じき二物を交換するに成る者なれば貨幣も亦勉めて其金族價值を一にし地金商、銀行、其他一切貨幣を業とする者を首として衆人皆其間に揀擇取捨するを得ざらしむべきなり但、此論は以て定位錢を規すべからず定位錢は其通用の價其金族價值の上在りて之を尋常通用の外に用ふれば損亡を來すの外なきが故に其重は強て問ふ所に非ず唯民間之を通用して厭はず又大に贗造家輩覬覦の心を啓するの甚しきに至らざれば足れり

方今英國に於ても亦其慣習の力盛なると検査の具缺くるとの爲めに本位金貨漸やく磨耗して融惡に赴かんとす磅錢は其重量百二十二匁半以上なるを以て合格と爲せども民間日常の取引には其金族價值との差二邊尼より四邊尼に至り或は甚しきは六邊尼乃至八邊尼に至る者を通用して疑はず此の如くにして本位錢漸やく變じて定位錢と爲り政府意を用ひて之を喚收するに非れば竟に其通用を絶つこと能はず

○カレンシー氏大則の擴充

カレンシー氏が良貨幣は惡貨幣を退くる能はずと云ひしは唯一一金族の一種の貨幣に

就て言ひたるなれども是れ亦一時に流通したる幾種の貨幣に就て言ふべく金錢の銀錢に於ける銀錢の銅錢に於ける銅錢の金錢に於ける皆此法の範圍内に在り其價賤しき者常に行はれて貴き者常に藏匿す此事の第一的例は日本に在り千八百五十八年日本始めて英國及合衆國と條約を結び少しく歐洲と通商を開くに當て奇異なる貨幣の制其國に行はれり其最も高價なる貨幣を小判と曰ひ長さ二インチ廣さ一インチ四分ノ一重さ二百匁の薄楕圓板にして其面上極めて粗陋なる彫飾あり此錢日本の諸都府に行はれて一分銀四枚に換ふ然れども小判一枚を英國の貨幣に折すれば十八時令五邊尼の價ありて一分銀は一時令四邊尼に過ぎず故に當時日本金貨幣の價は宇内諸邦黄金の通價に比して略、三分の一に居れり是を以て當初歐洲の商估等頻りに内地の價を以て小判を買集し三倍の奇利を博せしが後ち内人も竟に之を曉りて其金貨の尙民間に流通する者を喚收せり目今日本政府は曾て香港に設置せし英國の造幣器械を買ふて大に其貨幣の制を變ず

英倫其他歐洲諸國に於ても屢、此日本の失策に似たることあり唯、此の如く甚しからざるのみ渾て一國金銀貨幣の比例僅かに市價と百分の一二を差するときは之を國外に輸出して

益あり佛國の通貨之に坐して千八百四十九年より六十九年に至るの間幾んど其銀錢を失ひ獨り金錢のみを留む其他諸國の貨幣其實は皆此勢を免かれざる者にして英國及合衆國の黄金を以て首本の貨幣と爲すに至りたるも亦之に坐せり往古羅馬に於ても其民政及帝國の間銀銅并び行ふの制宜しきを得ざるに苦しみ其後更に金錢の出づるに及で愈々艱苦を長ぜりと云ふ

○第九篇 貨幣の諸制度

今や諸貨幣の制度の曾て前古に行はれたる者又今日に行はるる者或は他日應さに行はるべき者を擧げて之を歴論せんとす古今實際に行はれたる諸制度其類の多きこと尋常人の思ふが如き比に非ず然るに余未だ其類別の宜しきを得たる者を見ずニールセル、セニール氏其首要なる者を摘て之を論明せるあり其體甚だ得たり其他シニパールガルニール等大陸并に英國の諸名家簡略に之を類別せる者なきに非ずと雖ども今や大に二三以上の金族を以て

する貨幣の諸法制を網羅し盡すべき類別を爲すには此等の諸説皆未だ盡せりとせす蓋し貨幣の諸法制之を明別して五と爲すべし

其一 政府唯、權衡斗量の制を明らかにし諸資金は唯、其衡量に従ひ他の貨物と同じく流通せしめて其形状大小一に民の欲する所に任す者あり蓋し之を名けて秤量貨幣の制と謂ふべし

其二 政府又毎次之を秤量するの煩を省き且つ其純駁の疑を去るが爲めに一二金族を擇て若干重量若干品質の小片に鑄造し而して後ち公衆をして縦まゝに其欲する所の者を用ひて契約を結ぶ買賣を通ぜしむる者あり是れ蓋し名けて無制限の計數貨幣と曰ふべし 按、無制限とは蓋し下の三者に對して云ふ後世の貨幣は皆計數を以て行はるる者にして本條は其本位等の制限なきが故なり

其三 政府幾種の金族を用ひて幾種の貨幣を發行し而して誤解違言の生ずるを避くるが爲めに其中一種を明示して凡そ其國の通貨を擧げて結締せる諸契約は明らかに別文ある者の外必らず之を以て結締せる者と看做すべきを布告し其他の貨幣は此首本の貨幣に對して時々市價の浮沈に従て流通せしむる者あり此制名けて單官定錢の制と曰ふべし

其四 政府二三種以上の貨幣を發行し金銀上の契約其何れを以てするを定めずして皆官定の價格に従ひ並へ用ひしむる者あり是れ名けて複官定錢の制と曰ふべし

其五 一種の貨幣を首本の官定錢と爲して諸重大の契約は皆之に據りて結締せしめ他種の貨幣は其數を限りて首本の貨幣と共に行はれしむる者あり是れ蓋し合官定錢の制と曰ふべし

○秤量貨幣の制

右列叙する所の貨幣の制度は其順次獨り其論理上に於て然りと爲すのみならず實際の沿革も亦大抵は此順に従ふ蓋し最初貨幣の制は唯重量を以て通用せんこと其例證數ふるに違わらず權衡未だ起らざりし以前は金塊沙金の類唯大略に其大小輕重を度りて交換せしが其後に至りては權衡必らず諸重大の取引に缺くべからざる要具と爲れり舊約全書中ヘブリユ人¹の貨幣を秤量して用ひたるを見るべき明文處々に多し其ゼチシス^{按篇}中アラハム當時商沽間の通貨たりし銀四百セケルを秤量してエフロンに與へたりとの文あり然れども此錢は粗銀塊若くは環の類にして貨幣の名を下すべき者に非ざりしこと疑なし又^中の

には智は黄金を以て買ふべからず又銀を秤りて其價に酬ゆべからずと云へる文あり
アラストートルが政事論中其第一門第九篇貨幣起源の事に就て其所見を陳せるに金族は元と唯輕重大小によりて通用せし者なるを説明シブローイ氏も亦其然るを言へり且つ此事真に此の如くなりしは羅馬の頃既に權衡を要せざるに至りても尙秤子を携へて奴隸賣買の場¹に隨むこと法律上の一成規たりしを見て知るべし

大抵貨幣の制は其初め權衡の制に出で價値の元位は即ち某金族の重量の元位なり英國のポンド¹スチルリソクは分明にサクソンの本位銀一磅にして其一枚の貨幣と爲すも過大なるを以て之を二百四十邊尼に分ち其一邊尼の重を即ちペンニウ¹と名けたるなり

又英倫及蘇格蘭の磅并に佛國のリアル¹以上并に昔羅馬の重量等^{十二号の一磅より起る}を以て見るに上古の貨幣及重量

共に列國共用の制を建てんとせしこと知るべし此共用の制はシャルルマン帝の創意に出たりしが後世列國の貨幣幾次の改革を経て漸やく劣悪に赴き終に差異を生して其制壞れたり其他セマル、ターレント、アス、スタイトル、リブラ、マテク、フランク、グラー等の類大抵皆固き重量の元位なり

舊約全書中ヘブライ人の語に後世錢と云ふべき所にケシヤ Keshiah の字を用ひたる例三處あり上代の翻譯には羔の字を以て之を譯す是れ亦前古家畜を以て交換の媒とせる一體なり然れども余曾て益友モオドールヌに聞きたるに是れ蓋し一時の誤譯にしてケシヤの本義は衡量又は秤量の名なるべし亞利非亞語のキスト Kist は即ち右ケシヤと同一起源の字なるに之を秤子の事に用ふと云へり

秤量貨幣の制は今尙行はるゝ地多し緬甸は鉛銀金の三種を通貨として一々に秤量して之を用ひ其銀の元位をテカルと云ふ支那及交趾にはカン又サベックと名くる官定錢あれども金銀は通例秤量して之を用ひ其元位は即ち錠なり千八百六十九年の經濟日誌中に(第十五卷百三面)ノ、コムア、ロッチ、ロールド氏が支那貨幣の事を記せるあり金銀は唯尋常の貨物にして一定の印識なく又官の其品質を證するなし然るに旅客緬甸を以て旅費に充てんとすれば幾んど一車を要するが故に必らず二金を帶びざるを得ず而して之を出して交換するに及ては權衡の不正なると金質の知るべからざるを以て大に損亡を負ふこと常なり大抵一錠の金之を買ふに當ては銀の十八錠に價すれども之を賣らんと欲すれば十四錠に過くる能はず

す

秤量を以て貨幣を行ふの不便なるは言を待たされども貨幣の磨耗各種通貨の混淆又は邦國の輿應等其他種々の事故ありて信用屢壞るゝ國に於ては更に完好の制行はるゝも終に衡量に據らざるを得ずアングロ、サクソンの邊尼銀錢は普通一ペンニ、ウエイトの重ある者として之を通用したれども亦其磨耗及重量の不足又は贗造の補償として幾何を添へ與ふるの習あり是れ其實秤量して之を行ふと異ならず羅馬のアスも初めは一磅の重さありしか其後日々に薄惡に流れて第一回ポニク戦の時には既に二マに過ぎず第二回ポニク戦の時には一マと爲れり是を以て羅馬の民皆己むを得ずして秤量して之を用ふ其エイス、グレ、ノ、と名くるは數を以てせずして重を以てせる貨幣の名なり

今日尙秤量の行はるゝこと過かに想像の外に在り是れ地上熱蘭の國には諸國金銀貨幣又は銅錢の既に磨滅剝耗せる者又は品位下劣なる者種々輻輳し來りて行はるればなり此等の國に於ては其不意の損亡を免かれ又は奸詐を防ぐの道唯毎種の錢を秤量するあり其印識は幾んど以て金質を證するに過ぎず又兩國に涉れる巨大の取引も往々貨幣を秤量するに非れば

通ずる能はず凡そ一國官定錢の規則は唯其境内に行はるゝ者にして且つ何國の貨幣と雖ども皆多少の磨耗若くは重量の不足を免かれざるが故に現に其實量を秤定するに非れば不虞の失策あり且つ是のみならず其鑄造の憑信すべき者は尙之を秤量して取引するを得れども諸小國の時々其品質を濫する者に至ては唯之を溶解し地金を爲して賣買すべきのみ

○無制限の計數貨幣

凡る貨幣を行ふに政府唯其重量の元位に齊しき金銀銅片を造りて印鑄を打して發行し庶民を許して三種皆其欲する所の者を用ひて契約を結び賣買を通せしめは是れ最も簡便の法なるに似たり然るに是れ此證印を帯びたる金銀片は亦唯市場に放ちて自然の價格に任せたる一種の貨物なり佛國革命大亂の際其民政第三年十一月の布令を以て貨幣を行はんとせしことあり其法金銀銅を以て各重さ十グラムの板金を作り全く制限規程を附せずして通用せしむる者なり又ガルネール氏も近ごろ之を相似たる趣向を設くる者の如し其意定量十分の九の黄金一グラムを以て價值の元位と爲し一グラム二グラム五グラム八グラム十グラム銀を鑄て既に其前より幾グラムを以て行はれたる銀錢と并行せしめんと欲すシエパリー

ル氏の列國通用貨幣の方案も亦十グラム銀錢を以て首本の通貨と爲すへしと云へは亦稍右に類する者なり

然れどもバセホット氏の明論せるが如く專ら重量に據りたる貨幣は尋常の民に在て一も其便利なし人民什の八九は唯銅錢幾枚にして銀錢一枚に値し銀錢幾枚にして金錢一枚に値するを知るを願ふのみ其重量の如きは問ふ所に非ず然るに今若しシエパリー氏の説の如くならしめば計算甚だ煩なるべし世人曾て日々市場の相場は十グラム銀錢幾枚にして同金錢一枚に値するを諸記する能はざれば一々之を計算するか爲めに無益の時間無益の煩勞を費し而して其間徒らに狡猾無慙の徒をして貧弱無知の民を欺かしむるのみ

此等の弊害あるを以て古來政府(余は竊かに信す)未だ曾て此の如き貨幣を施行せし者あらず然れども輿地上半開の國貨幣の制未だ立たず諸國の貨幣種々輻輳し來るに隨て即ち之を用ひ自然に右の形を爲す者亦尠なからず亞非利加の西岸には西班牙の弗錢首として行はるれども別に噠馬、佛蘭西、及和蘭の錢ありて并ひ行はれ又南亞米利加の諸邦は往々通貨の紊亂を極めて合衆國のイソクル錢、及びダブルン金錢、弗銀、并に英國のソブリン錢ピア

ストル錢等并ひ行はれ或は之に加ふるに品量種々に壞敗したる南洲諸國の貨幣を以てす英國諸屬土中亦此弊に免かれざる者あり西印度諸島の如きは合衆國、墨西哥、西班牙、其他の諸弗銀英國の貨幣と相混淆して行はる然れども此等の地に於ては大抵西班牙の弗銀を本位と爲し其他の諸幣は皆準を此に取れり

東方諸國にも亦此の如き貨幣の混亂あり新嘉坡には印度のルピー錢を西班牙及墨西哥の弗銀と混用し波斯には其自國の粗錢あれども重量一ならず一々之を秤量するに非れば用ひ難き故に魯西亞、土耳其、及埃地利の金貨別に計數を以て行はる又或は方制周密なる國にして外國貨幣の通用を許し或は故さらし之を獎勵する者あり故に日耳曼に於ては整備せる表式を設けて之に従て英佛金貨を通用するを許し合衆國も亦千八百三十四年六月二十八日の議決によりて英、佛、西班牙、墨西哥、其他諸國金貨の通用を許せしか既にして同五十七年二月二十一日又之を禁し獨り官府に於てのみ其々國の貨幣を受くるを許せり

英國の民は幾世の間純一の通貨を用ひて貨幣混用の不便を知らず但し千八百年代の初に當て一時西班牙の弗銀を通用せしことあり

前代は貨幣の混亂又廻かに今日の比に非す一國と雖ども絶て外國の貨幣を交用せざる者なし古代の帳簿を見るに其開卷必らず日常商家の手に觸るべき諸貨幣の位を列記せる長表を載す故に當時は貨幣の賣買を業とする者甚だ多くして且の厚利を占めたりと云へり

貨幣の計數を以て行はるゝは唯其圖識の鮮新明瞭にして一目して其重の實するを知るべき間に止まれり例へば弗銀の如き皆其形大にして之を他錢に比するに磨耗の憂少なし是を以て人皆一定不變の價を以て之を通用するに慣れ此錢幾百年の間熱帶地方に在て其用貨幣を爲せり然れども貨幣自然の磨耗を帯ひ或は其使用の粗なるによりて形狀毀傷するに及ては之を秤量するに非れば復た行はれず是に於て貨幣通用の法又其初に復歸す

フレイルヘルツ氏は一國二三金族の貨幣を行ひ皆其市場の價に隨て等差を爲さしむるを並行本位 Parallel standard の制と名け瑞典のリキスダール銀錢を以て内地の用錢と爲しヂニカト金錢を以て外國通用の錢と爲すを擧げて其近今の一例とす此外印度政府屢其官定銀錢の外に金錢を布行して並行本位を爲さんと謀りたることあり又其モヒール金錢は久しく實際に行はれて方今其數凡そ全土通貨の十分の一に居り其重量品質は全くルピー銀

錢と同一にして通例十五ルビトより十五ルビト三分の二に換ふ然れども氏か並行本位と名くる者は各々其制の小異同あるに隨て余か所謂無制限計數貨幣か或は單官定錢の一に歸するに似たり印度の制の如きは斷然單官定錢の部に屬する者とす凡そ何の制に在ても兩個本位一時に並行するを得ず諸邦國二種の貨幣を鑄て其民をして二種共に意のまゝに使用せしむる者少ならずと雖ども其實價値の本位たる者は必らず其中の一種なり

○單官定錢

鑄錢始めて行はるるに當ては其制必らず單官定錢にして初めは皆一金族幾等の貨幣又は一金族にして曾て大小の等級なき一貨幣を發行す故に拉塞德摩尼亞其他古代の諸國には蓋し獨り小鐵條錢あり羅馬に於ては久しくモイスの一錢のみ行はる支那は今尙ほカシ又た一に貨幣と名けて一千枚とに續貫したる黃銅錢の外絶て價位の尺度及官定錢なし英國に於てもエングベルト王より義徳瓦第三世に至るの間時々稀れに小金錢を發行せしことありと稱すれども甚た疑はし故に此問官定錢たり兼價値の尺度たりし者は獨り銀錢のみにして銀錢の中又邊尼錢極めて多きに居れり又魯西亞及瑞典に於ては千七百年代の間暫らく銅錢のみを行ふ

通貨一金族に限るときは甚た簡便なるの益ありて人々皆其受授すべき者を知るべく殊に其大小一種なるか然らざるも英國古代の錢の如く對照易簡なる二三等に過ぎざるときは愚夫愚婦と雖ども計算を謬まりて損失を負ふか如きことなし然れども一金族の貨幣亦大に不便あり若し卑賤なる金族を以て之を造れば巨大の員數を取引するに難く貴重金の族を以て之を造れば細小の員數を取引するに難し假令は瑞典の銅板支那のカシを以て數百磅の物を買はんと欲すれば之を車運するに非れば能はず且つかシの如きは幾んど一々に其數を點檢すべからず然れども又銀錢は以て日常の細事に應じ難くして往時は我邦邊尼銀錢の重二十二氏半あり且つ二金の價迥かに今日より貴かりしに此際如何して些細の用を辨するを得たりしや殆んど解すべからず固より邊尼錢の下更に半邊尼錢ありファルシング即ち四分の一邊尼錢ありと雖どもファルシングと雖ども當時其物を買ふの力今日の三四邊尼に當せしこと疑なし况んや當時通貨の過半は皆邊尼錢なりしに似たるをや

是故に政府獨り一金族の貨幣を行ふときは民間別種の貨幣自から入り來りて便利を通す故

にフランクロサクションの時代にはピザント金銀ピサントインより來りて英國に行はれ又フロレンスより來りたる金銀をフロレンと名けて我邦及歐洲諸國に用ひたることあり其後に及ても銅銀の缺るが爲めに商沽の私銀多く行はる

○複官定錢

兩官定錢又は複官定錢の制は單官定錢の後を受けて自然に起る者とす例へば英國フランマゼチ、ト諸王の時獨り銀錢を發行したれども民間自然に黄金を并用するを見て遂に金銀を鑄造し其銀錢と交換すべき價格を定めて之を行ふ其時に當り別に其一を主錢と爲すべき明法なきを以て其制は兩官定錢たり然れども其後二金の價漸やく變じて兩貨幣の重量と差異を生せしかば政府新たに一貨幣の價を主とし乙の價を以て之に配するの必要なるを知り千二百五十七年より六百四十年に至るまでは時々布令して兩貨幣相對するの價を改定す此頃は尙銅銀其他下等小錢の發行なし其後千六百六十四年より七百十七年に至るまでは政府自ら之を改定せず唯、時令錢を以て主錢と爲し民間隨意にギニー金銀の價をして之に配せしむ其間銀價の降落又は銀錢の剝竊磨耗等によりて一ギニーの價一時は三十時令に昇りたることありと云ふ是故に此年代の間は我國單に銀を以て本位とせるなり

斯くて千七百年代の初に及て銀貨の制宜なきを得ざるの論盛に起れり因て當時の造幣局長牛董をして之を議せしめしに千七百十七年牛董氏の有名な建議を爲して再びギニーの價を一定するを勧め且つ之を二十一時令に定めば至當ならんと云ふ其議行はれギニーの價永く二十一時令に定まり是に於て英國貨幣の制又兩本位と爲て人民兩貨幣の何れを以て物價を償ふも其自由たり然れども二金官定の價をして細かに其市價と合せしむるは實際幾んど得べからざる事にして當時牛董の定むる所を以てすれば黄金の價其市價に過ぐるること凡そ百分の一五強なり是に於てシロウ氏の大則及第八篇中述ふる所の理行はれ銀錢の重量充實せる者は或は匿藏せられ或は輸出せられて金貨遂に價値の尺度と爲り以て今日に至れり

其他宇内の諸邦二金相并て價値の本位たらしめんことを謀る者皆此轍に陥らざるはなし千七百六十二年馬沙諸些新たに金貨を官定錢に列し其一の價二邊尼半に定めて銀貨と并へ行ひしに此價格市場の價に過ぐるること百分の五なりしが故に銀錢忽ち跡を絶ち種々之を救

ふの策を施したれども此黄金の價格變せざりし間は竟に其効なかりしと云ふ
右二例のみならず其他幾多の例に於て政府二金を并行せんとするは全く古來經驗の眞理を
知らざるに坐す抑兩本位を以て至良の制と爲し特に之を採用せしは佛國革命亂の時より
始めて起れることにして其民政第十一年七月七日の有名法律行はれてより佛國經濟家學
て此制を主張することゝなれり此法律の布行に至りたる來歴は世間殆んど之を知る者な
りしにウ・ロウスキ氏千八百六十九年の經濟日誌社説に號を逐ふて之を續載せしより始め
て世に知られたり

今其大畧を擧ぐるに初め千七百九十年佛國ミラポトなる者其有名なる貨幣事件の建白を國
會に呈す其論得失相雜はる中に於て世間在る所の二金は銀多く金少なきを以て首本の貨幣
は銀を用ふるを是とし銀を官定錢として金銅二貨を以て之を補助せしめんと欲す此議少し
く行はれて同九十三年八月一日の布告を以て銀の十グラムを以て一フランクと爲し尋て民
政第三年十一月二十八日の布告を以て更に五グラムと定む而して廿四リアル四十八リアル
の舊金貨は前の如く行はれ別に十グラム金貨を新鑄するの布告出たれども竟に發行する

に至らずして止あり

然るに民政第九年に至てガオヂンなる者金一銀十五半の比較を以て金銀二貨の重量を定め
んことを建議す此議に據れば純分九の銀五グラムを以て一フランクと爲すに比例して二十
グラム金貨は同純分の金六グラム四五一と爲れりガオヂン氏の意謂らく此比例は極めて
綿密なるが故に二金をして久しく並行せしむるに足るべく若し或は價位の變動あれば金貨
を改鑄して其重量を變して可なりと此議大にベレンセル、レフレッツ、ダウコー、ポスク
諸人の討論を経て後少しく改竄を加へて採用せらる是れ蓋し金貨を廢絶すれば大に通用貨
幣の數を減し又金貨の價をして其昇降に任せしむれば民間紛論の絶えざるを慮かりてなり
然るに此比例は銀價微に貴るときに過く是を以て通貨漸やく重大の五フランク錢のみと爲り
しか其後加里福尼及埃太利の金礦盛に開けて金貨却て銀貨より卑しきに至て五フランク錢
又漸やく減少せり尙兩本位貨幣の事は第十二篇に於て之を論す

○合官定錢

前文に云へるか如く一種の金貨を以て貨幣と爲すときは其價賤しき者は巨大の員數を取引

するに難く其價貴とき者は些細の賣買を通するに難し又幾種の金族を以て貨幣を造り之を放て其價の相昇降するに任すれば計算の煩あり又兩種の貨幣共に其價を定めて并に官定錢と爲せば其市價の變するに従ひ甲乙互に行藏して其間徒らに貨幣を賣買する者を利す然るに尙一法の存するあり一種金族の貨幣を以て價値の本位兼首本の官定錢と爲し別に他の金族を以て定位錢を造りて之に隸し獨り細小の會計のみに於て官定錢たらしむるなり然るときは定位錢の價は本位錢の價によりて定まる者にして其重量を減し其金族價値をして常に官定價値の下に在らしむれば之を溶解し又は外國に輸出するも絶て其益なく而して其首本の貨幣と交換するの價格は常に法律に定まるか故に變動の煩なし

前文言へるか如く官定の金價貴きに過くるときは重量充實せる銀貨或は匿藏せられ或は輸出せられて徐々に其數を減し輕惡の銀錢のみ止まりて其實定位錢と爲る故に合官定錢の制は亦兩官定錢の制より自然にして起る者なりロルドリパール氏命を受けて大に正貨幣の事を穿鑿せし時斷然合官定錢の兩官定錢に勝るを見て大に英國の此制を用ひんことを主張す其論氏か貨幣の奏議中に詳らかなり而して千八百十五年氏の議竟に行はれて我か今日

貨幣制度の基を爲せり

合官定錢の制は特に之を創定し又は認許するに非ずして暗に諸國に行はる是れ蓋し金銀二幣法律又は慣習によりて定まりたる價格を以て行はれ而して銀錢磨滅し又は剝竊せられて其重を失ふときは其勢此に赴かざるを得ざるなり英國千七百十七年にギニーの價を定めて二十一時令に爲せしより千八百十六年今日の制始めて立つに至るまでは其名は兩官定錢と稱すれども其實は銀貨匱乏し且つ敝壞して定位錢たるに過ぎず商沽私鑄の銅錢も亦皆輕惡にして唯、慣習によりて銀貨と若干の比例を爲すのみ然れども實際其合官定の制に傾向する所以を洞察し且つ之を論明せしはロルドリパール氏にして此制最も便好寡費の貨幣を得ること實に氏の言の如し

方今諸大國貨幣の制度完否の差ありと雖ども大抵皆合官定錢を用ひざるはなし佛蘭西、白耳義、瑞士、以多利は尙兩官定錢を用ふと稱すれども其五フランク以下小錢の純分原と千分の九百なりしを近ころ八百三十五に降し(即百分の七、二五を減す)且つ其官定錢たるの額數を限りて之を定位錢の地位に置けり又佛蘭西の銅錢は其前より既に五フランク以下の數

に限りて官定錢とす合衆國も亦専ら正貨幣（按、紙幣に對して云ふ）の行はれし頃は兩官定錢を以て制としたれども金貨の價を定むること頗る貴かりしを以て其實は流れて合官定錢と爲れり加ふるに千八百五十三年二月二十一日以來小銀錢の重を減し且の獨り五弗以下に在てのみ之を官定錢とす又其三セント銀錢及幾種の銅錢青銅錢洋銀錢も亦皆其官定錢たるに於て種々の制限を負ひたる定位錢なり日耳曼の新貨幣は全く合官定錢とす

○第十篇 英國正貨幣の制度

本篇は更に英國正貨幣の制度を詳らかにす其現今の制行はれてより茲に五十餘年にして蓋し三種の金族を合して一の官定錢と爲したる諸法制の最も宜しきを得る者なり英國貨幣の發行并に其通用の諸規則今日簡明に通曉するを得るはロウ氏が建築に出でたる國會の決議（ピクトリア第三十三年第十號）を以て諸貨幣の事に關する法令を潤削節約したるの賜なり

○金貨幣

英國の貨幣はソプレイン錢（按、即ち磅なり磅は價位の名ありて其錢なを以て首本の官定錢兼價値の本位すと其法重英國本位金の百二十三匁二七四四七）即ち七クラム九八八〇五）にして金の定量は純金十一配合物一とし配合物は大抵銅を用ふ故にソプレイン中の純金百十一匁〇一六〇即ち七クラム三二二三八なり然れども貨幣を造るに當て恰かも其法重に合せしむるは固より難く又其通用する間永く其重を保せしむる能はず故に右は唯、造幣局職工の勉めて細かに依違すべき標準を立つるのみ

造幣局に於て純金を購入するの價はソプレイン銀の重さによりて決す是れソプレイン中純金の匁數を以て一トロイ匁の匁數（即ち四百八十八匁）を除すれば純金一匁を局に收めて之に還附すべきソプレイン錢の枚數を得ればなり此數三枚八分九厘三七五にして即ち三磅十七時令十邊尼半となる造幣局の舊約書に純金二十トロイ磅を以てソプレイン錢九百三十四枚半を鑄造すべしと云へるも之に同じ民間往々造幣局に於て純金賣買の價を定むるを非議する者あり而してソプレインの重量を問へば必らず一定なるべしと曰ふ然れども其重を定むれば其價亦定らざるを得ず其價を定むれば其重定らざるを得ず甲定れば乙亦隨て定まる

是れ止むべからざるの數なり

貨幣の重を定むるは其實唯限界を示すに過ぎず而して其限界に其始めて發行する時の重量を定むる者あり法律に於て其通用を許す所の極を定むる者あり造幣の語に於て其技術の不精を恕して局長に許す所の餘地を救治 Remedy と云ひ貨幣條例中之を二八の十分の二(零グラム〇〇一二九六)とす故に造幣局ソブリン錢の一二三八〇七四より輕き者を鑄造するを得す又一二三八四七四より重き者を鑄造するを得す又金の品質も細かに十二分の十一即ち千中の九百十六・六六に合する能はざるを以て此に在ては千分の二の救治を許せり蓋し我造幣局は其重量及品質共に能く此救治内に於て鑄造し得ると云ふ

此等の條規に隨ひ且つ君主の批准せる印職を帶ひて發行せる貨幣は即ち官定錢にして其磨耗し若くは毀傷して一二二五〇(七グラム九三七八七)の重量按之を通用重の極と謂ふ以下に降らざる間は貸者負債の償還に於て之を拒むを得す又其通用重量の極以下に降る者は法律に於て人必らず之を知り得る者と看做し之を受くる者をして直ちに之を截斷するか又は傷破して授くる者に還さしむ而して其損亡は授者の所負たり若し或は傷破する所の貨幣此限界の下に降

らざるときは之を傷破せし者之を受けて其粗忽の爲めに招致せる損亡に任す總てジャヌタイス、オフ、ピース按輕微なる警察官の名は皆簡略に金貨輕重の争を裁決するの權あり

右の外現今行はれたる金貨は獨り半ソブリンの一種あり其法重及法重の救治はソブリン錢に半し品質の救治はソブリンと同一にして通用重量の極は六十一八一二五〇(三グラム九六〇八三)なり貨幣條例中には右の外尙二磅及五磅金貨を發行するを許し其法重及法重救治はソブリンに準して之を加ふ又查理第二世より若爾日第三世に至るまでの間歴代君主多くは皆五ギニー及二ギニー金貨を發行す五磅及二磅錢の様子は今王の世に及て製造ありたれども今日に至るまで未だ發行せられず且つ第十三篇に述ふるか如き故を以て其終に發行せられざらんを希ふのみ

○銀貨幣

右の外磅を小分するは銀銅の定位錢を以てし其法重必らず其金族價值をして金貨幣の金族價值に超えざらしむるを期す千八百十六年以前は千分中純銀九百二十五配合物七十五を以て銀の本位置とし其一磅を以て時令錢六十二枚を鑄造す故に每一時令の重さ本位銀九十二

八九あり此規則を以てすれば金の價を銀の十五倍二一に當す然れども銀の市價或は此比例に過ることなきを保せず故にリパーポール氏其奏議中に宜しく時令錢の重を減殺すへきを論し遂に若爾日第三世五十六年第六十八號の決議を以て一トロイ磅の銀を六十六時令に鑄造すへきに改む即ち凡そ百分の六の輕減なり而して新貨幣條例は大抵千八百十六年の舊に因るを以て方今英國の時令錢は本位銀八十七八二七二七二(五グラム六五五二八)の重あり其他諸銀錢の重は一に此に準して之を幾倍し或は之れを幾分するのみ其法重の救治は時令錢に於て一八の三分の一強と爲し其他は亦皆此に準す品質の救治は諸錢皆千分の四なり條例中に許したる銀錢大小の種類はクローウン錢、半クローウン錢、フロリン錢、時令錢、六邊尼錢、シャロト即ち四邊尼錢、三邊尼錢、二邊尼錢、一邊尼錢の九種にしてクローウン錢を除くの外は多少皆鑄造せざるなし然れども四邊尼、二邊尼、一邊尼は唯、王家の實錢 Mandy Money 按、英國王家毎年三月イーストン祭前週の木曜日を以て小錢を舊に盛り貧民に施與す之を實錢と云ふ として少許を鑄造するのみ而して其年々賑救の後には皆貨幣家の藏匿する所と爲り或は溶解し去らるゝに似たり

此等の諸錢は政府布告して之を收むるか或は毀傷壞滅して印識辨すへからざるに至るまで

は其重の減耗如何を問はずして之を通用するを許す其實際に行はるゝ者漸々磨耗して法重四分の一乃至三分の一を失ふ者あり加ふるに近ころ銀價降落して其金族價値を減するを以て之を外國に輸出し或は溶して地金と爲せば其名目價値の一割乃至三割を失ふ

今若し此定位錢の數を限らず大小の負債皆之を以て償ふことを得せしめは其民間の疾苦たる固より論なし例へば商沽往々此小錢の幾千磅を得ることなしとせず然るに若し其價を損せずして之を用ひんと欲すれば唯之を小割して徐々に用ひ盡すあるのみ故に千八百十六年并に七十年の條例中共に之か明條を設けて銀錢は一回の使用四十時令に過くへからすと云へり此限界を四十時令と定めたるは蓋し千八百十六年に當て現實發行の金貨は二磅 按、即四十時令 を以て至大の錢と爲し且つ後來亦二磅以上の大錢を發行することなかるへしと爲したればなり

○青銅貨幣

更に磅を細分するは青銅製の邊尼錢、半邊尼錢、及ファルシング錢を以てす新鑄の法重邊尼錢百四十五八八三三、半邊尼錢八十七八五〇〇、ファルシング錢四十七八七五にして皆銅九

十五分錫四分亞鉛一分を以て定量とす即ち往時佛國の造幣局に於て用ひたる青銅と成分全く相同じ其重量の救治は五百分の一にして固と定位錢なるか故に通用重量の極なし其巨額の會計に於て官定錢と爲すの不便は更に銀より甚しきを以て條例中青銅錢は一時令以下に在りてのみ官定錢たるを許せり

今若し銅を以て邊尼錢を造り其價をして實にソブレン錢の二百四十分の一に齊しからしめば今日市場の銅價(一噸價七十五磅)を以てするに其重さ八百七十一式なるへし故に小錢の重さは純銅錢の本位重の六分の一許に過ぎず又目今邊尼錢に用ふる青銅はセイド氏其一トロイ磅ノ價を十邊尼とす然れば其金族價値は其名目價値の四分の一のみ故に青銅錢の鑄造は頗ふる利益ある者にして千八百七十一年の尾に至るまで其益二十七万磅の多きに及びり然れども此の如く重量を輕減するは至竟國民の便益にして蓋し今日の輕減尙未だ庶幾する所に副はさるのみ

○金貨衡量の不足

前文に言へるか如く方今英國の法人ヤツブレイン金貨を得れば先づ之を秤り其重果して百

二十二式半の下に在らざるを知りて後之を受くべき者とす往時は商沽ギニーの重を秤るか爲めに常に小秤子を懐にして往來し今尙古物店頭に於て此秤子を見ることがあり然れども方今は此事全く廢れて銀行鐵道會社等の如き巨萬の金を取扱ふ者のみならず政府の租稅局郵便局と雖とも曾て此法律を顧みる者なし唯、英倫銀行 Bank of England 按、倫敦大銀行の名なり 故に宜しく原音を以て擧ぐべきなれども其冗長を厭ふて字によりて之を譯し單線を其左に施して他の尋常英國の銀行と區別す 及其諸支店并に二三の官司に於て之を秤量するのみ是を以て舊鑄の金貨其通用重量の極以下に降る者多く世故に老ふる者は舊ソブレン錢を英倫銀行に持し至るを避く唯、不幸にして是等の事に慣れざる者及大銀行大會社等の他に輕耗貨幣を兌換するの道なき者時々其損失を蒙れり英倫銀行に於て年々輕耗貨幣を喚收し得るの數久しく五十萬磅に超るとなかりしが四五年以來は七十萬より九十五萬の間に昇降す然るに年々新鑄の貨幣は概ね四五百萬磅にして通貨の溶解せられ又は輸出せらるゝ者は皆新鑄の重量充實する者なれば通貨重量の不足年を逐ふて甚しからざるを得ざるなり」千八百六十九年に於て余細かに貨幣の重を點檢せしに其法重に及ばざる者ソブレン錢百中の三十一あり十時令錢は幾んど全數の半に及へり然るに前文クレッシャムの大則を論する

條に言へるか如く貨幣を溶解し輸出し其他地金と爲して之を取扱ふ輩は皆新鮮肥厚なる者を擇ぶが故に新鑄金貨假令ひ多きも此舊惡貨幣の循環に代ること能はざるなり

此金貨重量の不足の爲めに往々憫察すべき狂屈に罹る者ありて曾て何某なる者此等の事情に通せず倫敦の地金商より數百磅の金貨を得て之を英倫銀行に寄托せんと欲して持し至りしに其十の八九は皆重量不足にして莫大の損失を負ひしと云ふ是蓋し地金商預め多數の貨幣中より其美大なる者を拾ひ去りて餘殘を何某に與へたるなり又近ころ一層憤むべき一話を聞きたり甲某なる者郵便爲替手形を携へてセント・マルチニス、レ、グラント

按、蓋し郵便局所在の地か

に至り其得る所のソブリン金をソメルセットハウスの證券印紙局に出せしに同局に於て之を秤り多く重量の不足を發見せしと云ふ是れ甲某は兩官司の間に於て騙を蒙むたりと謂ふべし

千八百七十年七月政府輕耗貨幣の喚收を促さんと欲して其事を英倫銀行に托し從來同行の舊貨を買ふは其重さ一磅の價三磅十七時令六邊尼半を以てせしを（是れ舊時のソブリンは其品質稍本位に及ばざるか故なり）更に三磅十七時令九邊尼を以てせしむ近ころ喚收額の少しく増加せるは蓋し此策の効なり然れども重量不足の損亡は今尙之を人民に負はしむ而して此成規改まらざる以上は決して貨幣をして常に法重を保たしむる能はざるなり

○輕耗金貨の喚收

右擧ぐるか如く金貨重量の不足、日を逐ふて甚しきに至れば政府久しからずして之を救ふの策なかるへからず其策蓋し數種あり其一重量の不足するは概ね皆舊鑄貨幣なるか故に政府二十年前若くは二十五年前鑄造の舊金貨を喚收するの布告を發し而して爾後其通用を禁するなり又一法は租稅局、驛遞局、其他政府直轄の諸官吏をして盡く其手に觸るゝ所のソブリン金を秤量せしめ又時宜によれば全國の銀行に至るまで皆此法に従はしむるなり然れども此等の策は其煩擾不便たる言を待たず驛遞局貯蓄銀行の如き輕耗貨幣を寄托する者をして皆百分の二を償はしめは大に其事業の進歩に害あるべし千八百四十二年六月の輕貨幣喚收の布告一時人心の洶湧を致せしか如き以て鑑すべし元來最後貨幣の所有者をして全く其三四十年間の減耗に任せしむるは往々憫然に忍びざることあり富民は蓄積多きを以て官司の其不足を秤量するを慮れば避けて他金を用ふべしと雖も貧人は其一二磅の外復た代

用すへき者なし故に方今の法に於て此損失を負ふ者は概ね貧民とす

余か持論を以てすれば政府既に銀貨減耗の損失に任ずれば金貨損失も亦自から之に任しソ
ナレインの故意毀削する者又は粗暴の取扱によりて損壞せる者の外は皆英倫銀行をして其
名目價值に照して喚收せしめ而して後之を造幣局に附して官費を以て改鑄すべし是れ獨り
貨幣輕耗の憂を除くへき一法なり然るときは人民復た之を該銀行に持し至るを忌避せず通
貨の輕惡なる者忽ち淘汰し去られて爾後永く法重に稱ふへく又人民に在ては時間を省き煩
擾を免かるゝの賜大なり(是れ最も輕視すへからざる事とす)又今日の如く最後に輕貨幣を
所有せし者をして不幸に陥らしむるの慘なかるへし

之を非とする者の曰く此策若し行はれば愈々通貨を盜磨する等其他其重を減するの弊を長
すへしと余は謂らく然らず奸徒詭譎を施こすの機會は却て今日に在り今や人民敵惡の金貨
を用ふるに慣れ細小の取引に於ては絶て之を沮拒する者なきか故に世間若し盜磨を事とす
る者あれば最も其計を施こすに易し余曾てソナレイン錢の重量四匁より五匁を缺く者即ち
八邊尼乃至十邊尼の不足ありて尙能く流通する者を見たること少なからず今若し之を改革

して凡そ流通せる金貨皆重量充實し印識鮮新完明ならしめは其少しく磨滅し若くは毀傷す
る者皆直ちに人目に觸れ易し且つ今日の法を以てすれば英倫銀行全國の貨幣を檢査するに
由なしと雖とも右改革の後には通貨皆地金商の摘撫を経すして絶えて英倫銀行の秤子に上る
か故に若し或は囊中に盜磨せられたる等の貨幣あれば速かに發見するを得へし故に今日敢
て奸譎盛に行はるゝの證あるを見ざれども若し奸譎を施こさんと欲すれば今日を以て最も
易しとす余か謂ふ所の新法に於ては此の如き奸策幾んど行はるゝを得ざるなり

○金貨の供給

方今英國の法人民皆地金を造幣局に出して貨幣に鑄造するを請ふを得せしめ其費用は一切
官に於て之を辨す是れ貨幣をして地金と其價を一にせしめ貨幣は即ち地金の印識ある者に
して再ひ之を地金と爲すも爲めに失ふ所なからしめんか爲めなり是れ理に於て甚だ得たる
に似たれども大に實際に行はれず今其故を案するに地金を造幣局に持し至りて鑄造を請ふ
者ありと雖とも造幣局固より即坐に之に代へて鑄成貨幣を與へざるが故に之を請ふ者は其
鑄成に至るまで空しく其金の利子を失ふ然るに又之を造幣局に送るに代へて英倫銀行に送

れは同銀行千八百四十四年の免許條例に従ひ之を造幣局の定價每一三磅十七時令十邊尼半に買はずして三磅十七時令九邊尼に買ふ之に加ふるにイー、セイド氏の言へるが如く銀行往時地金の事を取扱ふには秤量溶解、試験の手續料并に試験報告の差等種々の小費を徴し是等の小費右の一邊尼半の延滞造幣局に於て延滞するを云ふの料と合して通計金價百分の〇・二八二八と爲れり其後地金取扱の法少しく改正を加ふと雖ども今尙地金をソブレイニ錢に改鑄せんと欲すれば凡そ四百分の一の費あり

右の如く人民皆貨幣條例に従ひ地金を造幣局に送りて官費を仰ぎ且つ其前後の順を以て鑄造を請ふの権利ありと雖ども英倫銀行の外絶えて一人の此特権を用ふる者なし千八百五十七年銀行條例検査の時トウエル、ス氏の話に氏曾て一萬磅を造幣局に送りて鑄造を請ひたるに私商の鑄貨を請ふて議院の記に登りたるは此時氏かスプーナル會社の舖號を以て第一筆とせしに驚きたりと云ふ然るに英倫銀行は其紙幣發行局 Issue Department 并に全國大小銀行以下一切諸得意の求に應ずるか爲めに平日多く貨幣及地金を貯るが故に自然にして獨り造幣局との諸取引を權占し其貨幣の儲蓄漸やく減乏するを見るときは一日の利子一錢の

費用を失はずして直ちに其地金を改鑄するを得此行又坐ながら全國貨幣の氣脈を按し且つ其地金を保守し試験し又は秤量するの施設一切備はらざるなし是を以て巨大の金額を取扱ふ者と雖ども亦往々此行に托して之を秤り之を包裹し之を庫藏せしめ而して此行亦微少の手續料を以て其求に應ず故に其造幣局の手代と爲りて事を行ふは自然の勢にして且つ世に於て便利なり銀行固より此等の事に於て幾何の利を占めざるに非れども是れ之を公衆の費に徴するに非ず其事務を行ふの簡約なるによりて省得する者なり今若し二三号の金塊ある者をして皆親しく造幣局に至り鑄造を請はしむるも全國通貨の事爲めに此の改良を見ず唯徒らに微少の金塊を溶解試験するの費を全國公衆に蒙らしめ又造幣局の會計事務をして繁雜ならしむるのみ

○銀貨の供給

近年銀貨匱乏の事に就て僻説行はれ人民其鑄造を請ふの権利あるを唱ふる者あり故に此に銀貨供給の規則并に其實際施行の狀を説て其妄を辨すへし總て有文無文法中絶て私人私社等の銀を造幣局に送りて銀貨と交換を請ふの権利を與へず銀貨鑄造の権利は全く大藏省及

ひ造幣局の手に在りて其幾何の銀貨又大小何種の銀貨を發行すべきは其世間求需の張弛を察して自から決定するに任ず是れ寔に當然の法なり何となれば銀貨は固と定位錢なるか故に之を溶し之を輸出して空乏を致すの理なし然るに今若し人民をして恣まゝに其鑄造を請ふを得せしめは貿易繁劇の年に於て其流通の數急に加はり既にして貿易萎靡するに及て忽ち又其過溢に苦しむか如きことあるへければなり

造幣局は英倫銀行に頼りて銀貨供給の多寡を節す是れ此銀行法律の上に於て此權力特權又は義務あるに非れども其全國銀行の銀行たり又政府諸省局の銀行たるを以て最も銀貨求需の張弛を察すべき機會に富めはなり蓋し倫敦府下の銀行其銀貨を要するに當て皆之を英倫銀行に取るのみならず全國内の銀行皆直接或は間接に其供給を此行に仰かざるなし故に一郡一地方に於て銀貨不足すれば其徴必らず先づ接近地方銀行の蓄積減乏するに發はれ而して此諸行は各々其近き所の英倫銀行の支店より其不足を充たし或は之を各々其倫敦の支店より呼ひて倫敦の支店は又其支給を英倫銀行に求む又時としては諸銀行皆銀貨の溢多なるに苦しむことあり蓋し諸大都府の銀行甲の得意は多く諸商店、屠場、酒藏家、牧牛場等にし

て銀貨頻りに入り來り乙の得意は専ら製造家にして其勞銀支出等の爲めに銀貨の匱乏に苦しむことあり此の如きに當ては各地の銀行其便宜に隨ひ互に有餘不足を通して相濟救すること通習なれども若し此の如くにして尙其過溢に免かれざる時は皆之を英倫銀行若くは其支店に還附す然るに此行固より多數の銀貨を支給し又は之を承受すべきの義務なければ其煩勞に報ひ危險に充つるか爲めに通常凡そ百磅に付五時令の手續料を徴し之に代へて鐵道運輸の費に任し又貨幣を點檢して其贗惡なる者勞做せる者を摘發する等（勞錢は之を造幣局に送附す）其他總て造幣局の事務を代辨す

此銀行の事務此の如く廣大多端なれば其出納局に在ては能く銀貨の新鑄増發を要する時機を察するに足ること知るへし而して該行の蓄積未だ甚だ減少せざるに及て預め其景況を造幣局に報し且つ兼て貨幣を廻致すれば造幣局乃ち其貨幣を以て地銀を買ひ之を鑄造す手順此の如くなれば通貨大に匱乏して造幣局之を知らざるか如き迂濶あるを得ず故に二三年前の事若し眞に造幣局の供給世間急遽の求需に及はざりしならば是れ政府造幣局に附するに其民間日に盛なるの求需に應ずべき器械を以てせざるの過にして造幣局の手續宜しきを得

さるの罪に非ず之を要するに方今事務の取扱は周到にして議すべきなし但其局司を改築し其結構を一變して以て貿易上至大の變動に應じて壅滞なきを得せしめは更に遺憾なからんのみ

○造幣局

今日英國貨幣の事を語れば國會下院及政府の復た造幣局を一新するに躊躇すべからざるを痛論せざらんと欲すれども得ず造幣局の工場往きに建築の時に在ては固より歎美するの外なかりしも爾來五七十年の間世間器械の製造及諸工場の結構又莫大の進歩を爲したり假令は今茲に紡績會社あらんに往時アルクライトの製造したる碓車器械を用ひ薄兒敦及瓦得の時ツホの工場に於て造出したる機關を以て碓車を運轉せんと云は、人將た之を何とか謂はん然るに今日便利の鑄錢器械多く出て、諸外國并に我屬地に至るまで既に盛に之を用ふるに獨り我邦の鑄錢尙薄兒敦瓦得の手製器械を用ふるは豈に遺憾ならずや
我か帝國全版圖は姑らく措き全連合王國を以て之を言ふも今日の造幣局は以て其日進月獎せる工業の求需に應ずるに足らず現に數年以前一時貿易の繁劇なりしとき銀貨の鑄造其急

に應ずる能はさりき且つ其一貨幣を鑄造する間は全く他の貨幣を鑄造する能はず青銅錢の如きは大抵之を北明翰に托して鑄造するを常とし且つ從來行はれたる銅錢中には頗る拙陋なる者あり銀板と雖ども按、銀貨を爲す、
キ地板を云ふ亦北明翰に命して造らしむることあり造幣局は以て我英國の富と熟練とを見すべき者なれば小事故に泥みて此萬不可已の改革を忽諸すへからざるなり

〔原注〕本文擧ぐる所の陋惡の銅錢ハ決して北明翰工場の所鑄に繋ると云ふには非らず余の聞く所を以てすれば北明翰に於て鑄造したる貨幣往々其送附する所の諸屬土若くは外國に於て大に喝采を得たりと云ふ

今日の勢全く工場を一新するに非ざるよりは民望に副ふ能はず且つ此改革を施せば其トール山上熱闇の區に占めたる巨大の冗地を省くことを得て其便利經濟共に頗ふる大なるへし

○第十一篇 小貨幣

貨幣の事に於て今日未だ釋然たるを得ざる一問題は英國に於て邊尼と云ひ佛國に於てモナコ、ダッポイントと云へる細小貨幣の材料なり總て小貨幣は其價凡そ銀貨幣の十分の一に居るを適宜とすれども不幸にして今日貨幣と爲すへき金族中其價略、銀の十分の一に居るものなし羅馬の頃は金の價凡そ銀に十倍し銀の價又凡そ銅に十倍せしか故に十進貨幣を造るに甚た便なりしと云ふ

左の小表は今日貿易上に行はれたる首要の金族の其價に於て相匹する重量を擧示して右の所論を解明するに資す但、表中の數は市價の變動するに隨て絶えず昇降あるのみならず時として其數の全く得へからざることあり且つ其價又大に其製鍊の如何に關係する者と知るへし表中金銀二金は各、本位量を以てし而して金を以て一位とす

首要なる金族の同價重

金	一
白金	三半
アルミニウム	七

銀	一六
洋銀	七一
錫	九四二
銅	一六九六
鉛	六三六〇
熟鍍	一五九〇〇
生鍍	五〇八八〇

諸金族の市價右の如く殿最し來るときは粗々三の公比を帯ひたる幾何級數 Geometrical Series を爲せり中に就て銀は其例に合せず洋銀と錫との間又一瞬す而して錫は貨幣の材たざるか故に之を除て銅と洋銀とを比すれば其價大に懸隔し又之を銀に比すれば懸隔更に甚たし方今銀の價は恰かも銅の百倍なるか故に邊尼銅錢の金族價値は僅かに其名目價値の幾分の一に居らざるを得ず然らざれば頗る重大不便の錢を爲すへし千七百九十七年英國始めて薄見敦及瓦得の築造したる造幣局より新銅錢を發行せしときは其一邊尼の重一アポイ

ルヂュポイス等にして幾んど本位重に合へり然れども此銅錢左の不便あり其十六枚を合して恰かも一アポイルヂュポイス磅を爲すか故に之を携帶する者今日の青銅錢に比して常に三倍の重を帶ふ是のみならず其後銅價騰貴して其金族の價其貨幣たるの價に超過せしを以て美麗の好錢空しく溶解せられて悉く器財となれり

其後政府第一に施す所の策は其重を減殺して純乎たる定位錢と爲すに在り故に薄兒敦及瓦得の初めて鑄造せし銅貨は邊尼一枚の重凡そ四百三十三匁ありしが今王初年の鑄造に係る者は凡そ二百九十匁あり即ち凡そ三分の一の輕減なり今日の青銅錢は又之を減して法重百四十五匁とす

定位錢重量の減損甚だ急遽なるときは往々二の不利を生ず其一は其減損政府の黠策に出てたるを疑ふて民間之を忌惡するなり千七百九十四年佛國革命政府の發行したる五サンチーム及十サンチーム錢は即ち其一例にして此錢一サンチームの重さを一グラムと爲し之を前日に比するに其半を減す然るに此輕錢竟に行はれずして政府更に其舊に復して發行し拿破倫第三世の時に至て遂に始て行はるゝを得たり故に新たに輕小の定位錢を行ふには預め少

しく其民の耳目を慣らし且つ宜しく漸を以て減損すべきなり其二其錢例へは銅等の如き打鍊し易き金族にして且つ其鑄造頗ぶる利潤あるときは印識鮮明を失ふに及て或は鑿造の弊起らざるを保せず我英國の銅錢には曾て此の如きことありしを聞かされども往時巴勒のフッポウルク、セント、アントインに於ては現に政府の眼前に在て盛にスウ錢を鑿造せり且つ假りに此等の事を顧みざるも畢竟純銅錢は甚だ贊美すべき者にあらず其質柔軟にして形を傷ひ易きの外に惡臭ありて手指に染み又濕氣に觸るれば綠青を發して美觀を失ふのみならず且つ人を毒す是を以て諸國種々工夫して更に好錢を得て銅貨に代へんことを謀れり今其略を左に掲ぐ

○ピルロン錢

方今本位銀を以て假令は實錢の如き一二邊尼の小錢を造らば一邊尼は重さ七匁四分の一に過ぎず二邊尼にして僅かに十四匁半あり是れ甚だ薄小にして通用に適せず今日多く英倫に行はれたる三邊尼錢と雖ども其重さ二十一匁八にして尙過小を憂ふ然るに英國に於ては古來久しく千分中純銀九百二十五の本位を降して銀錢を鑄たることなけれども大陸諸國に於

ては右の憂を救ふか爲めに劣悪なる銀銅の配合を以て小貨幣を鑄造し此配合を名けてピルロンと云ふ銀一銅五を以て鑄造したる此種の小錢一時少しく佛國に行はれたることあれども今は久しく廢絶せり諸威の小貨幣には半スキルリング一スキルリングの銅錢ありて其一スキルリングの價幾んど英の半邊尼に當す然れども其最も多きは二スキルリング三スキルリング四スキルリングのピルロン錢にして余曾てオウエンス校の化學工場に請ふて之を試験したるに銀一銅三の配合なりき、此錢大小甚た適宜にして且つ其發行以來年月尙淺きか故に頗る鮮明美麗なり又塊地利に於ては現今尙ピルロン錢を鑄造せり

然れども最もピルロン錢の廣く行はれたるは目今日耳曼帝國を爲せる諸邦にして三クルーツェル四クルーツェル五クルーツェル錢殊に多く行はれ前時シイデモンズと名けたる錢は今は廢絶す此錢の品質は銀一に三倍若くは四倍以上の銅を和したる者にして之を地板に製し將さに鑄造器械に施さんとするの前面上の銅を消解して純白の銀色を爲さしむ之を傳色と名けて鑄造の初めには甚た美麗なるか故に極めて通用しやすけれども暫時流通すれば銀皮忽ち剝落して甚た惡むべき色澤と爲る加ふるに總てピルロン錢は一種極めて厭忌すべき

垢穢を帶ふるの質あり是れ一たび日耳曼に游歴せし人の皆能く知る所なり且つ此錢太に價造し易く其他種々の弊害ありて決して贊稱すべき者に非ず

○點眼錢 Composite Coin

昔年佛國の英主聖セントルイス路易其軍士の俸給不足するに苦しみ細銀線の重さ九匁及十八匁なるを作りて印識を帶ひたる革上に附着し一ダーム錢二ダーム錢に代へて通用せしめしことありと云ふ是れ錢の價は之を銀に取り革は唯、之を載するの用を爲して其散亡に備へたるなり近時往々此理に基き中心に銀を嵌し銅を以て之か周郭と爲したる點眼錢を製造す其外觀甚た美にして且つ大小極めて適宜なれども亦頗る議すべきこと多し第一其鑄造の費大にして且つ何の精巧を盡すも銀眼をして必らず跳脱せさらしむる能はず又二金相接するにより其間電氣の化學作用を發し銅郭腐蝕するの憂あり加ふるに奸徒銀眼を贗造するも發見し易すからず佛國に於ては拿破倫第一世千八百十年の頃亦之に類せる小錢を鑄造したれども發行するに至らずして止めり又英國に於て黃銅郭に銀眼を點したる邊尼錢行はれたるとあり又邊尼半邊尼及フールシング錫錢の中心に銅を嵌したる者曾て久しく我國に行はれて今

尙多く古錢家の手に存す

○青銅錢

少量の錫を銅に和して大に銅質を堅くすることは正史未だ傳はらざるの前より昔人既に之を知れり太古の諸國多く之を用ひて器物を製造す佛國革命亂の時寺院の古鐘を奪ひて鑄造したるズウ、ド、クロイシ *Sous De Cloche* 鐘は大に純銅に勝りたる好錢なりき然るに千八百五十二年第三世拿破倫帝舊スウ錢の改鑄を試みて意外の好錢を得しめて諸國會て精良青銅の小錢と爲すへきに心付かさりしは奇と謂ふべし

千八百五十三年より六十七年に至るまで佛國に於て鑄造せる青銅錢の名目價值二百萬磅にして其枚數八億方枚重量通して一千一百万キログラム(一万八百二十六噸)なり其後鑄造する所又二億萬枚にして皆大に人意に滿たざるはなし方今佛國に行はれたる十サンチーム五サンチーム錢は信に鑄錢の好摸範にして圖識淺くして模糊ならず其重さ革命亂の時擯斥せられたる一サンチーム一グラムのスウ錢に過ぎざれども民間好て之を通用す

其用ふる所の青銅は銅九十五錫四亞鉛一にして之を純銅に比するに頗ふる堅しと雖ども亦型中に打壓して能く印識を受け且つ久しきを経て磨滅せず加ふるに稍、猛力の器械を用ふるに非れば鑄成すへからざるか故に鑿造の憂極めて少なく又大氣若くは陰濕に觸れて幾んど腐蝕せず全面唯、自然の古色即ち酸化銅の薄皮を生して其圖識上の消磨せる部位と相映し却て美觀を添ふるのみ

爾來英國、合衆國、以多利、瑞典、皆相倣て青銅錢を鑄造し純銅錢は久しからずして跡を諸國に絶たんとす日耳曼に於ては目下青銅を以て一ペンニング錢を鑄造せり

○英國青銅錢

英國往時は純銅を用ひたれども十五年前より十年前に至るの間全く佛國サンチーム錢と同配合の青銅を用ひて好美なる一邊尼、半邊尼及ファルシング錢を鑄造し以て舊時の純銅錢に代ふ我か小錢は其鑄造の巧迴かに佛錢に及ばされども亦鮮潔にして通用に便なり但之を舊銅錢に比すれば頗る輕しと雖ども尙重大に過く是れ其一瑕疵なるのみ方今舊銅錢は既に喚收し盡し而して新錢は散亡毀壞する者尙極めて少なきか故に目下流通する所の小錢の數略、細かに之を推すへし其千八百六十一年より七十三年に至るまで發行する所の總數左

の如し

	噸數	枚數	名目價值
邊尼	一、五八五	一七〇、四一九、〇〇〇	七一〇、〇八二
半邊尼	九一八	一六四、五〇五、〇〇〇	三四二、七一九
ファルシング	一四九	五三、五九四、〇〇〇	五五、八二六
合計	二、六五二	三八八、五一八、〇〇〇	一、二〇八、六二七

千八百六十一年以前少しく發行せる數を合して其七十三年に至るまでの通計百十四万三千六百三十三磅と爲る然るに茲に奇とすべきは英國に使用せる小錢の數之を佛國に比するに廻かに少なし佛國は其枚數少なくとも十億万枚に降らす而して多くは皆十サンチム及五サンチム錢なり今之を全國人口に比算するに英倫、愛倫、蘇格蘭を通して每一口八邊尼半なり佛國は平均一フランク六十サンチム(十五邊尼)なり白耳義は二フランク二十六サンチム(二十一邊尼半)なり以多利は三フランク十サンチム(二十九邊尼半)なり

○通貨の重量

各種通貨の重量は其名目價值と恰かも相反して多少す是れ甚た奇と謂ふへし故に全連合王國內の楮幣を四千萬磅と爲し金貨を約略一億万磅と爲し銀貨を千五百万磅と爲し青銅錢を百十万八千六百二十七磅と爲して之を見れば其各自重量左の如し

楮幣	一六噸
金貨	七八六噸
銀貨	一、六七〇噸
青銅錢	二、六五二噸
通計	五、一二四噸

此の如く價額最も卑しき者重量最も多きは其理明らかかに解すへからず然れども之か爲めに邊尼錢動もすれば小賣買を業とする者の手に偏し殊に飲食小店、乗合馬車、新聞紙屋の類其滯積に苦むこと最も甚たし往時倫敦府下の麥酒釀造家其諸飲食店より得る所の小錢多きに苦しみ遂に造幣局に上請し其新錢を鑄るを止めて府下の酒造家より之を買収するの規約を結ひしことあり總て諸大都府に於ては皆至少の煩勞失費を以て此小錢の堆積に免かるべき

方制を立て往々毎週之を確車場若くは製造場に送りて其職工の勞銀を支給するに用ひしむ銀行は其官定錢たるの制限即ち一時令以外の數を受けず普通民間に在ては青銅錢を用ひて二三邊尼以上の釣錢ツクセンを拂へば人皆之を拒むこと常なり

洋銀其他新發明の配合金族を用ひて小貨幣の輕且美なる者を鑄造し以て此滯積を防ぐの道なきや否是れ亦頗ふる講究すべきことなり佛國往時の銅錢及所謂鐘錢は往々沉滯の憂ありたれども今日の青銅錢は流通頗ふる輕快なり我か青銅邊尼も亦之を舊銅錢に比すれば頗ふる好錢と稱すべきも未だ決して完善と謂ふべからず今日通用せる者の重を減して其半と爲さば蓋し大に輕便を覺ゆべし

○洋銀、滿俺、アルミニウム其他金族及配合物

小貨幣の鑄造に洋銀を用ふことは既に前文に擧るか如くにして其供需供給の變若し彼の如く甚しからずは小貨幣の材料恐くは之に過くる者なかるべし之を銅に和すれば堅剛にして鑄造に難く而も印識を受くること鮮明にして久しきを経て磨滅せず故に鑿造の虞少なくて且つ其一種異様の色澤之を金銀貨幣と分つこと易し然れども近來冶金學漸やく進みて

新金族及び新配合物日に出づれば久しからずして小貨幣と爲すべき好材を得んこと蓋し疑を容れず學士ベルシー氏は洋銀の價日に見るを見て滿俺を以て之に代へんと欲す是れ其略、洋銀と同種の配合を得て且つ供給洋銀よりも裕多なればなり

學士クレメンズ、ウィンケル氏は又頗りにアルミニウムの貨幣に用ふべきを主張し千八百七十一年試みに之を以て四半リール錢を鑄造せる者巴勒造幣局の貨幣展覽場に備置せり其藍白色の光澤甚た他金と識別しやすき外に其殊に好みすべきは異重の甚た輕きなり余其試鑄の一枚を我造幣局の化學士ロヘルツ氏に得たるに其直徑二サンチメートル(零インチ七九)即ち我六邊尼錢より稍大にして其厚は頗ふる之に過くれども其重は僅かに一グラム即ち十五分のみ若し我邊尼錢及半邊尼錢をして此の如く輕便ならしめば多く之を携帶するも煩重の憂なかるべし但、之を以て貨幣と爲すの一患は首として其價の恒一ならざるに在り且つ未だ其磨耗に耐ふるの長短如何を知らず然れども今假りに純アルミニウムをして貨幣と爲すに堪へざらしむるも亦其種々の配合中之に適する者なしとせず前の造幣局長グラ

ハム氏は其アルミニウムプロンスアルミニウムを以て銅に和するものと名くる者を以て一セントより十セントに

至る數種の錢を試鑄せり

余は以爲らく鑄鍊にして若し鑄化の憂なからしめは小貨幣たるの材之に過くる者なかるへしと鋼は鑄造極めて難くして且つ其鑄造の後之を治して幾んど毀壞すへからざるの堅質を帯びしむへく加ふるに其價賤しきを以て大に之を集むるも其費少なし又之を盜鑄して絶て利益を得ず故に其金族價值の高下を問ふを須ひすして大小唯、其便利のまゝにし蓋し之をして六邊尼錢及時令錢の大ならしむるを得へし然るにジョン、ヘルセル氏の説に鋼中少しく洋銀を混すれば鑄化を防くへしと云ふ他物に於ては余未だ之を知らされども隕星鍊 *Meteoritic Iron* 鐵と洋銀の混合蓋し隕星の中此類の者あるによりて名く を以て之を見れば其言信なるに似たり願くは時機を得て精しく之を試験したし余又ロベルツ氏に聞きたるに銀も亦能く鐵及鋼中に混合し既に之を以て貨幣に充てんことを建議せし者ありと云ふ又瑞典に於ては銀銅亞鉛の配合を用ひて二十サンチーム十サンチーム五サンチーム錢を造り既に大に實際に試む其大小は甚だ適宜なれども但、其色純白にして稍、黃を帯ひ美錢と稱するを得す余の知る所を以てすれば瑞典の外尙之を用ふる者なし且つ銅及亞鉛の中に銀を加ふるは畢竟無益の事にして此の如き色澤

を附するは銀を用ひすと雖ども其法多し

貨幣の事は官設造幣局に屬する二三官吏の外絶て之を研究するの用なし是れ貨幣學の不幸にして之か爲めに貨幣の進歩他の廣く世の競争に任せたる諸製造の如きこと能はず加ふるに貨幣は偶、新規の工夫あるも試みに之を施行すること難く我連合王國の如き大社會に於ては殆んど試験するの道なし然れども我邦幸にして多く細小の屬土あれば造幣局新發明の貨幣あるに當て先づ之を屬土に行ふへし是れ實に好試験場なり而して屬土に就て之を言ふも政府二三百磅若くは二三千磅の小貨幣を鑄て試みに之を行ひ幾年の後若し不便を見は官費を以て又之を喚取すへきを約せば苦情あるへからざるなり

○第十二篇 本位の争

加里福尼及豪太利金礦の發明、黄金の價格を一變してより到底何を以て價值の本位と爲すへきの論群起し或は今日既に陳腐に屬したる銀貨本位を主持する者あり或は兩本位の説を

唱ふる者あり或は金貨本位を是とする者あり爾來佛蘭西、白耳義、日耳曼、瑞典、以多利、和蘭等の諸名家各其意見を陳して幾んど一庫に満つるの書を著述す但、英國は既に久しく金貨本位を用ふるが故に唯、局外論者たるのみ千八百四十九年以來歐洲列國相尋て廣大の改革を舉行し其中或は一次にして止まざる者あり和蘭の如きは黄金の價位必らず大に降落すへきを察して千八百五十年不費の財を抛て早く銀貨を以て本位と爲したるに今は又金貨本位の已むへからざるに迫られて再び改革を謀り日耳曼の如く金貨を以て單本位と爲さんか或は白耳義其他貨幣聯盟國の如く銀貨に制限を附して相并行せしめんかの議論中に在り我邦に於てもロック氏の時よりロドリバール氏の時に至るまで金銀何れを以て首本の貨幣と爲すへきの論盛に經濟學士の間に行はれロック以下諸學士は大抵皆銀貨を主張したりしに獨りリバール氏斷然金貨本位を以て英國の制と爲し爾來世論亦大に氏の説に傾向す且つ近年諸國多く銀を棄て金を用ふる者あれども和蘭の一例以後復た金を棄て銀を用ふる者あらず塊地利の如き今尙銀貨本位と稱すれども近來稍、變革の地を爲し十フランク及二十フランク金貨を鑄造して之を行ひ現時塊洪帝國の新貨幣中には十フランク及二十

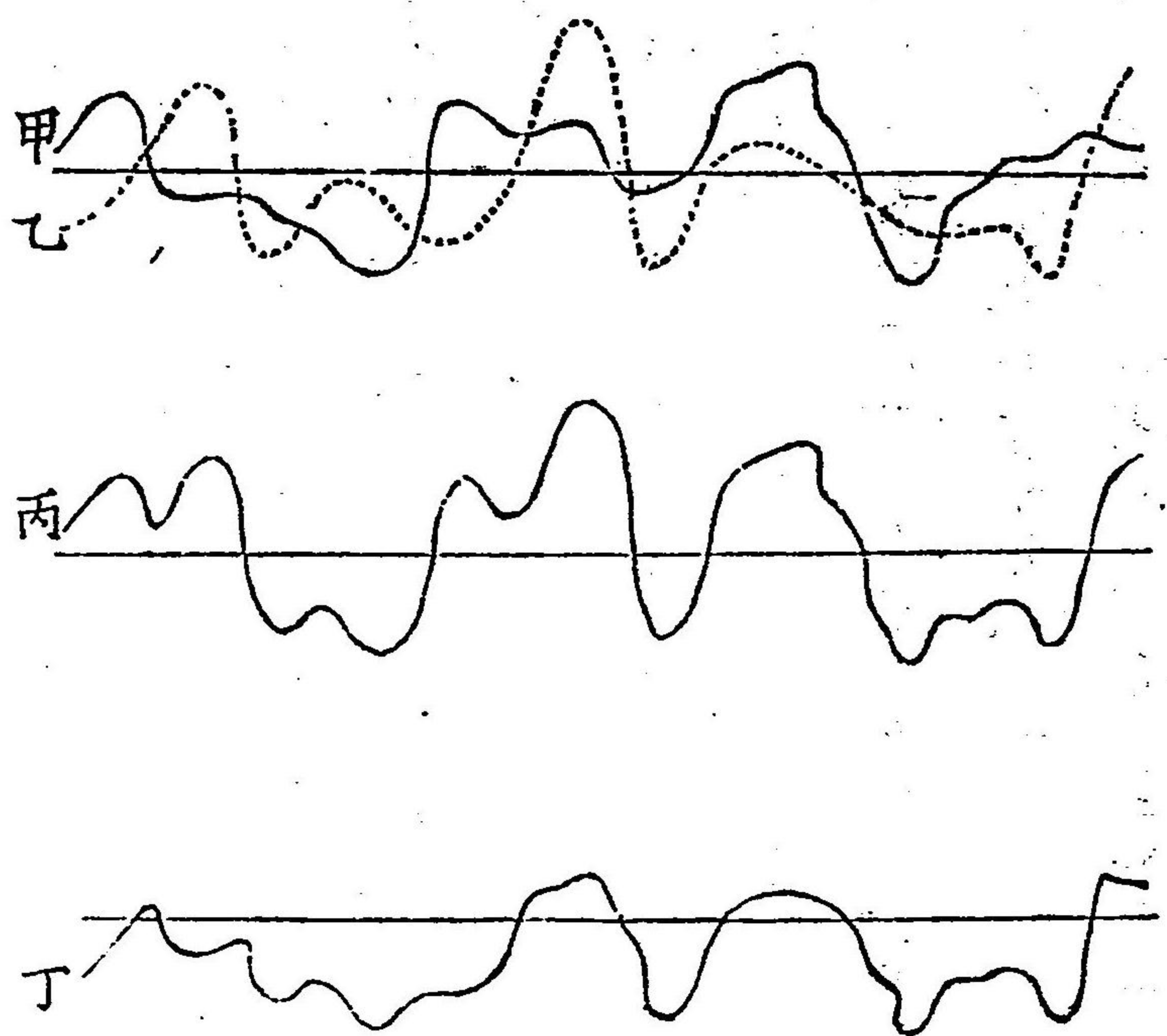
フランクの印識を帯ひたる金貨四ギェルデン八ギェルデンの印識を帯ひたる者と相雜はりて行はる

○兩本位

銀貨單本位は歐洲諸國中今復た實際に行はるゝ者なきを以て其議論今は二金を併せて本位と爲すこと佛蘭西以下歐洲西部貨幣聯盟國の如くならんか或は金を以て本位と爲し銀貨及小貨幣をして之か補助たらしむること多少英國の如くならしめんかの間に岐し兩本位家の巨擘中にはウオロウスキ、ユールセル、セニユール、セイド、レオン、プリンス、スミス等の諸家あり金貨本位の巨擘中にはシュパリアル、デパリュイ、ヘンドリックス、フレル、オルバ、ン、レバッシュニール、フィールヘルツグ、シュグラル等の諸家あり此等の諸名家持論固より一ならず今其異同を歴擧するは讀者に在て極めて厭ふへきか故に唯、其大綱を提して左に畧説せんとす

第一ウオロウスキか兩本位の制二金互に相矯正するの効ありと云ふは其説甚だ理あり按、此正の効云へるは即ち本章に擧ぐる所の者にして本章中金銀相交送して物價の昇降を抑ふるを謂ふに非ず而して英國諸學士此制を斥けて二金至貴至賤の極

害を并せ蒙むる者と爲すは全く論旨を失するに似たり今先づ英國學士の謬誤を擧げんに蓋し金銀共に本位と爲して并に制限を附せざるときは人民必らず先づ其一と十五半との官定の價に満たざる者を選て物價に報ゆること自然の勢なり例へば佛國の民負債を償ふに其金貨を以てし銀貨を以てして并に全く損得なきは獨り本位銀一匁の通價恰かも五時令十六分の十三邊尼に位する時のみにして近來三十年倫敦の市場に於て銀價細かに此數に合せしことは僅かに指を屈すへきのみ故に兩本位なる者は其實兩本位に非ず唯、金銀二金をして迭ひに本位たらしむるのみにして銀の價五時令十六分の十三邊尼に及ばざるときは銀錢本位となり銀貨之に超ゆるときは金貨代て價値の尺度と爲ると是に至る迄は英國學士の論是なり然れども世間百物の價は決して二金至貴至賤の極に隨はず唯、其一と十五半との官定價の下に沈める者に隨て定まるのみ今左の圖を以て之を解せん甲線を以て別に他の一物(例へば銅)に比較せる金價の昇降を表し乙線を以て銀價の同一昇降を表すれば丙線は二金の價至貴至賤の極を表する者なり然るに二金の中其價降下せる者常に物價の本位と爲るか故に物價本位の變動は其實丁の線に在り而して此線の昇降は之を金の一線に比し又銀の一



線に比して短促なりと雖ども却て劇甚ならず是れ第一貨幣に希ふ所の者なり

○矯正の効

英國學士の謬誤は此に止まらず佛國貨幣の制には所謂矯正の効 Compensatory Action (余は寧ろ均同の效 Equilibratory Action と曰はんと欲す)なる者ありて之を單本位の制に比するに二金價格の變動少なきこと實にウ・ロウスキ及コウルセル、セニエール氏の痛論せるか如し今夫れ世間の銀價、金に對して其一と十五半との比例に超ゆるときは

金塊忽ち兩本位の國に注入し來りて金貨に鑄造せられ其官定の重を以て銀貨に代りて銀貨は境外に流出す是れ獨り理論を以て言ふに非ず曾て佛國に於て現に此事あり千八百四十九年に當ては佛國銀を以て首本の貨幣と爲せしに同六十年に至りては全國幾んど金貨のみと

爲る是れ其金の賤しきを吸収し銀の貴ときを放吐したるが故にして此事頗る金價の降落を抑へ銀價の騰貴を勤するの効ありしこと疑なし又金價銀に比して騰貴するとき其國銀を吸収し金を放吐す此間物價の元位たる者は固より一にして二ならず然れども其二金相代るの餘地あるか故に之を單本位の制に比するに其昇降の勢を殺くこと多し此制固より二金の價をして絶て昇降なからしむる能はずと雖も但し二金の一をして獨り求需供給の變に當てしめず二金互に相應援して其變の及ぶ所の面積をして廣からしむるなり
譬へば茲に兩槽の水あり各其求需供給の變ありて彼此相通せされは各槽の水其獨り自から涸き自から溢るゝに任すのみ然るに其間一管を施して相通せしむれば槽中の水彼此同一準を爲し兩槽の全面積を以て求需供給の變に應ず近年歐洲の西部に流通する二金は恰かも此兩槽の水に似たり而して佛國民政第十一年七月七日の法律は其導管にして二金共に制限なき官定錢として交々相救應するを得せしめたるなり

○銀貨幣の消滅

ウ・ロウスキ氏又口を極めて歐洲列國兩本位を廢し銀貨を消滅するの危険を論ず近ころ日

キツプス

耳曼政府其制を改めて金貨本位と爲せしより頗る黄金の求需を起し且つ數千万の銀貨を市場に放出せしに塊地利、噠馬、瑞典、諾威、亦皆相續て之に倣はんとす此際若し他の諸國をして亦皆急に銀貨を廢し金貨を用ひしめは黄金の價は遽かに大に騰貴して銀の價は大に下落せんこと必せり然るに今又佛蘭西、以多利、白耳義、其他尙兩本位の名を存する諸國をして其貨幣條例を放して恣まゝに行はれしめは右數國の銀皆此に注入して其内地の金に代り以て大に二金價值の變動を抑ふべし故にウ・ロウスキ氏之を痛論して一朝此矯正の道杜かり銀貨の消滅延て諸國に及ばば黄金の價遽然騰貴を極るの危険あり然るに此際公私の諸債總て皆金貨を以て辨償すへきの義務を負ふか故に民間の疾苦勝て言ふへからすと云へり
然るに一二年來ウ・ロウスキ氏の言少しく驗あるに似て今日日耳曼の銀貨未だ全く消滅し盡さるるに前きに本位銀一匁の價一時六十二邊尼半に居し者今既に五十七邊尼四分の三に降下す往時豪、米二洲の金鑛相續て發見せられしときは銀價凡そ五十九邊尼四分の三より六十二邊尼半に昇るに過ぎす而して兩本位の制以て諸國に行はるゝを得たり然るに後文云へるか如く今又兩本位の稍々廢せられてより一國貨幣の改鑄未だ全く成らざるに其價の變

動既に金礦發見の時より甚たし

然れども假りにウ・ロウスキ氏の説道理に於て全く是にして且つ事蹟上亦幾分の驗あるも余は尙千八百六十八年氏の諮問に答へて其書中にも摘録せられたる持論を變せざらんと欲するのみ

蓋し此事の得失は全く緩急の上在り且つ一々細かに其情勢に通するに非れば之か判決を下すへからず今若し地上の諸國一時擧て遽かに銀貨を廢し金貨を用ひは其價忽ち大變動を生ずること萬々避くへからず然れどもウ・ロウスキ氏は歐洲諸國の特に地上人類の一小部分に過ぎざるを忘れたるのみ印度支那其の他東方熱帶中の民今尙銀貨を通用する者幾億万人にして此輩一朝急に其慣習を變するの虞なし我英國政府近來漸次金貨を印度に行はんとしたれども其策行はれず方今印度に流通せる金貨は其全正貨幣の十分の一に居るのみ然れば日耳曼政府今日四五千萬磅の銀貨を放吐するも一時銀價を抑損するのみにして東方諸國二三十年來常に歐洲二金の注入するを消受し來りたれば今又數年を出てすして之を消受し盡さんこと蓋し難からざるへし又假りに他の諸國をして皆相續て日耳曼の爲に倣はしむる

も苟くも其改革の急遽に出づるに非れば東方諸國亦優に之を受容するの力あると必せり又黄金に就て之を論するも未だ遽かに其匱乏に陥るを憂ふへからず金を以て本位と爲すも必らずしも金貨の鑄造を要せず諾威、以多利又は蘇格蘭の如き幾んど楮幣のみを以て首本の通貨に充つる者あり又佛蘭西、日耳曼の如き後文學くる所のチエック決算の法漸やく行はれて正貨幣の用大に省く者なしとせず又諸礦山の出金今尙頗ふる盛大なる者あり且つ後來ニコリヤニ、亞非利加、南北亞米利加等の地に於て新たに大金礦を檢出することなきを保せず

故に二金供給求需の張弛は畢竟意外の發明、事勢の變遷又は諸國法制的改革等に關係することにして決して預め前見すへからず今日日耳曼貨幣改革の爲めに銀價降落すと雖ども此後更に愈々降下するや否を知らず又他日黄金の購買力應に大に加はるへしと曰ふも亦唯、空想のみ總て此等の事に於ては唯、懸断を下すに過ぎす而して若し懸断を以てすれば余は寧ろ其騰貴せざるを曰はんとす千八百五十一年以來黄金の價日に月に下落して止まず後來其求需或は増加するも恐らくは其降下の勢に於て特に一蹶を與ふるか然らざるも一

時之を勒住するに過ぎざるべきのみ

○兩本位の害

右の如く兩本位を主持するの利は特に空想に過ぎざれども其弊害に至ては斷然争ふべからざる者あり佛國の民兩本位の制定よりより美麗なる拿破倫半拿破倫及五フランク金錢の續々發行せられて重大不便の舊銀錢に代るを見し間は敢て一人の苦情を鳴らす者なく唯々噴々として其矯正の妙用を稱道せしか一二年前より銀錢再ひ行はれ金錢轉して他國の通貨たらんとするに及て事勢頗ふる希望の外に出たり今や佛國の民久しく金錢の流通に慣れて再ひ十五倍半の重を帯ひたる不便の貨幣を用ふるを願はず且つ是のみならず今日價格降落せる銀を以て舊債を償還せらるれば此變化は全國の損亡にして其利益の一分は獨り地金商、錢商及銀行の坐享する所と爲る故に佛國は彼の民政第十一年七月七日の法を以て此輩の爲めに其奸詐を逞くするの道を設けし者と謂ふべし今日尙兩本位を保守せる諸國は絶て他邦の其例に倣ふ者なきを見て蓋し省悟する所あり佛國彼の矯正の任に當りて改めされは

按、他國多く金を以て本位と爲して佛國尙兩本位の制を守れば佛國の金皆出て他國の用を爲し以て其價の騰貴するを抑ふ故に佛國獨り矯正の任にあたるなり

其二金の價值穩妥なるの益を

享くるは列國と厚薄なくして獨り其失費と不便とを負擔す貨幣聯盟の首唱者及列國共用貨幣の説を主持する輩其自から損し人を益するの此の如く甚しきに至らんとは其初めより自から料らざる所なり是を以て近ころ陰に兩本位の制を拋棄す

佛國政府再ひ大に五フランク銀錢の鑄造を要するを見るに及て直ちに其鑄造を停止し其後瑞士、白耳義及以多利と議して總て銀錢は皆其鑄造の數を限り各國其人口に比例して之を新鑄すべきを約す是より先き二フランク以下の小定位銀錢には聯盟國の間此規約ありたれども本位貨幣にして使用の數限界なき者には未だ此の如き制限あらず然るに此に至て此制限を施したるは其實兩本位の制を廢する者にして銀錢鑄造の數限定せらるれば復た金貨に代りて之を驅斥する能はず而して五フランク銀錢之を一フランク錢五枚に比すれば其價貴としと雖ども亦其四枚を合して一拿破倫即ち二十フランク金錢の價に及はず按、其價に於ても亦定位錢たるの 故に此錢未だ使用の限界あるを聞かずと雖ども實際其多數を得ること能はされは亦唯一の定位錢のみ是故に佛國其他貨幣聯盟の諸政府は此舉を以て僅かに其法制の一隅を改めて其實は兩本位の全制を廢し幾んど英國及日耳曼の合官定錢と區別すべからざる制度

を用ひたるなり是より先き千八百十年以來佛の銅錢及青銅錢は四フランク九十九サンチ以下に在てのみ官定錢と爲し既にして諸小銀錢の品位を降してよりは亦其數を限りて民間に於ては五十フランク以下官衙に於ては一百フランク以下を官定錢とす故に五フランクの一錢のみ獨り其兩本位たるの影子を存せしに此影子も今亦其半を亡せり

往年合衆國の兩本位を廢棄せるも亦甚た右歐洲西部の改革に似たり此國千八百五十三年に至るまでは一弗銀錢を以てイーグル及以下諸小金錢と相并て本位貨幣とす但、二金の價格佛國に於ては金一、銀十五半に定むと雖ども合衆國に於ては金一銀十六たり是を以て民間自然に金貨のみ行はれ銀貨外國に流出しければ華盛頓政府此弊を救ふか爲めに千八百五十二年半弗以下諸小銀錢の價を降して定位錢と爲し一弗銀錢は其本位重を存すと雖ども亦大に其鑄造の數を減す其後不換紙幣盛行はれたるによりて正貨幣の論一時中絶せしか既にして千八百七十三年四月一日貨幣條例實際に行はるゝに及て遂に一弗金錢のみを以て價値の元位と爲し新貿易弗銀及半弗以下の諸小銀錢は一時の使用五弗以下に在てのみ官定錢とせり故に前日唯一其空名を存したる兩本位の制此に至て全く廢し是に於て合衆國も亦單に

金貨を以て本位とせる諸國の一に列せり

○宇内の貨幣制度を通論す

近時諸大國貨幣制度の改革を通覽するに皆漸やく金を以て獨り價値の尺度と爲し且つ首として交換の媒介に任せしむること幾んど一轍に出づるか如し方今大不列顛嶋、愛倫、豪太利諸屬土、新ゼーランド、亞非利加諸屬土、其他我英國の版圖内には大抵此制普ねく行はれ葡萄牙、土耳其、埃及并に南米洲中智利、巴西等の諸邦は既に久しく之を行ふ日耳曼は近時改革して金貨を以て本位と爲し噠馬、チリ、ブラジル、瑞典も亦目下二十クロチル金錢を鑄て首本の官定錢と爲さんとす日本の如きも亦近ころ歐洲諸國に倣て二十圓十圓五圓二圓一圓金貨を鑄造し其一圓の價は米國弗金錢に及はさること纔かに千分の三なり又其新小貨幣は五十錢二十錢十錢五錢銀貨ありて其の一錢は恰かも米の一セントに値し十中八の品位を以て定位錢とす

佛蘭西、以多利、白耳義、瑞士は今尙ほ兩本位の名を存す而して西班牙、希臘及ルーマニアも亦近年佛國に倣ひて貨幣の制を改革したれば是れ亦兩本位の部に屬すへし西半球中白露

イクオールドルニイグレィダも亦此制に由ると稱せり

極めて近時に至るまで歐洲諸國多くは銀貨本位の古制を守り偶、少しく金錢を發行するも其價の昇降に任せて唯、貿易錢として通用す南北日耳曼全土、埃地利、斯干的那維の三國及魯西亞等皆此部中に在り然れども前文記するか如く爾來形勢漸やく變して今日分明に銀貨を以て本位と爲す者は歐洲諸國唯一魯西亞及埃地利の二國あり而して埃地利も亦千八百七十年以來八フロリン及四フロリン金貨を鑄造して其重量品質共に佛の二十フランク及十フランク金錢に倣ひ又千八百七十三年七月十二日維也納の布告を以て佛蘭西、白耳義、以多利、瑞士の二十フランク十フランク五フランク金錢を許して二十フランクの價相當八フロリンを以て埃洪帝國內に通用せしむ然れども宇内を通觀すれば今日銀貨本位の制を用ふる者尙多く印度・支那・交趾・東印度諸島・及亞非利加・西印度中數所并に中央亞米利加・墨西哥等皆銀を以て主錢とす印度のルピー支那の細絲銀其他諸國の弗銀の如き即ち是なり

右の如く金貨本位の制近ころ大に蔓延して今よりの後尙挫厥の勢なし合衆國の如き他日正貨幣の通用に復せば金貨本位の制を守らんこと疑を容れず加納多は今日幾んど其何の制た

るを辨すへからすと雖ども亦遂に金貨を用ひんこと必せり羅甸諸邦按、以多利、涅達蘭も實際一

たひ兩本位の制を抛ちたれば恐らくは復た其舊に復せず埃地利も亦久しからずして其例を

追はんとす魯西亞は未だ其急に大改革あるを望むへからすと雖ども但、其版圖内智識大に

進み教育普及せる一部芬蘭フィンランドに於ては斷然フランク制及其十分法を用ふるを許し其マール即

ち四分の一ルーブル錢はフランククローラ及ペセメ錢と重量價格全く相同しく列國共用貨幣

の制是に於て又一大歩を進めり然れども印度支那其他概して熱帶地方の貧愚頑陋なる諸國

に於ては此改革未だ何の日に行はるゝを知らず故に余を以て之を觀れば地上貨幣の制度兩

大區別あり歐洲西部并に北米洲中文運至隆の國及豪太利の日進諸國并に埃及・巴西・日本等

の如き第二等國の稍、頭目を具する者は皆金貨を以て本位と爲し銀貨本位は今後永く魯西

亞全土・及亞細亞大陸中の八九并に亞非利加の處々に行はれ墨西哥も亦恐らくは其舊を楨

守すへし然れば今假りに小諸邦の去就必すへからざる者を除て之を論するも亞細亞及魯西

亞は他の金貨本位の諸國と對峙して銀貨を主張せんこと必せり此形勢の下に在て余は今日

敢て憂虞すへき者あるを見ざるなり按、選かに黄金の
匱乏するを憂ひす

○第十三篇 貨幣に關する諸細小の事件

本篇は正貨幣の鑄造に關する諸細小の事件を論せんとす蓋し貨幣の理は其大意簡明にして甚だ知り難からすと雖ども之をして至便を極めしめんと欲すれば細小事件の須らく論究すべき者極めて多し前文既に金族の選定及幾種の金族を合して一連の貨幣と爲すの法并に其發行の規則等を論したれば本篇以下數篇は貨幣の鑄造に用ふる配合品の良否貨幣の大小、其大數を計算するの法、列國共用貨幣の利害、元位を撰定するの難及元位を幾倍し幾分する諸法の得失を論すへし是れ皆貨幣の制を更張するに當て預め先づ熟計すへき要項なれども其論極めて繁碎に涉れば此書固より其大畧を叙するに過ぐる能はず

○配合品

通常貨幣を稱するに唯し金銀を以てすれども其實貨幣は皆銀銅金銅又は金銀銅の相混する者なり古來幾んど純金を以て貨幣を鑄造せる者其例少なからず古代に在てはヘザント錢即ち其

ち其チノネ一なり近世に在て換地利のヂュカットは千分中金九百八十六に居り那不勒の六ヂュカット錢は九百九十六に居りトスカニーのセクイシは眞に幾んど純金にして千分中金其九百九十九を占む然れども元來金銀は其質柔軟なるか故に假りに天生至純の者あらしむるも尙幾分の銅を和するを妙とす是れ其大に金質を堅くし貨幣と爲すの後磨耗の患少なければなり其和する所の銅の多少に至ては世間議論一ならず之を要するに半は因襲に定まり半は道理に決する者とす

英國貨幣配合の量は蓋し其初め二金を秤量するに用ひたる衡法より起れる者にして銀は往昔十二等のトロイ磅を以て其重を語りしか故に其十一等四十八分を銀とし四百三十二分を銅とす是れ千三百五十七年の頃に於て既に英國の古正量と稱せし舊量にして時々或は少しく貶降せし例ありと雖ども今に至りて之を遵用す今之を折算すれば恰かも千分中の九百一十五なり金は古代アロシニアの一菓實より出てたるカラット衡法を用ひて秤量せしにより其二十四カラットを以て金の元位と爲し純金其二十二を占め配合物其二を占む此れ亦數百年來遵用し來りて之を十分法に析すれば千分中九百十六・六六となる

古今諸國に用ひたる配合の量極めて一ならず銀貨には千分中純分二百より甚しきは百五十なる者あり金貨にハ七百五十若くは七百なる者あり此等を至卑の極として是より幾んど純金銀に至るまで種々無量の配合あり然れども近ころ列國共用貨幣の本位量を定むるに九百と八百三十五とを以てせんとの論あり故に今日須らく論究すべきは此兩配合とす往時日耳曼のクロウン錢は金十グラム配合一グラム即ち純分九〇九・〇九にして數年以前英國政府亦頗る之を採用せんとせしが此分量別に他に勝りたる利益あるに非ず日今日耳曼の貨幣に於ては幸にして之を廢し今は金銀二幣共に千分の九百とす是より先き佛國は革命亂の時始めて此簡便なる十分量を採用し爾來千八百六十五年の貨幣會盟に加はれる諸國、及西班牙、希臘其他多少佛國の制に模擬せる諸國は之に據れり又合衆國は既に久しく十分法を用ひ斯干的那維の金貨幣も亦近ころ之に倣ふ然るに日耳曼今又十分法に改めたるによりて今日開進諸國は大抵皆此便利の法に歸し獨り英國及其二三の屬土并に魯西亞、葡萄牙、土耳其等の如き英國貨幣の制に倣ふ者九百十六・六六の定量を用ふるのみ

貨幣の品質些細の不同は強て論すべき者に非ず十二分の十一と十分の九との間其差僅かに六十分の一に過ぎずハチネット氏の試験中頗りに我か本位の佛國に勝るを誇れども其差毫とに微眇にして爲めに優劣を爲すに足らず前の造幣局長グラシヤ氏は金銀二幣共に九百の定量にして可なりと云へり今日之を非とする者は唯「積習に泥み私見に掩はれて然るのみ他日苟くも貨幣改革の擧めらば宜しく其際に乘して之を改正すべし是れ獨り貨幣のみならず列國の慣習一轍に歸して大に便利を覺ゆるは世間の事其例多し故に佛國の諸經濟家は皆頗りに此品質の事を主張す然れども余は又別に説あり到底品質の小差は強て論すべき者に非ず然るに今若し我かソブレン錢を改めて十分の九の定量たらしむれば其現今百二十三・二七四の重量増して百二十五・五五七と爲る而して此新舊貨幣相混して通用せば諸銀行に於て貨幣を秤量すること今より全く廢すべし故に品質改定の事は貨幣上稍、重大の改革あるを待て之を擧行すべきなり但、銀貨に至りては今日直ちに十分の九に改定して決して不可あるを見ず其改革唯、微に銀貨の厚を加ふるのみにして是れ小錢に在ては却て希圖する所なり

千中八百三十五の定量は前きに記せるか如く(第七十三面)佛國其二フランク以下小錢の重

量及形狀を變せずして之を定位錢に降すか爲めに始めて用ふる所なり此配合固より鑄造に害なく又敢て色澤を損せざるか故に敢て非議すへき者なし然れども我が政府恐らくは其現今九百二十五の定量を棄て之に従はざるへければ今復た之を論せず又往時の金貨幣中銀を混する者あるは凡そ黄金中には天然必らず多少の銀を含有するより起れることにしてキニ金錢及蒙太利のメナレイン錢の黄色なるは其銀を混するの故に因れり然れども冶金家之を精鍊して其銀を分離すれば亦利益あるか故に方今此等の金錢は皆日に溶解せらるるミルン氏がメルポールン器械の發明ありてより此分離甚た容易の事と爲り幾んど金礦を去らすして極めて微少の費用を以て之れを分離すへし其法金を爐中に溶解し置きて鹽素瓦斯 Sulphure の氣を貫通すれば金中の銀皆塩化して金と相分離するを再び還元して純銀と爲すのみ且つ此發明の益は此に止まらず一たび此法を施せば黄金中の雜物皆分離し去り金質極めて柔軟と爲りて最も鑄錢に適す金の脆きは從來造幣局の大に苦しむ所なりしに今は全く其難を脱せり英國、獨地利、米國、諸國等の造幣局に於て此法を施行する詳細の話は英國造幣局副長の第一及第二年報又は專賣免許局印行の明細書に就て見るべし

○貨幣の大小

貨幣の大小は略々發明の限界あり總て小貨幣は微小にして散失し易く又は指頭に拾起し難きに至るへからず蓋し之を拇指と食指の間に挿みて恰かも相掩ふを適宜の大とす而して指頭の大さは男女長幼相同しからずと雖ども寧ろ大に過ぐるも小に過ぎざるべし此を以て律するときは英國の三邊尼銀錢は過小に失する者なり又瑞典の十オール錢米國の一弗金錢往時羅馬法王國の一オクソド錢等亦過小なる者とす佛國最近の五フランク錢英國の四邊尼錢加納多の五セント錢及目下日耳曼に於て發行せる二十ペンニク新銀錢を蓋し容恕すべき小錢の種とす然れども直徑の外其厚も亦參酌せざるべからず合衆國の貨幣は總て尋常より厚し是れ稍々其觀の美を害ふに似たれども余を以て之を見れば使用の便廻かに他錢に勝れり佛國は恰かも合衆國と表裏して米國の一弗金錢は直徑十三ミリメートルに過きざれども佛國の五フランク金錢は其價弗錢に及ばずして直徑は却て十七ミリメートルあり又貨幣最大の種は蓋し實際鑄造の難易によりて定まる者とす今日廣く世に行はれたる至大の錢は蓋しマリアセラ弗銀にして其直徑一インチ六即ち四十一ミリメートルあり他の普

通の弗銀の管稍、小にして千八百五十八年の西班牙弗は三十七ミリメートルあり千八百四十六年の米國弗、同七十年の西班牙弗、同七十二年の墨西哥弗は三十七ミリメートルより八ミリメートルに出入す余曾て諸弗銀の直径を検査せしに平均三十八ミリメートル半とす即ち凡そ一インチ半なり米國の貨幣は其大なる者も亦皆尋常より厚くして二イイタル錢の如きは其價四磅に過くと雖とも直径は僅かに三十四ミリメートル即ち一インチ三分の一のみ換地利の四デニカット金銭は其純金の量二イイタル錢の半に及ばざれとも直径は却て之に過く

○貨幣の磨耗

貨幣使用の爲めに生ずる所の磨耗も亦注意すべき者にして金貨に在ては殊に輕視すべからず既に前文に云へる如く(第百七面)此事通貨の價降落するの基なり貨幣は絶えず衆人の手に輪流する者なるか故に同一貨幣にして通用の年數亦た相同しければ其の磨耗の量も亦零一にして畢竟磨耗は流通の長短に準ず然るに英國の法ソフレイソンの金銭の重百二十二ハ半を以て其官定錢として通用するを得るの極と爲せば其全本位重との差〇ハ七七四あり是

れ磨耗に備ふる所の餘裕なり然るに余曾て千八百六十八年十一月倫敦の統計會社に於て某氏の宣讀したる報告に據り之を測算してソフレイソンの金貨毎一年流通の減耗〇ハ〇四三(〇クナム〇〇二七六)なるを知れり是を以て觀るときは其流通凡そ十八年に過ぐる能はず之を過ぐれば其官定錢たるの重を失ふ故に十八年を以てソフレイソンの金貨の官定壽命と爲すべきに似たり然れども學士フッパール氏は尙余か推算に疎漏ありとして之を十五年と算定しセオド氏は又二十年を以て其官定の壽命と爲すべしと云へり

又種々諸國の通貨を比較して之を案ずるに其磨耗一は流通の閑劇に因り一は貨幣の大小及種類に因りて多少ありフッパール、ヘルツツ氏曾て瑞士の貨幣を以て研究せるに二十フランク金銭毎一年の減耗其全重量の百萬分の二百に居り十フランク及五フランク金銭は各百萬分の四百三十及六百二十に居ると云ふ然るに余も亦自ら英國の貨幣を秤量せしにソフレイソンの金銭は其一年の減耗凡そ百萬分の三百五十に在り半ソフレイソンの錢に至ては百万分の千百十二にして即ち千分の一に過く元來英國の貨幣は拿破倫錢及米拿破倫錢より重大なるが故に其磨耗微少なるべきに今其却て多きはフッパール、ヘルツツ氏之を其十二分の十一の配合の

爲めに金貨稍々柔軟なるに歸せり是れ幾分か其理あるべしと雖ども然れども英國貨幣流通の劇なること首として此大異を生ずる所以の源因なるべし

右に言へるが如く貨幣の磨耗は大に其大小に關し英國のクロウン、佛國の銀エクトル、米國の二イトルの如きは之を他錢に比するに磨耗少なし是れ其面積決して其大に比例して増加せざるが故にして此事弗銀錢の東方諸國に愛用せらるゝ所以の一なるに似たり小銀錢は磨耗廻かに大にして千八百三十三年造幣局の試験に據るに半クロウン錢百枚一年間の減耗三時令六邊尼とし時令錢は同四時令とし六邊尼錢は同七時令六邊尼とす之を十分算に析すれば半クロウン錢は〇・二二五なり時令錢は〇・二〇〇なり六邊尼錢は〇・三七五なり此減耗年を積て漸やく巨大の差となることは六邊尼の敵錢を見て知るべし總て造幣局に於て舊銀錢を溶解するに其重量の不足平均百分の十六半に居ると云ふ然れども此費は新銀錢發行の利益を以て之を償ふて餘あり千七百九十八年英國造幣局に於て當時流通せる銀貨の重を檢せしにクロウン錢に於て百分中三・三二一の不足あり半クロウン錢に於て九・九〇の不足あり時令錢に於て二四・六〇の不足あり六邊尼錢に於て三八・二八の不足あり近時南日耳曼

に於て舊銀錢を吸收せしときは平均凡そ五分の一の不足ありしと云ふ

是故に金貨減耗の損失を防がんと欲せば宜く大錢を鑄て發行すべきに似たり米國人は久しくイトル錢及二イトル錢の如き大錢の使用に慣れ又昔時はカルロリノ、ダブロン、ダブロン、シワド、ロツプル、ピストル、フイブルライドル等の大金錢ありて諸國に發行はる然れども二イトル百フランク五磅等の大錢には又極めて奸詐を施し易きの奇險あり此の如き大錢は之に小孔を鑽開し而して後又之を鉗打して其跡を滅すること難からず又之を銼磨し或は囊中若くは筒中に盛磨し或は藥劑を施して金分を剝ぐ等の奸策總て皆施し易し又二イトル錢の如きは全く之を二枚に割斷し而して後巧に白金板を其間に挿して重量を補充せし者あり今此勢力と熟練とを以て之を正當の職業に施さば却て厚益を得べきに似たりれども合衆國造幣局長の報告書を見るに此等の弊策頗る利益を得べきの證ありと云ふ故に二イトル錢の厚を減じ且つ少しく其中心を坳にして此等の奸を杜絶せんとの議ありれども是れ寧ろ英國及佛國に倣て此の如き大錢を廢するに若かず之を多年の經驗に徴するにソブレイン、拿破倫、半イトル其他其大さ之に過ぎざる金錢に於ては絶て右等の弊ありし

ことなし又銀錢に於ても曾て此の如きことあるを聞かず

貨幣の磨耗を防ぐには其圖識文字苟くも鮮明を害せざる以上は勉めて之を低くし國王其他の肖像も亦多く突出せしむべからず磨耗の一事のみならず大抵其他の事に於ても我がフランソンの如く鋭鮮にして平低なる圖識は廻かに舊時のクロウン錢半クロウン錢及時令錢の圓滑にして高聳なる圖識に勝れり佛國の造幣局は型模の製造極めて宜しきを得て其造出する所の金銀銅錢皆圖識精巧なり又千八百七十四年洪加利國通用の爲めに鑄造せる新二十フランク金錢は其型模の彫刻鮮巧にして余が曾て目撃せる貨幣中の第一美麗なる者とす斯干的那維の五弗金錢及二十クロネル錢も亦好錢なり

○貨幣計算の法

多數の貨幣を計算するに一々之を掌上に數ふるは迂遠にして且つ誤ち易し故に種々簡便の法を設けて手つから之を數ふるに代ふ造幣局英倫銀行其他多數の貨幣を出納する店舗に於ては皆計盤と名づくる者を用ふ印度に於ては太古より之に類する者ありて錢商及尋常商沽の間に行はれたりと云へり此物唯尋常の平盤にして盤上幾行を爲したる數百の淺坎あり一

坎の大き恰かも一枚の貨子を受く其用法は幾杯の貨幣を盤上に盛りて之を搖動し坎穴略々皆滿つるを待て手を以て殘坎を補填す此の如くするときは盤上坎穴の數固と一定なるが故に計算誤たす且つ其價造瑕疵若くは外國貨幣の混入を點檢するに便なり此計盤を以てすれば幾囊の貨幣を計算するも頃刻の事にして且つ誤算の憂少なし

英國諸銀行に於てはチエックに引換へて多數の貨幣を支出し或は寄托せられたる巨額の貨幣を點檢するに極めて迅速を要すること多し之か爲めにソブレイン錢五枚十枚二十枚三十枚五十枚百枚二百枚三百枚の重に合せる錘子を備へ置きて之を秤量す故に五の乘數に成りたる計數は咄嗟に検査するを得て且つ其貨幣の殊に勞散せるに非ざるよりは零、違算なし然れども大數の計算に至ては其重量の不足の爲めに稀れに一二ソブレインの違算なきを保せず又半ソブレイン錢に至ては其重量の缺甚しき故に幾んど此法を用ふるを得ず是れ亦我金貨鑄造法の未だ完善ならざるに坐する一六不便なり

然れども半ソブレイン錢のみならず總て諸貨幣は其重量平均して大抵大差なきが故に所謂倍數秤法なる者を用ひて迅速に之を秤定するを得其法初め先づ適宜の貨幣(例へば五十枚)

を計算して之を秤子の一盤中に置き次に又同數の貨幣を(之を計算せずして)一盤中に盛りて相秤り兩個相均稱すれば之を合して一盤中に移し更に又一百枚を別盤に盛りて相對較す此の如くにして秤子の力其重を支ふる間は幾回も其數を倍し既にして其力之を支へざるに至れば其一盤の貨幣を本として同數の貨幣を別盤に盛り之を秤定して其盤數を以て之を算するなり

若し又秤子計盤共に得へからざるときは貨幣を十枚十五枚又は二十枚ごとに疊積して之を平板上に并列し而して後肉眼を以て其高低を檢し或は界尺の類を其頂上に横へて之を試むれば計算の差誤大抵發見すべし

○正貨幣使用の費

正貨幣使用の爲めに種々國民の負擔に歸する費用を算すれば亦往々奇事あり銀銅貨幣を以て之を言ふに此等の皆定位錢にして其價の實に充たざるが故に政府之を鑄造して頗る利益あり通例造幣局の本位銀を買収するは其一等の價五時令にして之を鑄成して發行するときは五時令六邊尼と爲る故に少なくとも其名目價值に於て百分の九の贏餘あり然るに近來十

年間英國造幣局銀貨の鑄造平均五十四萬六千五百八十磅なるが故に其年の贏餘凡そ四万九千二百磅に降らず然れども造幣局又名目價值を以て敵耗せる舊銀錢を買収し之を再鑄するか故に政府此に於て又幾何の損失あり因て今其十年間(自千八百六十四年至七十二年)の平均損失一万六千七百磅を右の内より減すれば造幣局維持の費用を別にして政府年々三萬二千五百磅の純益あるなり目今は一等の銀貨四時令十邊尼に過ぎざるが故に贏餘百分の十二に降らず銀貨鑄造の益も亦隨て大なりとす

然れども今又其算法を異にし右の贏餘の政府之を積て利子を加へ他年(假りに三十年の後とす)勞働貨幣を換收するの損失に充つるとせん今夫れ一磅の貨幣に三朱二五の利を附し利上に利を加ふれば三十年の後元利合して二磅六一なるが故に一年百分の九の贏餘は積て百分の二三・五と爲るべし然るに銀貨を換收するに及て其重量の不足は百分の十六半に過ぎざれば假りに其散失に歸し或は境外に輸出し又溶解し匿藏し若くは海底に沈没せる者等を算入せざるも尙銀貨の鑄造は政府に益ある者とす

青銅錢の發行に就ては前文云へるか如く二十七萬磅の益あり然れども是れ亦其中幾何か他

年改鑄の費を扣除すべき者なり

通貨の費用は之を分て四項とす、其一、貨幣を爲して使用せる資本の利子、其二、金貨幣磨耗の費、其三、造幣局設置の費、其四、貨幣の散失是なり中に就て貨幣散失の數は絶て知るべからずと雖とも其餘は大約左の如し

方今國內通用のソブレイン錢大凡そ八千四百萬枚、半ソブレイン錢凡そ三千二百萬枚にして合計其價一億萬磅とす然るにソブレイン錢年々の磨耗一枚平均〇瓜〇四三なれば其合計三万磅なり又半ソブレイン錢は一年一枚の磨耗〇瓜〇六九にして合計一万八千磅なり然れども其利子の費に至ては廻かに之に過ぐ蓋し全國内通貨の用に供する金族の價大約左の如し

金貨幣	一億万磅
英倫銀行の地金	千五百万磅
銀貨幣	千五百万磅
青銅錢	百十二万五千磅

總計

一億三千百十二万五千磅

故に其利子年三朱二五とするも通して四百二十六万二千磅なり

又造幣局設置の費用は年々凡そ四万二千磅とす故に我邦正貨幣を設くるの費其得て知るべき者左の如し

利子	四、二六二、〇〇〇
磨耗の費	四八、〇〇〇
造幣局設置の費	四二、〇〇〇
總計	四、三五二、〇〇〇

此中銀錢青銅錢鑄造の利益を扣除すべきなれども又右の外貨幣不虞の失亡あれば二數は相償ふ者と見て可なるべし

○第十四篇 列國共用貨幣

今や宇内通用の貨幣を設くべき議起りて且つ幾分か既に實際に行はれたれば今日苟くも貨幣の事を論ずれば此に及ばずして止むべからず蓋し其果して實行せらるゝを見るには尙幾多の年月を経へく且つ近時日耳曼政府の所爲頗る此美事の進歩を勸すと雖も然れども今日貨幣を改革し又貨幣の事を論ずる者は早晚必らず萬國貨幣劃一に歸するの時あるべきを其心中に存して事に従ふべし今日戰亂未だ全く絶えずと雖も列國の交際漸やく融睦に歸し列國公共書籍版權の制あり犯匪を捕拿して互に相送還するの制あり海上暗號共用の約あり郵便の聯盟あり又互に戰亂の毒を殺くべき諸條約あり列國相鎖拒して互に他の災害を祈るか如き陋習は廢して既に久しく、加ふるに自由貿易到處に行はれ鐵道、汽船、電信、郵便、新聞等種々交通の便日々に開くるを見れば遂に地上の人類相戮力して共に其甲乙種族の間に横絶したる欄柵を撞排し去るを勉むるの時至らんこと必せり

因て本篇は第一に列國に通用すべき正貨幣を設くるの利益を論じ次に他日或は發生すべき諸患害、及今日諸國貨幣制度の繁を刈り冗を省きて既に施す所の準備、又諸家の既に發議せる方案并に其方案の得失優劣を逐次論列すべし

○共用貨幣の利

職見腐穢なる輩は万国共用貨幣の説を非として曰く假りに其事行はれしむるも其益は僅々諸國に旅行する者の便に資するのみと然れども是れ貨幣劃一に歸するの最も小なる一益にして第一、諸會計、物價、并に各種の統計表等、皆同一貨幣を以て記載するを得ば其會得し易きの益幾何なるを知らず今夫れ統計家の事は其計數を一種の元位に改算するの勞なきも固より至難の業なるに其諸方よりの報告或はフランクを以てし或は磅を以てし或は弗を以てし其他タール、メイトル、ヤルド、エル、ホンドルドウエイト、キログラム等種々無量の名目を以て記載すれば實に其亂雜に勝へず又商沽輩に在ても貨幣及尺度の亂雜は齊しく厭惡すべきの極にして且つ土地によりては其通貨の價分明に知るべからず特に其地方の事に熟し其貨幣尺度の制に明らかなる者にして始めて其地に貿易するを得ることあり又貨幣の制異なれば外國爲換の相場甚だ知り難くして其計算に慣熟する者をして獨り其利を網せしむ

第二に一國の貨幣直ちに他國に移して流通せしむるを得ば外國爲換の取組快速にして且つ完悉なるを得べし又方今英國のソブリン、米國のイーグル、佛の拿破倫、墨西哥の弗銀

等、宇内首要の貨幣は往々之を改鑄せしめて諸國の銀行間に賣買する等の例あれども大抵甲國の貨幣は乙國之を改鑄すること常なり然るに今若し共用の貨幣を得ば改鑄の禍大に減し世上の金銀概して皆貨幣と爲りて世に存し用われは輒ち流通するを得へし然るときは貨幣鑄造の費を減省す是れ些細の事なりと雖ども亦其利益なり又地金商其他今日地金を賣買するの難きに乘して利を規する輩其奸詐を逞くするの機を失ふは其益更に大なり且つ旅客の煩勞を省き損失を減するも亦少小の益にあらす今や万國の交通日に繁きに隨ひ旅客の數亦日に増せば其奸黠不良の徒の爲めに被むる所の患害は勉めて之を杜絶すべきなり又人の未だ大に着論せざる一益は半開諸小邦の貨幣此に因て大に觀を改むべきなり方今宇内價值の明知すへからざる貨幣種々相混淆して行はるゝ土地多し然るに諸大國の貨幣各其制を異にする間は他邦に流至して混亂の基を爲すを免れず墨西哥の弗銀久しく既に共用貨幣の用を爲して大に便利を覺ゆるは人の皆知る所にして此弗銀價值の元位たる地に於ては商沽皆自から其何の契約を結ぶを知る故に今若し頭領の諸國相謀りて輕重大小一様の貨幣を發行せしめば漸やく未だ貨幣あらざる諸國に流至して其通貨と爲り竟に宇内至僻の地に至るまで貨幣の面目を一變するに至るへし

○共用貨幣の害

然れども今一種の貨幣をして通して列國の間に行はれしめば又種々の弊害萌生せざるを保證す例へば一國の政府徵に其本位を降して貨幣を發行する等の事あらんに其貨幣一たび民間に行はれば彼のクレッシヤ氏の大則に従て其流通復た禁絶すへからす佛國の造幣局は此事に就て罪問ふべきあり細かに其金貨幣を分析するに品質皆千分の九百に満たす大抵八百九十八若くは九十九の間に在り固より造幣局の法千分の二の救治を許すか故に此事敢て非法を以て論すへからすと雖ども造幣局の主任者此救治あるを利として此些細の私を行ふは非なり凡そ何國に論なく其造幣局の發行する貨幣は其平均宜しく略、本位に密合すべき者にして救治と名けて其幾何の差を許すは唯、技術の精微必ずべからざるか爲めのみ此差あるか爲めに故さらに本位を降すへからざるなり

然れども苟くも治外の國に對して貨幣を發行する者僅かに千分中一二の益の爲めに廉耻を破ふるか如き所業は多く有るへからす其品位の一致を得るには諸國造幣局の官吏并に分析

家相會同して共に其事務の大本則及試験金の品質如何を議定せし可なるへし蓋し既往を以て之を察するに貨幣の事に於ては邦國互に相猜疑するを須ひす西班牙及墨西哥の如き別に廉潔を以て名を得る者に非されども百年以來能く其弗銀の重量品質を守るか故に今は至遠の地に至るまで之を疑はずして計數を以て通用し英倫に於ても亦曾て一時其通用を許せしことあり是のみならず諸國の貨幣曾て條約等の故に由らすして往々他邦の官定錢を爲りて行はるゝを見れば共用貨幣の得て行ふべきこと必せり今其例を擧ぐれば英國のソブリンは獨り其諸屬土及植民地のみならず又葡萄牙、埃及、巴西其他の地に行はれ又佛の拿破倫錢は歐洲到處幾んど通用せざる所なし和蘭のギニャット錢も亦大に佳評を得たる貨幣なり又諸弗銀の廣く流通したるは既に屢々擧ぐる所の如し

○貨幣制度の乖戾

又列國共用貨幣の制を立つるに其第一難は英、佛、合衆國、日耳曼等の諸大國皆其貨幣の制ありて各々自から誇張し一朝己れを棄て、人に從ふを拒むに在り然るに諸國の制度各々其長あり短ありて斷然其一を推すべきほどの優劣なければ取捨を其間に決する能はず蓋し佛

國の制はフランクを本として完善の十分數を爲し且つ既に共用貨幣として白耳義、瑞士、以多利、に行はるゝの外他地利も亦之を用ひて共用貨幣と爲し西班牙、希臘其他數小邦に於ては其銀貨を採て自國通用の貨幣とす

然るに英國は亦應さに曰ふべし磅は其分割便利ならざるも他國に勝れたる價値の好元位なりと蓋し磅は方今諸國に行はれたる元位の至大なる者にして殊に之を黄金に取りたれば今日諸國の富日進するに際して最も其勢に適せる元位なり且つ磅の制今日歐洲に於ては獨り其一隅(葡萄牙)のみに行はると雖ども論者亦須く記すべし、歐洲獨り貿易の軸心たり開明の燒點たるは之を久しきに恃むべからざることを今や濠太利ポリネシア及亞非利加の諸屬土皆駭々として隆盛に赴むき其勢力を宇内に伸ぶるの日蓋し遠きに非す而して磅の制皆此等の地に行はる且つ英國の互市及船舶普ねく宇内に蔓延したれば地上の各海港皆ソブリン錢を知らざる者なし

米國も亦頗る其弗銀の利に就て言ふべき者あり此錢全く十數を以て分割するのみならず後文言へるか如く其分割最も宜しきを得たり且つ此錢二三百年來極めて廣く諸邦に行はれて

會計の元位と爲りたる貨幣按、墨西哥と其制を一にすれば實験既に富めり且つ其殊に誇張すべきは此錢凡そ入智の先見すへき上に於て他日輿地上第一富庶強盛の國と爲るへき一邦の貨幣たるなり蓋し其初め英倫の至良の種族より出て又歐洲諸邦の至良の血胤を帯び加ふるに輿地上至美の大陸に占據せる民遂に今日自から亦期せざる所の富盛の地位に上らんと斷して疑ふべからざるなり

○共用貨幣の諸商議

共用貨幣遂に歐洲大陸の西部に行はるゝの漸を爲したる諸議論、會議、團結、盟約等は此小冊子中得て詳載する所に非ず讀者其詳を知らんと欲せばフレデリッキ、ヘンドリックスの好著述を見るへし此書佛國其他諸國の共用貨幣に因み速かに十分貨幣を英國に行ふべきを論ずと題して千八百六十六年の私版に係り英國に於て共用貨幣の事を世に公にしたるは此書を以て嚆矢とす其他セイド氏の地金并に外國爲替論も亦參看に供すべくヨールナル、デ 新聞の名 コノミナス にも亦委しく其事を記せり

抑、共用貨幣の事は千八百五十五年巴勒に於て始めて尺度、權衡、貨幣皆列國一様の十分法に歸するを勸奨する爲めに一社を創立せしを其權輿とす此時英國の支社頗ふる之に盡力せり其後千八百五十八年合衆國政府列國通貨を劃一にするの議を發し既にして同六十年及六十二年倫敦及伯靈に於て列國の會議あり殊に伯靈會議の時には後文學くるか如く頗ふる重大の決議あり然れども此時會同せるは白耳義、佛蘭西、瑞士、以多利の接境四國にして其議固と佛國の金銀貨幣境外に流出して禁すべからざるに起り此會中偶、共用貨幣の議發じて遂に千八百六十五年十二月眞の共用貨幣會議を開けり

右六十二年の會議の貨幣の事に關する報告は極めて重要なる書にして貨幣は金を以て本位と爲し銀錢青銅錢を以て之を補助するの便なるを論し又其品質は總て皆十中の九に歸一せしむべきを主張しメートル法に據りて貨幣の重を定むべきの論を啓し其末諸國貨幣の元位を矯めて相對照し易からしむべき方案を發論す

斯くて千八百七十年佛國日耳曼と兵端を開くの前新たに委員會を設け商務卿兼カチンシル、オフ、スナートの會長(デパリエー)を其總裁として廣く衆議を募り貨幣本位の事に關する諸件并に萬國共用貨幣の本位は何を以て可と爲すを論辯せしむ此時諮問に應ずる者三十

七人あり然るに同七十二年佛國政府其顛末を二大冊子と爲して發行せるを見るに答辯者及委員の意見過半は斷然金貨單位を以て是とせり

又諸大國貨幣の元位は今日略、既にフランクの幾倍數に合せり左の小表は其今日の價格と前きの會同に於て矯めてフランクの幾倍たらしめんと謀りたる數とを對擧す

今日フランクに折したる價

他日改定せんを欲する價

フランク

一

一

ポロリン 澳地利

二・四七

二・五

弗金 米國

五・一八

五・

磅

二五・二二

二五・

此表を以て見るときはポロリンは僅かに其百分の一・二二を昇せ弗は百分の三・五を降し磅は百分の〇・八八を降せば大に其對照を簡にすへし故に今日貨幣の制取て大に紛更するを須ひすして容易に一國の計算を轉して他國に移すを得へからしむへく且つ右の如くなるべきは此等の貨幣は即ち列國共用貨幣にして我か磅錢は佛國に在て二十五フランク錢と爲し

米國に在て五弗錢と爲して通用すべし又米國の弗金は佛國に在て一エクトー錢と爲し英國に在て四時令錢と爲して通用すべし

右會同の時には諸國學て一元位に歸するの議未だ出でず唯、諸國中偶々右四元位の二を用ひざる者は今より四元位の中自から其好む所の者を擇て之を用ふべしと云へり然れども前年諸國苟くも公平の心を以て徧なく此方案を採用したらんには今は其至良なる者を擇むの道既に立ちしなるべし然るに千八百六十五年以來不幸にして日耳曼及斯干的那維の諸政府此主意に背馳せる改革を舉行したるによりて近來諸國貨幣の制度漸やく相近似すと雖ども率る幾國相似たる者相集りて群を爲すのみ列國共用の大本未だ立たず但、ヘンドリックス氏か其エノミスト中屢言ふ所の如く諸國新鑄の貨幣は其合同の處漸やく多く且つ次第に十分法に歸すれば實際幾分か進歩せるは疑なし

○英國貨幣を十分法に改むるの議

千八百二十四年ロルドロ、アスト、氏國會中に於て磅貨幣十分法の議を發せし以來新たに改革の方案を立つる者百千箇ならずと雖ども其利害得失相半はして適從する所を知らず是

を以て五十年の久しき未だ實際に決行するに至らず中に就て今須らく記載すべき者二あり一を磅及ミルの方案と謂ひ一を邊尼及十フランクの方案と謂ふ

磅及ミルの方案は一フアルシングの價略一磅の千分の一に當すと云ふに基つき構架せる者にして一磅は九百六十フアルシングなるが故に一フアルシングの價僅かに百分の四を加へて磅錢分割の末位と爲し之を一ミル按、千分の一と名づくべしと云ふ然るときは邊尼錢は五ミルにして恰かも佛國の五サンチム錢あるか如し又フロリンは百ミルなり半ソグレインは五百ミルなり又或人の説の如く新たに二邊尼四の小錢を鑄て磅の百分の一錢と爲すも可なれども是れ必しも新鑄するを要せず此方案の大利益は磅を以て元位と爲すの舊制を改めず其他舊貨幣大抵皆存用するを得るに在り之に抗する者の一に曰く此の如くなれば從來最も盛に民間に行はれたる時令及六邊尼の二錢無用に歸すべしと又其一に曰くミルを以て一錢と爲すは細小に過くと然れども此事必らずしも然らず時令錢は其重量・品質・價位皆今日のまゝにして唯其四十八フアルシングたるに代へて五十ミルと爲し會計錢として之を存して可なり又六邊尼錢も其二十四フアルシングたるに代へて二十五ミルと爲して存すへし是

れ日耳曼、斯干的那維、及貨幣聯盟諸邦新貨幣のフニンニフ、サンチム、リール、オトル等各、其當五十、當二十あるか如くにして敢て繁と爲さず又ミル錢の過小なるを尤むる者は其佛國の最小錢に比して二倍半の大あり日耳曼新貨幣の最小錢に比して二倍と二十五分の一の大あるを思はざるなり

又邊尼及十フランクの方案は故クラハム及リブルス、ウィルソフ兩氏の千八百六十七年列國貨幣會議の報告書中に始て發論する所にして十フランクは八時令と僅かに一邊尼の四分の三弱を差し又一百邊尼に及はざること百分の四なりと云ふに根據す故に十フランク金錢を發行し一時八時令の定位錢として之を用ひて佛國の貨幣と氣脈を通するの漸を爲し其後邊尼錢の價百分の四を降し又時令錢を廢して之に代ふるに一フランク錢即ち十邊尼錢を以てせば則ち純乎たる十分貨幣を爲すへしと云ふ此方案の嘉みすべきは邊尼錢の如き民間に慣熟せる貨幣を幾んど舊のまゝに存置し之を以て會計の末位と爲すと今日と異ならざるに在り加ふるに佛國貨幣の制と頗る相吻合す但、其不便なるは磅は新元位の二倍半を爲すか故に之を廢棄せざるを得ず且つ我か今日の貨幣中能く新制に合する者は獨りフロリン、邊

尼、半邊尼錢あるのみ磅を以てせる會計を新貨幣に改算するに毎次二・五の奇零數を乗するは人其煩を厭ふべし

英國十分貨幣の説始めて起りし頃は列國共用貨幣の論未だ大に人心を喚起せず其事實すら精しく之を知る者なかりしが爾來共用貨幣の論大に行はれて今は兩議論相連帶し其一を擧ぐれば必らず其二に及ぼさざるを得ず今日改革を擧行して若し其一に止らば寧ろ初めより改革せざるの勝るに若かす是を以て改革愈々困難の事と爲れり

○米國他日の弗錢

今日列國共用貨幣の漸を爲すに於て最も改革の施し易きは米國の弗金錢を改て五フランク錢と吻合せしむるに在り方今米國紙幣を以て通貨と爲すは此事の一大機會にして十年以來紙幣の昇降極めて甚しかりしを思へば今日本位の毫釐を動かすは憂と爲すに足らす然るに必らず其舊制に回復せんとするは迂愚の極なり凡そ通貨の價變動するは昇降共に其害ありて且の其昇降の大小に隨ひ其害も亦輕重あり因て惟ふに米國の弗金は金分二十五八八にして之を英國貨幣に折すれば四十九邊尼三一六となる而して金貨の價百十一弗に居れば紙

幣の卑しきと凡そ一割にして之を英貨に折するに四十四邊尼三八四なり然るに佛國の五フランク金錢は金分二十四八八にして英貨四十七邊尼五八とす故に米國の爲めに計るに宜しく新貨幣を鑄造して佛の五フランク錢と均しからしめ而して綠背鈔の價昇りて此新錢と相匹するを俟て之を發行すへし此策世間凡百の定價定費等總て紙幣を以て立約する者に對して政府時に不信を行ふとせず若し夫れ漸やく紙幣を減却し其價全く舊弗錢と相匹するに當て之を發行せば諸契約の其害を蒙むるは更に甚だし

又弗錢の重を減すれば凡そ政府の公債、鐵道會社の株券等其他總て金貨を以て結べる契約は其條規を改正するに非れば實に毀滅に屬すべし然れども此患を除くには唯新貨の百三枚半を以て舊貨の百枚に取引せしむべき一片の布告を發して足れり

米國政府若し能く千八百六十三年會同の建議に従はば、衡量尺度貨幣を改めてメートル制と爲すの大根本と爲り他年其弗錢を以て萬國通用の元位と爲すに至らんことを疑を容れず輿地上今日既に弗を以て貨幣の元位と爲す者多きは實に米國の僥倖なるに今又其金貨を改めて佛のエクトル錢に均しからしめば歐洲諸邦其他從來拿破倫錢を通用せる地は皆之を用ふるに